

令和6年版

消防白書

総務省消防庁

はじめに

昨年は、元日に令和6年能登半島地震が発生し、多くの尊い命が失われ、甚大な被害をもたらしました。5月以降は、大雨や台風などによる被害が日本各地で生じたことに加え、8月には宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。また、9月20日からの大雨では、石川県能登地方を中心に、再び多くの人的・物的被害が生じました。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震・津波災害、火山災害等に備えるため、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることが重要です。また、令和5年中の全国の救急出動件数や搬送人員が集計を開始した昭和38年以降最多を記録するなど、救急業務は厳しい状況に置かれています。このような中で、国民の生命・財産を守る消防の果たす役割は益々増大しています。

令和6年版消防白書では、特集として、令和6年能登半島地震等への対応のほか、近年の大規模災害等への対応、緊急消防援助隊の充実強化、増大する救急需要への対応、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、消防防災分野におけるDXの推進、国民保護施策の推進及び新技術の進展等を踏まえた消防防災行政の対応について記載しています。

また、消防における女性の活躍推進に向けた取組や輪島市大規模火災等を踏まえた感震ブレイカーの普及推進などのトピックスを掲載しています。

この白書が、消防防災に対する国民の皆様のご理解を深め、国や地方公共団体だけではなく、住民、企業も含めた総合的な消防防災体制を確立するに当たって、広く活用いただけることを願っています。

なお、検討状況や統計資料等については、特に断りがない限り、令和6年10月末の状況を基に記載しています。

令和7年1月

本白書は再生紙を使用しております。

はじめに

特 集

特 集 ① 令和6年能登半島地震等への対応

1. 令和6年能登半島地震への対応	3
(1) 地震の概要	3
(2) 地震による被害状況	4
(3) 政府、消防庁、消防機関等の活動	5
2. 地震の検証と今後の対応	10
(1) 政府における検証	10
(2) 本地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項	10
3. 令和6年9月20日から的大雨への対応	13
(1) 災害の概要	13
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	13
4. おわりに	15

特 集 ② 近年の大規模災害等への対応

1. 羽田空港における航空機火災及びその対応状況	16
(1) 災害の概要	16
(2) 消防機関等の活動	16
2. 豊後水道を震源とする地震に係る被害及び消防機関等の対応状況	16
(1) 災害の概要	16
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	17
3. 令和6年7月10日から的大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況	17
(1) 災害の概要	17
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	17
4. 令和6年7月25日から的大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況	18
(1) 災害の概要	18
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	19
5. 宮崎県日向灘を震源とする地震に係る被害及び消防機関等の対応状況	20
(1) 災害の概要	20
(2) 運用開始後初となる南海トラフ地震臨時情報の発表	20
(3) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	21
6. 令和6年台風第10号による被害及び消防機関等の対応状況	22
(1) 災害の概要	22
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	23
7. 近年の自動車火災及びその対応状況	24
(1) 近年の自動車火災	24
(2) 消防庁の対応	24

特 集 ③ 緊急消防援助隊の充実強化

1. 緊急消防援助隊	26
2. 近年における緊急消防援助隊の活動	27

(1) 地震災害	27
(2) 土砂・風水害	28
(3) その他の災害	28
3. 激甚化・頻発化する災害に対する取組	29
(1) 緊急消防援助隊の部隊の創設	29
(2) 緊急消防援助隊の車両・装備の充実	30
(3) 訓練を通じた緊急消防援助隊の充実強化	31
4. 令和6年能登半島地震等を踏まえた取組	31
(1) 応援部隊の被災地への迅速な進出	32
(2) 関係機関との一層の連携強化	32
(3) 航空運用調整の強化	32
(4) 緊急消防援助隊の活動環境の整備	33
(5) おわりに	33

特集④ 増大する救急需要への対応

1. 救急業務の現況	34
2. 救急業務に係る取組	35
(1) 増大する救急需要への対応	35
(2) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）の全国展開の推進	35
(3) 救急安心センター事業（＃7119）の推進	37
3. おわりに	38

特集⑤ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

1. 消防団の現状	39
(1) 消防団員の減少	39
(2) 入団者数の増加・退団者数の減少	39
(3) 被用者である消防団員の割合の増加	40
(4) 女性消防団員の増加	40
(5) 学生消防団員の増加	40
(6) 機能別消防団員の増加	40
2. 消防団の充実強化の取組	40
(1) 消防団の充実に向けた大臣書簡	40
(2) 処遇改善の推進	40
(3) 消防団に対する理解の促進	42
(4) 幅広い住民の入団促進	43
(5) 消防団の働き方改革	44
(6) 平時の消防団活動のあり方	45
(7) 装備等の充実	45

特集⑥ 消防防災分野におけるDXの推進

1. 消防防災分野におけるDX	47
(1) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）の全国展開の推進	47
(2) 災害時の映像情報共有手段の充実	47
(3) 緊急消防援助隊の指揮支援体制の強化	48

(4) A I を活用した救急隊運用最適化	49
(5) 消防指令システムのインターフェイスの標準化・消防業務システムのクラウド化	49
(6) 消防団活動におけるデジタル技術の活用促進	50
(7) ガソリンスタンドにおける A I の活用等	51

特集 ⑦ 国民保護施策の推進

1. 我が国周辺の安全保障環境等	52
2. 安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の進展	52
(1) 避難実施要領のパターンの作成促進	52
(2) 避難施設の指定促進等	53
(3) 特定臨時避難施設の整備	53
(4) 国民保護共同訓練の充実強化	54
3. 最近の北朝鮮によるミサイル発射の動向と発射に対する消防庁の対応	55
(1) 全般	55
(2) 令和6年5月27日の弾道ミサイル技術を使用した発射事案	55
(3) 情報伝達の確実性向上に向けた取組	56
4. おわりに	56

特集 ⑧ 新技術の進展を踏まえた消防防災行政の対応

1. 新技術の活用による消防力の向上	57
(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術	57
(2) 官民連携による研究開発	58
(3) 新技術の実用化に向けた今後の対応	58
2. 新たな課題への対応	59
(1) 新エネルギーへの転換に伴う新たな消防活動	59
(2) 新たなエネルギー技術に対応するための危険物規制のあり方の検討	60

トピックス

1. 消防の広域化及び連携・協力	65
2. 消防における女性の活躍推進に向けた取組	67
3. 感震ブレーカーの普及推進	69
4. 地方公共団体の受援計画の策定促進	70
5. 大規模災害時における情報の収集・広報	72
6. 国際協力・国際交流	73

基本項目

火災予防	～出火件数・火災による死者数～	77
火災予防	～主な出火原因別の出火件数～	77
火災予防	～住宅火災件数・死者数、住宅用火災警報器設置状況～	78
救急体制	～救急業務の実施状況～	78
救助体制	～事故種別救助活動件数～	79
救助体制	～事故種別救助人員～	79
消防体制	～消防組織～	80
消防体制	～女性消防吏員数・割合の推移～	80

【以下は消防庁ＨＰに掲載】

<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r6/68138.html>



第1章 災害の現況と課題

- 第1節 火災予防
- 第2節 危険物施設等における災害対策
- 第3節 石油コンビナート災害対策
- 第4節 林野火災対策
- 第5節 風水害対策
- 第6節 震災対策
- 第7節 原子力災害対策
- 第8節 その他の災害対策

第2章 消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 消防の広域化の推進
- 第3節 消防職団員の活動
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

第3章 国民保護への対応

- 第1節 国民保護への取組
- 第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

第5章 国際的課題への対応

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

資 料



特集

- 特集1 令和6年能登半島地震等への対応
- 特集2 近年の大規模災害等への対応
- 特集3 緊急消防援助隊の充実強化
- 特集4 増大する救急需要への対応
- 特集5 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 特集6 消防防災分野におけるDXの推進
- 特集7 国民保護施策の推進
- 特集8 新技術の進展を踏まえた消防防災行政の対応

令和6年能登半島地震等への対応

1 令和6年能登半島地震への対応

▶(1) 地震の概要

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震（以下、本特集において「本地震」という。）が発生し、石川県輪島市や志賀町で震度7を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度6強から震度1を観測するなど、非常に広範囲で揺れを観測した（特集1-1表・特集1-1図）。その後、地震活動が活発な状態で推移し、10月31日までに最大震度5弱

以上の地震が本地震を含めて19回発生した。

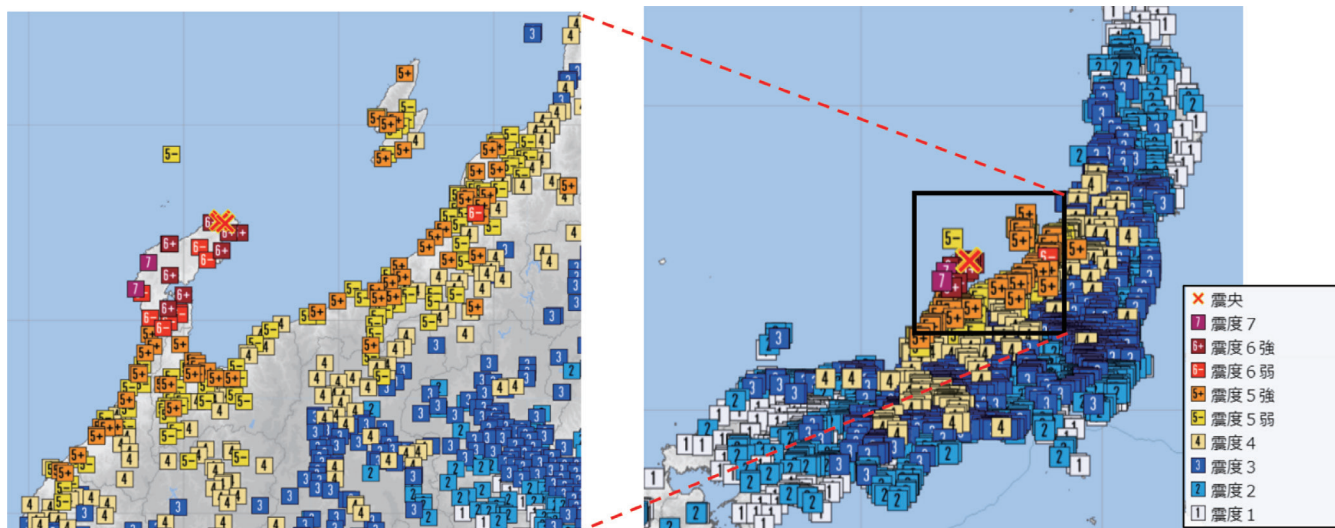
また、本地震により、北海道から九州地方にかけての日本海沿岸を中心に津波が発生し、石川県珠洲市や能登町で4m以上の津波の浸水高が観測されたほか、新潟県上越市では、津波が陸上を遡った高さを示す遡上高が5.9mに達するなど、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。

気象庁は、本地震及び石川県能登地方で発生している令和2年12月以降の一連の地震活動について、名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

特集1-1表 令和6年能登半島地震（マグニチュード7.6）による市町村別震度一覧

震度	都道府県	市町村
7	石川県	輪島市 志賀町
6強	石川県	七尾市 珠洲市 穴水町 能登町
6弱	石川県	中能登町
	新潟県	長岡市
5強	石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 能美市 宝達志水町
	新潟県	新潟市中央区 新潟市南区 新潟市西区 新潟市西蒲区 三条市 柏崎市 見附市 燕市 糸魚川市 妙高市 上越市 佐渡市 南魚沼市 阿賀町 刈羽村
	富山県	富山市 高岡市 氷見市 小矢部市 南砺市 射水市 舟橋村
	福井県	あわら市

特集1-1図 令和6年能登半島地震震度分布図



（気象庁ホームページを基に作成）

■(2) 地震による被害状況

ア 人的被害

本地震により多数の家屋倒壊が発生し、死者・行方不明者450人の人的被害をもたらした。

死者は石川県に集中し、輪島市167人（その他行方不明者3人）、珠洲市137人等となったほか、全国で負傷者1,344人が発生するなど大きな被害となった（令和6年11月21日現在）（特集1-2表）。

イ 物的被害

物的被害は、石川県、富山県、新潟県、福井県、長野県及び岐阜県の6県で発生し、全壊が6,436棟（石川県6,068棟、富山県259棟、新潟県109棟）、半壊・一部破損が13万2,423棟（石川県8万6,424棟、新潟県2万3,158棟、富山県2万1,992棟、福井県827棟、長野県20棟（一部破損のみ）、岐阜県2棟（一部破損のみ））、床上・床下浸水が25棟（新潟県14棟、石川県11棟）となり、被災地全体で計13万棟を超える住家被害が発生した（令和6年11月21日現在）。また、石川県における非住家被害は約3万5千棟となっている。

さらに、石川県、新潟県及び富山県の3県で17件の火災が発生し、特に石川県輪島市河井町では、区域内の建物が約240棟焼損し、焼失面積が約4万9千平方メートルに及ぶ大規模火災（以下、本特集において「輪島市大規模火災」という。）が発生した。

また、電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や

観光業等の経済活動にも大きな支障が生じた。



輪島市大規模火災現場周辺
（三重県防災航空隊提供）



珠洲市正院町家屋倒壊現場

特集1-2表 被害状況（人的・住家等被害）（令和6年11月21日現在）

都道府県	人的被害							住家被害						非住家被害		
	死者	うち 災害関 連死者	行方 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計	公共 建物	その他	合計
				重傷	軽傷	小計										
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
新潟県	4	4		11	44	55	59	109	4,011		14	19,147	23,281		68	68
富山県	2	2		14	42	56	58	259	803			21,189	22,251		1,181	1,181
石川県	441	214	3	342	876	1,218	1,662	6,068	18,249	6	5	68,175	92,503	330	34,798	35,128
福井県					6	6	6		12			815	827		10	10
長野県												20	20			
岐阜県					1	1	1					2	2		1	1
愛知県					1	1	1									
大阪府					5	5	5									
兵庫県					2	2	2									
合計	447	220	3	367	977	1,344	1,794	6,436	23,075	6	19	109,348	138,884	330	36,058	36,388

■(3) 政府、消防庁、消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、1月1日16時11分に官邸対策室を設置するとともに、同日17時30分には特定災害対策本部（同日22時40分に非常災害対策本部に改組）を設置した。

また、被災者等に対するきめ細かな対応を行うため、石川県庁に現地対策本部を設置するとともに、被災地の復旧復興を進めるために令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を設置している。

イ 消防庁の対応

消防庁では、最大震度5強の地震が発生した1月1日16時06分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）を設置し、最大震度7の地震が発生した同日16時10分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）へ改組した。被災地との情報連絡体制をより強固なものとするため、東京消防庁の消防ヘリコプター等により、同月2日に石川県庁及び奥能登広域圏事務組合消防本部へ、合わせて消防庁職員10人を派遣した。その後、輪島市役所へ1人、奥能登広域圏事務組合消防本部へ1人、小松空港へ2人、それぞれ追加で派遣した。現地に派遣された消防庁職員は3月5日までに延べ156人となった。派遣された消防庁職員は、被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整の役割に加えて、消防庁現地広報員として、現地の消防職員の活動に係る映像・画像を消防庁災害対策本部に共有し、報道機関へ提供した。

輪島市大規模火災については、消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因の調査を実施した。5回の現地調査等を消防研究センターの職員が中心となって実施し、それらの調査結果を「令和6年能登半島地震に伴い石川県輪島市で発生した大規模市街地火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書」にとりまとめ、5月に公表した。



消防庁職員の被災地出動状況 1



消防庁職員の被災地出動状況 2

ウ 消防機関等の活動

(ア) 地元消防本部等の活動

特に大きな被害を受けた輪島市、珠洲市等を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では、発災当初から消火、救助、救急等の対応を行った。

石川県内の消防応援については、1月1日16時33分に奥能登広域圏事務組合消防本部から、同日16時50分に羽咋郡市広域圏事務組合消防本部から、また、同日17時50分に七尾鹿島消防本部から要請を受け、同日17時10分に石川県内の8消防本部が石川県消防広域応援部隊として、輪島市、珠洲市等に向け出動し、3月4日まで懸命な救助活動等を行った。

また、3月5日から5月2日まで、奥能登広域圏事務組合消防本部への業務支援として出動を継続し、1月1日から5月2日まで123日間にわたり、計10本部から延べ約1,300人が出動した。

さらに、2月3日から、福井県（福井市消防局、他8本部）及び富山県（富山市消防局、他6本部）が令和6年能登半島地震における広域応援協定に基

づき、奥能登広域圏事務組合消防本部に対して、救急隊及び消火隊を派遣し、同本部管轄内の救急業務、消防水利調査業務等の支援を実施し、3月4日まで31日間にわたり、2県16本部から延べ約180人が出動した。

(イ) 緊急消防援助隊の活動

消防庁災害対策本部では、発災当初より速やかに被災地の被害状況等の情報収集を行い、地震の規模や大津波警報の発表などの状況から大きな被害が想定されたため、16時30分、消防庁長官から応援都道府県に対し、緊急消防援助隊の出動の求めを行った。

17時30分には被害が甚大であること等を踏まえ、出動の求めを指示に切り替え、発災当初から2,000人を超える規模の部隊を展開した。

緊急消防援助隊は、1月1日から2月21日まで52日間にわたり、延べ約1万7,000隊（うちヘリコプター22機）、約5万9,000人が被災地で捜索・救助活動等に従事した（特集1-3表）。

特集1-3表 緊急消防援助隊の活動実績

被災県	部隊別	活動期間	応援県等
石川県	統括指揮支援隊	1月1日～2月21日 計52日間	名古屋市消防局
		1月1日～15日 計15日間	新潟市消防局
	指揮支援隊	1月1日～2月21日 計52日間	京都市消防局
		1月1日～2月21日 計52日間	大阪市消防局
	陸上	1月1日～10日 計10日間	群馬県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県
		1月1日～15日 計15日間	新潟県
		1月1日～21日 計21日間	静岡県
		1月1日～2月2日 計33日間	大阪府
		1月1日～2月3日 計34日間	愛知県
		1月10日～19日 計10日間	山梨県、三重県、鳥取県
		1月10日～22日 計13日間	富山県、長野県
		1月10日～2月3日 計25日間	東京都
		1月10日～2月13日 計35日間	神奈川県
		1月1日～2月21日 計52日間	京都府
		1月14日～2月21日 計39日間	兵庫県
	航空指揮支援隊	1月1日～9日 計9日間	長野県
		1月9日～18日 計10日間	新潟県
		1月5日～31日 計27日間	福井県
		1月11日～25日 計15日間	静岡県
		1月18日～27日 計10日間	鳥取県
		1月18日～2月12日 計26日間	富山県
	航空後方支援小隊	1月1日～10日 計10日間	滋賀県
		1月10日～19日 計10日間	奈良県
		1月19日～28日 計10日間	静岡市
	航空小隊	1月1日～25日 計25日間	大阪市
		1月1日～2月12日 計43日間	名古屋市、京都市
		1月2日～31日 計30日間	群馬県、三重県、兵庫県
		1月2日～22日 計21日間	川崎市
		1月2日～25日 計24日間	横浜市
		1月2日～2月12日 計42日間	埼玉県、東京消防庁
		1月3日～22日 計20日間	岐阜県
		1月3日～25日 計23日間	和歌山県
		1月5日～25日 計21日間	浜松市
		1月7日～22日 計16日間	山梨県
		1月7日～31日 計25日間	千葉市
		1月20日～31日 計12日間	奈良県
		1月1日～2月20日 計51日間	富山県
新潟県	航空	航空小隊	1月1日～2日 計2日間 東京消防庁

出動指示を受けた各府県のうち陸上部隊は、能登半島内において、道路損壊や土砂崩落等が発生した状況の中、道路啓開や通行可能な道路を探すなどして、輪島市については、1月2日中に愛知県大隊、大阪府大隊が陸路進出して活動を開始した。また、珠洲市や能登町についても、2日中に地元消防本部の案内の下で、福井県大隊及び岐阜県大隊の先遣隊が陸路進出するとともに、2日から3日にかけて京都府大隊、福井県大隊、滋賀県大隊、岐阜県大隊、新潟県大隊及び和歌山県大隊が陸路進出して活動を開始した。

これに加えて、自衛隊や海上保安庁とも連携し、空路・海路からの進出も行った。指揮支援隊が自衛隊ヘリコプターで、大阪府隊と奈良県大隊の一部が海上保安庁の船舶でそれぞれ輪島市に進出し、京都府大隊と滋賀県大隊の一部が自衛隊の船舶で珠洲市に進出した。

被災地進出後も活発な地震活動が続き、危険と隣り合わせの中、1人でも多くの要救助者を救出するため、倒壊家屋などの被災現場で安否不明者等の懸命な捜索救助活動が行われた。

輪島市では、発災後72時間を経過した状況下で、大阪府隊が座屈した住家から、要救助者を救出した。珠洲市でも、発災後120時間以上経過した状況下で、京都府大隊・滋賀県大隊が警察やDMATと連携し、座屈した住家から、要救助者を救出した。

今回の災害は、厳冬期であったため、避難所で体調不良者が多く発生した。また、病院や高齢者施設の入院・入居者を、停電や断水が広範囲で起きていた被災地からライフラインが安定している地域へ転院搬送するニーズが発生した。これらの活動に緊急消防援助隊の救急隊が貢献した。

また、消防防災ヘリコプターによる孤立集落等からの救助や転院搬送、物資輸送等が行われた。

輪島市大規模火災に対しては、消防防災ヘリコプターを用いた空中消火を検討し、消防庁長官から1月2日5時より順次9機に対して出動指示を行った。参集したヘリコプターが2日午前偵察飛行し、火災の延焼が認められなかったことから、最終的に空中消火は実施されなかった。また、海上からの放水ができるよう、2日1時00分、消防庁長官から消防艇（新潟市消防局）に出動を指示した。ただし、到着時には既に火災が鎮圧状態となっていたことから、放水は行わず、沿岸部の被害状況の確認な

どを行った。

これらに加え、緊急消防援助隊として、被災した奥能登広域圏事務組合消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動を行った。

緊急消防援助隊は、地元消防本部等との協力による懸命な活動により、3月5日までに救助者数は295人、救急搬送者数は1,577人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）となっている。



自衛隊ヘリコプターによる
緊急消防援助隊の空路進出



発災後72時間を経過した状況下での
要救助者の救出現場



消防ヘリコプターによる救助活動



輪島市名舟町における重機による搜索救助活動



輪島市渋田町における搜索救助活動



珠洲市における救急隊による転院搬送活動



輪島市市ノ瀬町における搜索救助活動

(ウ) 消防団の活動

被害地域の消防団は、自らも被災しながら、発災直後から活動を開始し、地域住民の命と安全を守るべく、懸命な活動を展開した。

その活動規模は、石川県において、1月1日から31日までの間に延べ約8,300人、山形県では、1月1日から2日までの間に延べ約800人、新潟県では、1月1日から9日までの間に延べ約8,000人、富山県では、1月1日から23日までの間に延べ約2,700人、福井県では、1月1日から2日までの間に延べ約260人の消防団員が、それぞれ活動した。

a 地震発生直後の活動

本地震では、多くの家屋が倒壊するほか、津波や火災などによる被害が発生し、一部地域では、道路損壊や土砂崩落等により陸路での地元外からの早期応援が困難な状況の中、地域に密着した消防団は、速やかに住民の安否確認を行い、避難の呼び掛けを行った。さらに、常備消防と連携し、倒壊家屋に閉じ込められた住民の救助活動や傷病者の搬送などを行った。また、輪島市大規模火災現場では、常備消防と連携した消火活動及び救助活動も行われた。

なお、石川県、山形県、新潟県、富山県及び福井県内の市町村では、管内の警戒巡回や避難誘導の実施、救助資機材搭載型車両を活用した夜間の救助現場での照明機器を用いた活動支援等が実施された。

b 地震発生後の活動

地震発生から数日経過した後においても、消防団は各地域において、多くの住民が避難する避難所や地域の見回り、避難所における給水活動、炊き出し、物資の搬入支援、高齢者支援、避難者名簿の作成等を行った。さらに、家財の搬出、道路上の障害物撤去、道路の補修作業等の災害復旧活動や、住民が避難している空き家を狙った窃盗被害防止のための巡回・警戒など、消火・救助活動以外の活動も多く行われた。



輪島市消防団による消火活動の様子



輪島市消防団による亀裂の入った道路補修の様子
(輪島市消防団門前分団員提供)



珠洲市消防団による避難所運営支援の様子

2 地震の検証と今後の対応

▶(1) 政府における検証

政府においては、関係省庁が連携して初動対応に当たるとともに、救命救助や捜索、インフラやライフラインの復旧、被災者支援等に政府一体となって取り組んだ。

これらの経験を今後の災害対応に活かしていくため、政府は内閣官房副長官補（内政担当）を座長とする「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」（以下、本特集において「検証チーム」という。）を開催し、令和6年6月、「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」をとりまとめた。

さらに、検証チームの点検結果も踏まえ、災害時における応急対策・生活支援策の強化を検討するため、令和6年6月に、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」が設置され、検討のとりまとめが行われている。

▶(2) 本地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項

消防庁においては、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下、本特集において「検討会」という。）を開催し、輪島市大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、消防活動計画等の策定、車両・資機材等の整備など消防本部において事前にとるべき方策や、応援部隊の体制強化、感震ブレーカー等の普及に向けた取組などの地震火災対策等についてとりまとめを行った。

また、緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、今後の緊急消防援助隊の円滑かつ効果的な運用を議論するため、消防庁、被災都道府県及び出動隊等で構成された「令和6年度緊急消防援助隊運用調整会議令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動に関する検証会」（以下、本特集において「検証会」という。）を開催した。

これらを踏まえて、消防庁においては、令和6年7月に「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和6年7月12日付け通知）を発出し、各地方公共団体における消防防災力の強化に向けた推進事項を周

知した。

政府における検証や、検討会、検証会等による検証により得られた課題と消防庁における今後の対応策は以下のとおりである。

ア 輪島市大規模火災を踏まえた火災予防、消防活動等の消防防災対策の強化

(ア) 検証から得られた課題

地震に伴い、石川県輪島市朝市通り周辺では大規模な市街地火災が発生した。

管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では、半島という地理的制約がある中、道路損壊や土砂崩落等により陸路での地元外からの早期応援が困難な状況下で、消防車両の横転や消防団拠点施設（詰所）の倒壊・損壊により消防車両の出動や資機材等の搬出が行えず、迅速な初動対応が困難であったことや、水道管の破断により多くの消火栓が使用不能となるなど、限られた消防力での消火活動を余儀なくされた。

また、住民が避難することによる火災の発見・通報、初期消火の遅れなど、大規模地震時の火災予防の課題や津波警報下での津波浸水想定区域における消防活動の課題、都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善、建築物等の耐震化の促進などのまちづくりの課題が確認された。



検討会の様子



検討会後のブリーフィングの様子

(イ) 今後の対応策

地元消防本部等の体制強化として、震災時の木造密集地域での活動及び津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定、津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集体制の構築、消防団の充実など地域防災力の強化等の取組を推進していく必要がある。今後、消防庁は、各消防本部において策定すべき津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等について、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、計画に盛り込むべき事項等を計画例として示す予定である。

また、火災の早期覚知、情報収集のためのドローンや高所監視カメラの整備促進、耐震性貯水槽の設置促進、消火活動の省力化、無人化のための無人走行放水ロボットや水幕ノズルの整備、消防署・消防団拠点施設（詰所）の耐震化等の取組を推進していく。

さらに、地震対策の推進として、地震における火災予防の推進（家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付き火気設備、住宅用火災警報器、防災訓練等）や、大規模地震時の電気火災対策（感震ブレーカー等の普及推進）等の取組が必要であり、今後、消防庁は、感震ブレーカー等の普及に向けて、各地域における取組を促進するため、感震ブレーカー等について実態把握を行った上で、モデル計画を策定し、別途通知する予定である。

イ 緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制強化

(ア) 検証から得られた課題

緊急消防援助隊については、これまでも実災害や訓練等の積み重ねにより、迅速な出動が可能となるよう取り組んできたところであり、本地震では石川県内に速やかに進出することができた。一方で、発災当初、道路損壊や土砂崩落等により、大型車両による被災地への進出には困難が伴ったことから、道路損壊等が発生した場合における陸路での迅速な進出について検討が必要である。

また、道路損壊等が発生した本地震においては、自衛隊や海上保安庁と連携した輸送機や船舶等での進出が有効であった。このため、空路や海路による進出を念頭にした部隊のあり方の検討や関係機関との一層の連携強化の取組が必要である。

さらに、ヘリコプターを必要とする事案の集約及

び調整の円滑化に向けた航空運用調整の一層の強化や、積雪寒冷地等であったことにより活動及び宿営において過酷な状況であったことを踏まえた緊急消防援助隊の隊員の活動環境の整備及び処遇の改善の課題が確認された。



進出時の道路状況

(イ) 今後の対応策

消防庁としては、道路損壊や土砂崩落等により進出が困難となった場合の対策として、悪条件下での進出・活動を可能にするための、車両の小型化、資機材の軽量化や関係機関との連携による空路・海路での応援部隊及び車両・資機材の投入などの対策や航空運用調整の強化、緊急消防援助隊の活動環境の整備を進めていく（詳細は特集3を参照）。

ウ 災害時の通信体制の強化

(ア) 検証から得られた課題

本地震において、防災行政無線等の屋外スピーカーの損壊や停電による電源喪失の発生、消防指令センターと各消防署所間の通信ネットワークの断絶等が発生した。

また、災害現場における通信状況が悪く、関係機関への情報伝達や様々な被災現場で活動する複数の活動部隊等の間における情報共有、被災地の映像情報の安定した共有が行えない等の制約が発生した。

さらに、消防庁から携帯電話事業者に対して被災者等の位置情報提供要請を実施する必要が生じた。

(イ) 今後の対応策

a 住民への災害情報伝達手段の多重化

消防庁としては、防災行政無線等の設備の耐震化、非常用電源の強化等を含めた災害情報伝達手段

の多重化を推進していく。多重化に当たっては、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるように留意して取組を進めていく。

b 消防防災分野の通信基盤の強化

消防庁としては、災害時においても平常時と同様の部隊運用を継続できるようにすべく、消防指令センターと消防署所間における、消防指令システム、消防救急デジタル無線等の通信手段の多様化や電源設備のバックアップ態勢の強化等のあり方を検討していく。

また、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている非常用通信手段の確保及びその確実な運用に加え、消防防災無線、衛星携帯電話等の通信手段の多重化等を推進していく。あわせて、被災地の被害状況を映像等にて情報共有を確実に行うべく、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の導入・活用を推進していく。

c 要救助者の携帯電話位置情報の積極的な活用

消防庁としては、救助機関（都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む。）において、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請を積極的に活用するよう推進していく。

エ 大規模災害等に備えた消防団の更なる充実強化

(ア) 検証から得られた課題

本地震では、道路損壊や土砂崩落等により陸路での地元外からの早期応援が困難な状況の中、地域に密着した消防団は地域防災力の要として非常に大きな役割を果たしたところであり、地域住民同士の助け合いの中核を担う消防団の役割の重要性が再認識された。

一方で、地震や津波により、消防団拠点施設（詰所）が倒壊・損壊し、消防団車両の出動や資機材等の搬出が行えず、迅速な初動対応が困難となった事例や、消防団車両が消防団拠点施設（詰所）のシャッターに衝突し、出動まで時間を要した事例のほか、道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の通行が困難となり、救助が必要な災害現場への迅速な進出が行えなかった事例などが確認されたことを踏まえ、消防団の災害対応能力を一層強化するための積極的な取組が必要である。



倒壊した輪島市門前分団詰所の様子
(輪島市消防団門前分団員提供)

(イ) 今後の対応策

消防庁としては、大規模災害等に備えるため、消防団拠点施設（詰所）の耐震強化、狭小・狭隘な道路や悪路でも通行可能な機動性が高い小型車両等の整備推進、女性や経験が浅い消防団員も含め、全ての消防団員が比較的容易に取り扱える小型化・軽量化された救助用資機材等の整備推進、デジタル技術の活用促進等、災害対応能力の強化に取り組んでいく。

さらに、ドローンを含めた救助用資機材等の訓練や消防団活動に必要な準中型免許等の資格の取得など実践的な教育訓練体制や多様な主体との連携促進等の活動体制の充実強化を図るとともに、消防団の更なる充実強化に向け、処遇の改善ややりがいを持って活動できる環境づくり等にも取り組んでいく。

3 令和6年9月20日からの大雨への対応

▶(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和6年9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、21日は前線上の低気圧が日本海を東に進み、22日には台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進んだ。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。

特に、石川県では21日午前に関状降水帯が発生し、大雨災害の危険度が急激に高まったことから、気象庁は同日10時50分に石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報を発表した。石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、平年の9月の月降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。

イ 被害の状況

この記録的な大雨により、元日に大きな被害を受けた石川県能登地方を中心に、河川氾濫、浸水、がけ崩れ等が発生した。特に、輪島市、珠洲市及び能登町では、複数の土砂災害が発生するなど、死者16人、負傷者47人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、石川県、山形県、新潟県、香川県及び長崎県で計2,301棟となっている（令和6年11月21日現在）。

なお、令和6年9月20日からの大雨による各地の被害状況は、**特集1-4表**のとおりである。



被害の状況 1



被害の状況 2

▶(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、9月20日15時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

9月21日10時50分に石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、同時刻に官邸連絡室に改組し、同日12時26分に官邸対策室に改組した（**特集1-5表**）。

特集1-4表 被害状況（人的・住家被害）（令和6年11月21日現在）

都道府県	人的被害							住家被害					
	死者	うち 災害関 連死者	行方 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
				重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
山形県											26		26
新潟県											3		3
石川県	15			2	45	47	62	108	565	270	1,166	59	2,168
香川県											1		1
長崎県										15	88		103
熊本県	1						1						
合計	16			2	45	47	63	108	565	285	1,284	59	2,301

特集1-5表 政府の主な動き

日付	時刻	会議開催等
9月20日	15時00分	情報連絡室設置
9月20日	15時00分	関係省庁災害警戒会議
9月21日	10時50分	官邸連絡室改組
9月21日	12時26分	官邸対策室改組
9月21日	17時00分	第1回関係省庁災害対策会議
9月22日	11時00分	第2回関係省庁災害対策会議
9月23日	11時30分	第3回関係省庁災害対策会議
9月25日	11時30分	第4回関係省庁災害対策会議

イ 消防庁の対応

消防庁においては、9月20日15時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和6年9月20日からの大雨についての警戒情報」を同日発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。その後、9月21日10時50分に石川県輪島市、珠洲市及び能登町に対して大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、同時刻に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）に改組し、応急体制の強化を行うとともに、大雨特別警報が発表された石川県に対し適切な対応及び被害報告を要請した。

さらに、同日12時26分に官邸対策室に改組されたことを踏まえ、同時刻に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）に改組した。

また、同日13時08分に石川県知事から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の応援要請を受け、同日13時12分に消防庁長官から応援府県の知事に対して出動の求めを行った。

同日15時20分には、消防庁職員6人を石川県庁、輪島市役所及び珠洲市役所に向け派遣し、その翌日、小松空港に向け2人を派遣した。9月21日から10月3日までの間、延べ29人の消防庁職員を派遣した。

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、石川県が災害対策本部を設置した。奥能登広域圏事務組合消防本部では、河川氾濫、浸水、がけ崩れ等が発生した能登地方を中心に、9月21日9時40分、石川県内消防本部に応援出動を要請した。同日13時08分には、石川県知事から消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請した。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

エ 消防機関の対応

(ア) 地元消防本部等

石川県能登地方において、大雨による浸水や、土石流による家屋流出などにより甚大な被害が発生し、当該地域を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では、発災当初から捜索・救助活動等の対応を行った。

石川県内の消防応援については、9月21日に石川県消防相互応援協定により石川県内10消防本部が、石川県消防広域応援部隊として、輪島市、珠洲市等に向け出動し、10月10日まで懸命な救助活動等を行った。

(イ) 緊急消防援助隊

令和6年9月21日13時08分、石川県知事からの緊急消防援助隊の応援要請に基づき、同日13時12分、消防庁長官から応援府県に対し、緊急消防援助隊の出動の求めを行った。

これを受け、緊急消防援助隊は災害現場へ迅速に進出し、600人規模の部隊を展開した。令和6年9月21日から同年10月3日まで13日間、10府県から延べ約1,600隊（うちヘリコプター9機）、約6,200人が出動し、被災地において捜索・救助活動等に従事した。



緊急消防援助隊の活動の様子1



緊急消防援助隊の活動の様子2



緊急消防援助隊の活動の様子3

(ウ) 消防団

石川県能登地方を中心に、甚大な被害に見舞われた市町村において、消防団は、安否不明者の搜索、危険箇所の巡視・警戒、住民の避難誘導、ポンプによる排水活動を行ったほか、土砂撤去等の災害復旧活動を実施した。



能登町消防団による冠水道路の排水作業の様子
(石川県能登町提供)

4 おわりに

消防庁においては、能登半島地震等を踏まえて、緊急消防援助隊や常備消防の更なる充実強化、消防団を中核とした地域防災力の底上げなど、消防防災対策の強化に一層注力していくこととしている。

近年の大規模災害等への対応

1 羽田空港における航空機火災及びその対応状況

■(1) 災害の概要

ア 発災の状況

令和6年1月2日17時47分頃、東京国際空港（羽田空港）C滑走路において、日本航空516便（新千歳発羽田行き）と海上保安庁所属JA722A機（令和6年能登半島地震の被災地への支援物資輸送準備中）が衝突し、両機が炎上した。

イ 被害の状況

日本航空機側乗員・乗客379人のうち負傷者15人、海上保安庁機側乗員6人のうち死者5人、負傷者1人の人的被害が発生した^{*1}。

また、衝突した両機が全焼するとともに、同空港A・B・D滑走路は1月2日21時29分の運用再開まで利用が停止され、事故が発生したC滑走路では、1月8日0時00分の運用再開まで利用が停止され、1月2日から同月9日までに欠航1491便、旅客数約26万人に影響が発生した。

■(2) 消防機関等の活動

ア 消防庁の対応

消防庁においては、1月2日18時00分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図った。

イ 消防機関等の活動

事故発生後、国土交通省東京空港事務所の化学消防車6台が出動し消火に当たるとともに、管轄の東京消防庁から大型化学消防車、救急車等115隊が出動し消火・救急等の対応に当たり、日本航空機火災は1月3日2時15分に、海上保安庁機火災は1月2日21時35分にそれぞれ鎮火した。

消火活動においては、東京消防庁の屈折放水塔車、無人走行放水装備、消火用水に海水を用いるための遠距離大量送水装備等も活用し、脱出した乗客の保護においては、東京空港事務所や空港内事業者で組織される消火救難協力隊やDMAT等も活動した。



屈折放水塔車を用いた消火活動の様子
(東京消防庁提供)

2 豊後水道を震源とする地震に係る被害及び消防機関等の対応状況

■(1) 災害の概要

ア 地震の概要

令和6年4月17日23時14分、豊後水道の深さ39kmを震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、愛媛県愛南町及び高知県宿毛市で震度6弱を観測した。

イ 被害の状況

この地震により、高知県において、重傷者2人など、広島県、愛媛県、高知県及び大分県の4県において、合わせて負傷者16人の人的被害が発生した。

また、361棟が一部破損となる住家被害も発生した（令和6年11月21日現在）。

*1 速報値であり、今後、変更の可能性がある。



被害の状況（宇和島市提供）

▶(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日23時39分には、関係省庁の局長級等で構成される緊急参集チームによる協議が開始され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）を設置し、震度5弱以上を観測した愛媛県、高知県及び大分県に対して、適切な対応及び被害報告について要請した。

ウ 被災自治体の対応

この地震により、愛媛県及び高知県が災害対策本部を設置した。

エ 消防機関の対応

(ア) 消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たったほか、被害状況を把握するため、愛媛県及び高知県の消防防災ヘリコプターが被災地域の情報収集活動を実施した。

(イ) 消防団

愛媛県及び高知県内をはじめとする市町村において、消防団は、地震発生直後から被害情報の収集、危険箇所の巡視・警戒及び消防水利の漏れ等の確認作業を実施した。

3 令和6年7月10日からの大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況

▶(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和6年7月10日から15日にかけて、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となった。

九州を中心に西日本から東北地方にかけて大雨となり、長崎県では、14日朝に線状降水帯が発生した。10日から15日にかけての総降水量は、九州南部で500ミリを超える所があった。

イ 被害の状況

この記録的な大雨により、西日本から東日本の広い範囲で浸水、がけ崩れ等の被害が発生した。特に、愛媛県松山市において、がけ崩れに住家が巻き込まれるなど、愛媛県で死者3人、島根県及び広島県で負傷者2人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、山口県で131棟、島根県で105棟など、計275棟となっている（令和6年11月21日現在）。



被害の状況（松山市消防局提供）

▶(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、7月10日15時30分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、7月10日15時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体

制)を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和6年7月10日からの梅雨前線による大雨についての警戒情報」を同日発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、島根県が災害対策本部を設置した。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

エ 消防機関の活動

(ア) 消防本部

大規模ながけ崩れが発生した愛媛県松山市では、松山市消防局が消防団と協力し、安否不明者の捜索・救助活動に当たった。



消防機関の活動
(松山市消防局提供)

(イ) 消防団

松山市消防団は、チェーンソーを活用した障害物の撤去作業を行い、常備消防と連携した要救助者の捜索に当たったほか、機動重機隊及び人力による土砂撤去や土砂流入を防ぐ土のう設置作業等を実施した。



消防団による土砂撤去作業の様子
(松山市提供)



消防団による土のう設置作業の様子
(松山市提供)

4

令和6年7月25日からの大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況

▶(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和6年7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本にかけて大雨となり、特に山形県では25日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生した。気象庁は同日13時05分に山形県を対象に大雨特別警報を発表し、20時10分に大雨警報に切り替えたのち、23時40分に再び山形県を対象に大雨特別警報を発表した。

また、東北地方を中心に、24日から26日にかけての3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。

イ 被害の状況

この記録的な大雨により、東北地方の日本海側を中心に広い範囲で河川氾濫、浸水、がけ崩れ等の被害

害が発生した。特に、山形県新庄市において、大雨の影響で警察官2人が浸水に巻き込まれるなど、山形県で死者3人・負傷者4人、秋田県で死者2人・負傷者1人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、山形県で1,763棟、秋田県で317棟など、計2,098棟となっている（令和6年11月21日現在）。



被害の状況 1
(由利本荘市消防本部提供)



被害の状況 2
(酒田地区広域行政組合消防本部提供)

■(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、7月25日13時05分に官邸連絡室を設置した。同日13時45分には、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

翌日、7月26日0時58分に官邸対策室へ改組した。同日1時27分には、関係省庁の局長級等で構成される緊急参集チームによる協議が開始され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された（特集2-1表）。

特集2-1表 政府の主な動き

日 付	時 刻	会議開催等
7月25日	13時05分	官邸連絡室設置
7月25日	13時45分	関係省庁災害警戒会議
7月26日	0時58分	官邸対策室改組
7月26日	1時27分	緊急参集チーム協議

イ 消防庁の対応

消防庁においては、7月25日13時05分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、大雨特別警報が発表された山形県等に対し適切な対応及び被害報告について要請した。

また、同日15時25分に都道府県及び指定都市に対し「令和6年7月25日からの大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

さらに、7月26日0時58分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）に改組し、応急体制の強化を行うとともに、大雨特別警報が発表された山形県に対し、迅速な初動対応及び被害報告を要請した（特集2-2表）。

特集2-2表 消防庁の対応

日 付	時 刻	本部設置等
7月25日	13時05分	国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）
7月25日	15時25分	都道府県及び指定都市に対し「令和6年7月25日からの大雨についての警戒情報」発出
7月26日	0時58分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、秋田県及び山形県が災害対策本部を設置した。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

エ 消防機関の活動

(ア) 消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たった。

大規模な浸水被害が発生した山形県新庄市では、地元消防本部が消防団及び県内消防本部からの応援隊と協力し、捜索・救助活動等に当たった。

また、山形県内応援隊11隊が山形県広域消防相互応援協定に基づき、最上広域市町村圏事務組合消防本部に向け出動した。山形県内応援隊11隊を含む、各消防機関等の救助活動により、山形県防災ヘリコプターでの8人の救出をはじめ、少なくとも153人を救出した。



救出活動の様子（由利本荘市消防本部提供）

（イ） 消防団

秋田県及び山形県の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導、ポンプによる排水活動及びボートによる救助活動等を行ったほか、土砂流入を防ぐ土のう設置作業等を実施した。



消防団の活動の様子（山形県鶴岡市提供）

5 宮崎県日向灘を震源とする地震に係る被害及び消防機関等の対応状況

（1） 災害の概要

ア 地震の概要

令和6年8月8日16時42分、日向灘の深さ31kmを震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測した。

イ 被害の状況

この地震により、宮崎県において、重傷者2人など、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の3県において、合わせて負傷者16人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、宮崎県で75棟、鹿児島県8棟、計83棟となっている（令和6年11月21日現在）。



救出活動の様子（宮崎市消防局提供）

（2） 運用開始後初となる南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなっている。

この地震に伴い、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、気象庁は8月8日17時00分に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同日19時15分には、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した。これらは令和元年5月31日の「南海トラフ地震臨時情報」運用開始後、初めての発表であった。

■(3) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日17時04分には、関係省庁の局長級等で構成される緊急参集チームによる協議が開始され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された同日19時15分から、政府としての特別な注意の呼びかけが開始され、同日20時00分に開催された関係省庁災害対策会議において、防災担当大臣から、今後1週間、日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢をとるなど、南海トラフ地震の特別な注意を呼び掛けた。

その後、8月15日17時00分をもって、政府としての特別な注意の呼びかけを終了した（特集2-3表）。

中央防災会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、「南海トラフ地震臨時情報」の平時からの周知・広報や、当該臨時情報の発表時における政府としての呼びかけの内容などについて検証が始められており、今後、同ワーキンググループでの議論を踏まえ、運用の改善を図ることとしている。

特集2-3表 政府の主な動き

日 付	時 刻	会議開催等
8月8日	16時44分	官邸対策室設置
8月8日	17時00分	気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表
8月8日	17時04分	緊急参集チーム協議
8月8日	19時15分	気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表 政府としての特別な注意の呼びかけを開始
8月8日	20時00分	関係省庁災害対策会議開催 防災担当大臣から特別な注意の呼びかけ
8月15日	17時00分	政府としての特別な注意の呼びかけを終了

イ 消防庁の対応

(ア) 消防庁災害対策本部の設置

消防庁においては、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）を設置し、震度5弱以上を観測した宮崎県及び鹿児島県に対して、適切な対応及び被害報告について要請した。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報の周知

消防庁においては、同日17時24分に、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁

が発表した「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を周知した。また、同日19時31分には、当該都府県に対し、気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を周知した。さらに、同日21時54分、「日向灘を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議」の情報を提供した。

その後、8月15日17時11分に、当該都府県に対し、政府としての特別な注意の呼びかけを終了したことを周知した（特集2-4表）。

特集2-4表 消防庁の対応

日 付	時 刻	本部設置等
8月8日	16時43分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）
8月8日	17時24分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁から発表された「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を周知
8月8日	19時31分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁から発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を周知
8月8日	21時54分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、「日向灘を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議」の情報を提供
8月15日	17時11分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、政府としての特別な注意の呼びかけを終了したことを周知

ウ 被災自治体の対応

この地震等により、東京都、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県及び宮崎県が災害対策本部を設置した。

エ 消防機関の対応

(ア) 消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たったほか、被害状況を把握するため、大分県、宮崎県及び鹿児島県の防災ヘリコプターが被災地域の情報収集活動を実施した。

(イ) 消防団

熊本県、宮崎県及び鹿児島県の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、地震発生直後から被害情報の収集及び危険箇所の巡視・警戒等を実施した。

6

令和6年台風第10号による被害及び 消防機関等の対応状況

▶(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和6年8月22日3時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は、24日にかけて発達しながら北へ進み、25日には進路を北西へ変えて進んだ。台風は日本付近で動きが遅くなり、27日には非常に強い勢力となって九州へ接近した。台風は、上陸直前は中心気圧935hPa、最大風速50m/sの勢力となり、29日8時頃に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸した。上陸後は、ゆっくりとした速度で勢力を弱めながら九州や四国を通して東海道沖へ進んで9月1日12時に熱帯低気圧に変わった。

台風が非常に強い勢力で接近したため、8月27日から29日にかけて鹿児島県では最大風速30m/sを超える猛烈な風を観測し、九州の複数の観測地点で8月の最大風速の観測史上1位の値を更新した。28日には、気象庁が、鹿児島県（奄美地方を除く）の市町村に暴風、波浪、高潮の特別警報を発表した。

また、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、複数の観測地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新し、8月27日から9月1日までの総雨量は、東海地方や九州南部で900ミリを超えるなど、平年の8月の月降水量の2倍以上となった所があった。8月28日から31日にかけて、鹿児島県、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県及び三重県で線状降水帯が発生した。台風の接近に伴い、台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、宮崎県、鳥取県、埼玉県及び岐阜県で竜巻などの激しい突風による被害も発生した。

イ 被害の状況

この台風により、愛知県蒲郡市で、住宅が巻き込まれるがけ崩れが発生するなど、全国で死者8人、重傷者11人、軽傷者123人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、神奈川県2,075棟、宮崎県1,189棟、鹿児島県716棟、大分県で452棟など、計4,986棟となっている（令和6年11月21日現在）。

なお、台風第10号による各地の被害状況は、**特集2-5表**のとおりである。



被害の状況1
(宮崎市消防局提供)



被害の状況2
(宮崎市消防局提供)



救助活動の様子
(蒲郡市消防本部提供)

特集2-5表 台風第10号による被害状況（令和6年11月21日現在）

都道府県	人的被害							住家被害						非住家被害		
	死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計	公共 建物	その他	合計
				重傷	軽傷	小計										
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道											3		3			
青森県											3		3			
岩手県										8	19		27			
栃木県											1		1			
群馬県					1	1	1					1	1			
埼玉県										5	21		26			
東京都										2	33		35	1	1	2
神奈川県					5	5	5	3	42	111	1,886	33	2,075		2	2
岐阜県									8	6	148	5	167		56	56
静岡県								1	19	14	65	19	118		1	1
愛知県	3			1	1	2	5	1		1	20	3	25		4	4
三重県					2	2	2				14		14		1	1
兵庫県											1		1			
鳥取県												18	18		1	1
岡山県					1	1	1				1		1			
広島県					1	1	1								1	1
山口県					2	2	2									
徳島県	1						1					1	1			
香川県										10	85	1	96		15	15
愛媛県					2	2	2				4	1	5			
高知県					1	1	1								1	1
福岡県	2			3	19	22	24	2				3	5	3		3
佐賀県	1			1	4	5	6									
長崎県				1	8	9	9					1	1			
熊本県					6	6	6				2	4	6			
大分県					3	3	3	2	17	130	269	34	452		3	3
宮崎県				1	38	39	39		22	3	3	1,161	1,189			
鹿児島県	1			4	29	33	34	3	27	1	37	648	716			
合計	8			11	123	134	142	12	135	291	2,615	1,933	4,986	4	86	90

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、8月26日15時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し台風への警戒を呼び掛けた。

その後、8月28日には特定災害対策本部を設置し、官邸対策室へ改組した。既に判明した被害及び対応状況について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行うとともに、改めて地方公共団体や国民に対し台風への警戒を呼び掛けた(特集2-6表)。

特集2-6表 政府の主な動き

日 付	時 刻	会議開催等
8月26日	15時00分	関係省庁災害警戒会議 情報連絡室設置
8月28日	8時00分	特定災害対策本部設置 官邸対策室改組
8月28日	9時00分	第1回特定災害対策本部会議
8月29日	13時30分	関係閣僚会議
8月29日	16時30分	第2回特定災害対策本部会議
8月30日	16時00分	第3回特定災害対策本部会議

イ 消防庁の対応

消防庁においては、8月26日15時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、同日15時49分に、都道府県及び指定都市に対し、「令和6年台風第10号についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。8月28日8時00分に特定災害対策本部が設置されたことを踏まえ、消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）へ改組した。

また、都道府県及び指定都市に対し、台風第10号に関する関係閣僚会議の情報を提供し、災害対応に万全を期すよう要請した(特集2-7表)。

特集2-7表 消防庁の対応

日 付	時 刻	本部設置等
8月26日	15時00分	応急対策室長を長とする 消防庁災害対策室（第1次応急体制）設置
8月28日	8時00分	消防庁長官を長とする 消防庁災害対策本部（第3次応急体制）改組
8月28日	10時05分	第1回特定災害対策本部会議の情報提供
8月29日	14時41分	台風第10号に関する関係閣僚会議の情報提供
8月29日	17時45分	第2回特定災害対策本部会議の情報提供
8月30日	17時00分	第3回特定災害対策本部会議の情報提供

ウ 被災自治体の対応

この台風により、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県が災害対策本部を設置した。

エ 消防機関の活動

(ア) 消防本部

大規模ながけ崩れが発生した愛知県蒲安市では、地元消防本部と近隣応援消防本部4隊、県内応援消防本部9隊が協力し、安否不明者の捜索・救助活動に当たった。

また、山口県、高知県、宮崎県、鹿児島県の防災ヘリコプター及び福岡市消防局の消防ヘリコプターが情報収集活動を実施した。

(イ) 消防団

日本各地で多くの市町村が甚大な被害に見舞われた中、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導、ポンプによる排水活動及びチェーンソーを活用した障害物の撤去作業等を行ったほか、土砂撤去等の災害復旧活動を実施した。



消防団の活動の様子1
(宮崎県日向市提供)



消防団の活動の様子2
(鹿児島県鹿屋市提供)

7 近年の自動車火災及びその対応状況

▶(1) 近年の自動車火災

令和5年8月に神奈川県厚木市のパチンコ店の立体駐車場において自動車火災が発生し、153台の車両が焼損したほか、同年9月には山陽自動車道尼子山トンネル内で自動車火災が発生し、8人が負傷するとともに大型トラックを含む23台の車両が焼損した。

近年の自動車は、プラスチックなどの可燃性素材が多く使用されていることに加え、大型化により可燃物量も増加していること等から、火災の進展速度、着火容易性、隣接車両への延焼の危険性が高まっていると考えられ、初期消火ができず複数台に延焼すると消火困難となるおそれがある。

▶(2) 消防庁の対応

消防庁としては、厚木市の駐車場火災を受けて、厚木市消防本部の火災原因調査の技術支援を行うとともに、「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において対策の検討を行った。当該検討部会での検討結果を踏まえ、駐車場火災を想定した自衛消防訓練の実施を駐車場関係の事業者団体を通じて促すとともに、消防本部による訓練指導の実施や出動計画の見直しなど消火活動上の留意事項等について周知している。



火の根元を左右に掃くようにノズルを動かし消火します

移動式粉末消火設備を用いた初期消火の説明動画

また、山陽自動車道尼子山トンネル火災では、排煙機能を有する大型ブロアー装置等を搭載した特別高度工作車が、排煙を行うことにより消火活動の効率を上げるなど有効に活用された。大型ブロアーは、トンネルを始めとした閉鎖空間から火災による煙や有毒ガス、熱気等を排除する際にも用いられることから、消防庁では国有財産等の無償使用制度を活用し、当該機能等を備えた特別高度工作車の更新整備を進めている。



特別高度工作車

特集

3

緊急消防援助隊の充実強化

1

緊急消防援助隊

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震（以下、本特集において「本地震」という。）によりもたらされた阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者6,437人、負傷者4万3,792人、住宅被害63万9,686棟という甚大な被害が生じ、兵庫県内の消防応援と併せて全国41都道府県から、延べ約3万人の消防応援が行われた。

本地震では、地元の地方公共団体による被害状況の把握や応援要請などの基本的な対応が困難となり、初動対応に支障が生じた。また、全国からの消防広域応援を行うに当たり、応援部隊の迅速な出動体制や指揮命令系統の整備、応援のための車両・資機材の確保など、様々な課題が浮き彫りとなった。

これらの課題に対応し、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月、緊急消防援助隊が創設された。緊急消防援助隊発足から30年近くが経過し、令和6年11月現在で45回出動している。

緊急消防援助隊は、平成15年の消防組織法改正により法制化された。大規模災害等が発生した際には、消防組織法第44条に基づき、被災都道府県知事からの応援要請を受け又は応援要請を待たずに、消防庁長官の求め又は指示により、全国から消防部隊が被災地へ集中的に出動する仕組みとして確立している。大規模災害時に的確に全国的な応援体制がとれるよう、創設当初1,267隊であった登録隊数を6,661隊（令和6年4月1日現在）まで増加させてきたほか、実災害における課題や経験を踏まえ、車両や資機材の増強を図ることにより、人命救助活動等を実施する緊急消防援助隊の体制を充実強化してきた。

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など国家的な非常災害の発生が切迫する中、緊急消防援助隊の充実強化を更に進めていくことが、ますます重要となっている。

特集3-1表 緊急消防援助隊の出動実績

年	活動期間	災害名	出動隊・出動人員
平成	8 12.6~12.12(7日間)	蒲原沢土石流災害	72隊382人
	10 9.4(1日間)	岩手県内陸北部を震源とする地震	2隊7人
	12 3.29~5.10(40日間)	有珠山噴火災害	14隊65人
	10.6(1日間)	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	4隊15人
	13 3.24~3.26(3日間)	平成13年(2001年)芸予地震	9隊37人
	7.26~7.28(3日間)	宮城県北部を震源とする地震	3隊16人
	8.22~8.25(4日間)	三重県ごみ固形燃料発電所火災	23隊56人
	15 9.8~9.9(2日間)	栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災	30隊135人
	9.26(1日間)	平成15年(2003年)十勝沖地震	381隊1,417人
	9.28~10.21(24日間)	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災	
	7.13~7.15(3日間)	平成16年7月新潟・福島豪雨	171隊693人
	7.18~7.19(2日間)	平成16年7月福井豪雨	159隊679人
	10.21~10.22(2日間)	平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害	70隊284人
	10.23~11.1(10日間)	平成16年(2004年)新潟県中越地震	480隊2,121人
	3.20(1日)	福岡県西方沖を震源とする地震	3隊12人
	4.25~4.28(4日間)	平成17年JR西日本福知山線列車事故	74隊270人
	1.30(1日)	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	7隊30人
	19 3.25~3.26(2日間)	平成19年(2007年)能登半島地震	87隊349人
	4.15(1日)	三重県中部を震源とする地震	3隊12人
	7.16~7.23(8日間)	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	15隊110人
	20 6.14~6.19(6日間)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	211隊1,025人
	7.24(1日)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	99隊379人
	21 8.11(1日)	駿河湾を震源とする地震	6隊29人
	23 3.11~6.6(88日間)	東日本大震災	8,854隊30,684人
	25 10.16~10.31(16日間)	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	117隊518人
	8.20~9.5(17日間)	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	399隊1,296人
	26 9.27~10.17(21日間)	御嶽山噴火災害	547隊2,171人
	11.23(1日)	長野県北部を震源とする地震	22隊104人
	27 5.29(1日)	口永良部島噴火災害	4隊22人
	9.10~9.17(8日間)	平成27年9月関東・東北豪雨	255隊1,001人
	4.14~4.27(14日間)	平成28年熊本地震	1,644隊5,497人
	8.31~9.9(10日間)	平成28年台風第10号による災害	257隊1,044人
	29 3.27~3.28(2日間)	栃木県那須町雪崩事故	3隊10人
	7.5~7.25(21日間)	平成29年7月九州北部豪雨	1,179隊4,203人
	4.11~4.14(4日間)	大分県中津市土砂災害	31隊135人
令和	30 6.18(1日)	大阪府北部を震源とする地震	2隊11人
	7.6~7.31(26日間)	平成30年7月豪雨	1,383隊5,385人
	9.6~9.10(5日間)	平成30年北海道胆振東部地震	197隊827人
	元 8.28~8.31(4日間)	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	43隊146人
	10.13~10.18(6日間)	令和元年東日本台風(台風第19号)による災害	276隊1,038人
	2 7.4~7.15(12日間)	令和2年7月豪雨	532隊1,999人
	3 2.25~3.3(7日間)	栃木県足利市林野火災	24隊145人
6	7.3~7.26(24日間)	静岡県熱海市土石流災害	815隊3,099人
	1.1~2.21(52日間)	令和6年能登半島地震	約4,900隊 約17,000人
	9.21~10.3(13日間)	令和6年9月奥能登豪雨	約500隊 約1,900人

2 近年における緊急消防援助隊の活動

緊急消防援助隊は、平成7年の創設以降、平成8年12月に新潟県と長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、地震、火災、土砂・風水害のほか、噴火や列車事故などのあらゆる種別の災害に出動し、多くの大規模災害において人命救助活動等に多大なる成果を上げてきた。特に平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、創設以降初となる消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊が延べ3万1,166隊、延べ約11万人が活動し、88日間にわたり、消火、救急、救助等を効果的に実施した。

近年においても、大規模な地震災害や激甚化・頻発化する土砂・風水害などに迅速かつ的確に対応している。

■(1) 地震災害

ア 平成28年熊本地震

平成28年4月14日21時26分に熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、その後、4月16日1時25分にも同地域を震源とする最大震度7の地震が発生し、死者211人、重軽傷者2,746人の被害をもたらした。消防庁長官による出動の求めを受けた20都府県の緊急消防援助隊が出動し、余震が頻発するなかで、捜索・救助活動等に従事し、熊本県内で86人を救出した。

イ 平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日3時7分、北海道胆振地方中東部において、厚真町で震度7、安平町とむかわ町で震度6強、札幌市東区、千歳市、日高町及び平取町で震度6弱を観測したほか、北海道の広い範囲において強い揺れを観測し、死者42人、重軽傷者762人の被害をもたらした。消防庁長官による出動の求めを受けた12都道県の緊急消防援助隊が出動し、本州から陸路による出動ができなかったため、民間フェリーや関係機関の輸送機等を活用し被災地へ向けて出動し、重機等による土砂等の排除を行いながら、安否不明者の捜索・救助活動を行うとともに、航空小隊による空からの捜索・救助活動や情報収集等の活動により、5日間で24人を救出した。

ウ 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方において、志賀町及び輪島市で最大震度7の地震が発生し、死者・行方不明者450人、重軽傷者1,344人の被害をもたらした（令和6年11月21日現在）。発災後、直ちに消防庁長官による出動の求めを行い（後に出動指示に切替）、21都府県の緊急消防援助隊が出動した。道路損壊や土砂崩落等が発生した状況において、比較的小型な一部の消防車両で被災地へ向かうとともに、関係機関とも連携し、空路・海路による進出など、様々な手段を尽くして被災地入りし、捜索・救助活動を中心として、孤立地域からの救助や物資搬送、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送、被災消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動に従事し、緊急消防援助隊と地元消防本部等により、64日間で295人を救出した。



重機を活用した捜索・救助活動の様子
(平成28年熊本地震)



民間フェリーを活用した部隊輸送の様子
(平成30年北海道胆振東部地震)



搜索・救助活動の様子（令和6年能登半島地震）



自衛隊輸送機による部隊輸送の様子
（令和6年能登半島地震）

■(2) 土砂・風水害

ア 平成30年7月豪雨

西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した大雨により、河川の氾濫、浸水、土砂災害等が発生し、死者237人、重軽傷者432人の被害をもたらした。災害の発生後、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県知事からの要請に基づき、消防庁長官による出動の指示を受けた23都府県の緊急消防援助隊が出動した。河川氾濫による浸水地域や土砂が堆積した住宅地で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救助や安否不明者の搜索を行うとともに、航空小隊による情報収集及び孤立地域からの救助活動により、26日間で397人を救出した。

イ 令和元年東日本台風（台風第19号）

令和元年東日本台風（台風第19号）の影響等による大雨で、各地で河川の氾濫や決壊、浸水、土砂災害等が発生し、死者91人、重軽傷者376人の被害をもたらした。災害の発生後、宮城県、福島県及び長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官による出

動の指示を受けた14都道府県の緊急消防援助隊が出動した。河川氾濫による浸水地域や土砂崩れによって押し流された住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救助や安否不明者の搜索・救助活動に従事し、6日間で171人を救出した。

ウ 静岡県熱海市土石流災害

令和3年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区において土石流が発生し、死者28人、重軽傷者4人の被害をもたらした。災害の発生後、静岡県知事からの要請に基づき、消防庁長官による出動の指示を受けた10都府県の緊急消防援助隊が出動した。重機等を活用し、広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら、安否不明者の搜索・救助活動に従事し、24日間で49人を救助した。



救命ボートを活用した救助活動の様子
（令和元年東日本台風（台風第19号））

■(3) その他の災害

ア 平成26年御嶽山噴火災害

平成26年9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生し、死者58人、重軽傷者69人の被害をもたらした。長野県知事の要請に基づく消防庁長官による出動の求めを受け、火山ガス検知等の資機材を保有する6都府県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり6都府県547隊2,171人が出動し、搜索・救助活動を行った。

イ 平成29年栃木県那須町雪崩事故

栃木県那須町のスキー場において、高校生等が雪崩に巻き込まれる事故が発生し、死者8人、重軽傷者40人の被害をもたらした。栃木県知事からの要請に基づく消防庁長官による出動の求めを受け、埼玉

県の緊急消防援助隊が出動した。消防活動用ドローンによる上空からの事故現場全体の状況把握や活動現場の確認等に従事した。

ウ 令和3年栃木県足利市林野火災

栃木県足利市西宮町地内にある両崖山山頂付近の山林から出火した林野火災により、約167haが焼損し、市街地の近くまで延焼が広がった。栃木県知事からの要請に基づく消防庁長官による出動の求めを受けた7都県の緊急消防援助隊が出動し、空中消火活動や活動隊の指揮支援活動に従事した。



消防防災ヘリコプターによる空中消火の様子
(令和3年栃木県足利市林野火災)

3 激甚化・頻発化する災害に対する取組

前項のとおり、緊急消防援助隊は、地震災害や土砂・風水害をはじめ、噴火災害、雪崩災害、林野火災など、あらゆる大規模災害に対応してきた。これらの災害から得られた課題や経験を踏まえ、大規模災害時に緊急消防援助隊がより一層迅速かつ的確に対応できるよう充実強化を図っていくことが求められる。

近年は、災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫しており、それらの災害に的確に対応するため、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、部隊の増強を図るとともに、緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用や、消防組織法第50条による無償使用制度を活用した車両・資機材の配備により装備等の充実を図ってきた。また、自衛隊等の関係機関との連携強化を図り、搜索救助活動等を効果的に行えるよう、合同訓練を実施するなどの取組を行ってきた。

■(1) 緊急消防援助隊の部隊の創設

ア 統合機動部隊の創設と運用強化

東日本大震災において、消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の各都道府県大隊が出動することとなったが、首都圏などの都道府県大隊においては、地域内の交通・通信状況が滞り、参集、準備、集結、出動という一連の行為に時間を要する例が散見された。都道府県大隊全てがそろふことを待たずに、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内の出動を目標に先遣隊として出動する「統合機動部隊」を平成26年に創設し、特に緊急度の高い人命救助等の活動を展開するとともに、後続部隊の活動に資する情報収集・提供を行うことで、緊急消防援助隊の初動展開能力を充実させる体制を整備した。その後、都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化等を目的に「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」を策定するなど迅速出動に係る運用の継続的な見直しを行い、初動対応能力の向上を図ってきた。

イ 土砂・風水害機動支援部隊の創設

局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じている。これらの大規模な土砂・風水害時における救助体制を強化するため、重機及び重機搬送車や小型水陸両用車を積載した大規模津波風水害対策車、中型水陸両用車、大型水陸両用車を配備するとともに、それらを有した「土砂・風水害機動支援部隊」を平成31年に創設し、被災地に機動的に投入する体制を整備した。

特集3-1図 土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成



ウ NBC災害即応部隊の創設

日本国内での2019年のラグビーワールドカップ及び2021年のオリンピック・パラリンピックの開催に伴い、NBCテロ災害に万全を期す必要があったことから、「NBC災害即応部隊」を平成31年に創設するとともに、化学剤検知器、化学剤同定装置、生物剤検知器、大型除染システム等を配備し、消防庁長

官が定めるNBC運用計画に基づき迅速に出動する体制を整備した。

特集3-2図 NBC災害即応部隊の基本的な編成



エ 航空部隊の充実

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、台風や豪雨に伴う水害や土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した消防活動は、重要な役割を果たしている。

消防庁としても大規模災害及び複雑多様化する各種災害並びに救急業務の高度化に対応するため消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、広域的な情報収集など国の任務を担う消防庁ヘリコプターを配備するなど、消防防災ヘリコプターの全国的配備を推進し、令和6年11月1日現在、消防庁保有機が5機、消防機関保有機が30機、道県保有機が42機の計77機が配備され、全機が緊急消防援助隊として登録されている。

全国的な機体の配備に加え、緊急消防援助隊が効果的に活動できる体制整備として、より迅速に出動し、被災地での対応を行うため、航空小隊を都道府県大隊から切り離し、出動した航空小隊により部隊を構成する「航空部隊」を再編するとともに、航空指揮本部において航空隊の指揮を行っている者を補佐する「航空指揮支援隊」及び航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に必要な輸送・補給活動を行う「航空後方支援小隊」を創設し、航空指揮本部の支援体制も整備してきた。

（2）緊急消防援助隊の車両・装備の充実

応援出動する緊急消防援助隊が実効性のある活動を展開するためには、出動する部隊が十分な能力水準を持ち合わせる必要がある。このため、消防庁として、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置、無償使用制度により、緊急消防援助隊で用いる車両・資機材の整備に努めてきた。これにより、救助隊や消防隊、救急隊が用いる救助工作車や消防自動車、救急自動車等の車両・資機材を整備するほか、後方支援に要する燃料補給車や拠点機能形成車、特殊災害に要する大型除染システム搭載車などの車両・資機材が整備され、令和6年4月1日時点で6,661隊（台）の登録がなされている。

近年においても、実災害を踏まえた整備を行ってきており、令和3年熱海市土石流災害の教訓を踏まえ、狭隘な場所や、道路が損壊している場所でも機動性、走破性が高く、資機材（救助・消火）搭載能力の向上により多様な消防活動を行える小型救助車の整備を行ったほか、上空からの情報収集活動を実施することにより、孤立地域住民の安否確認、要救助者の確認、さらには救助車両等の進出の可否を迅速に判断し、的確な消防活動を遂行するために地図画像作成機能付ハイスペックドローンの配備を行った。そのほか、長期化する緊急消防援助隊の活動を支えるための後方支援体制の強化を図るため、高機能エアータントの配備を行った。これらに加え、大規模災害発生時、被災地の前線での部隊活動を支える拠点機能を形成するため、長期の消防応援活動を支援する資機材を積載した拠点機能形成車や全国のあらゆる場所で映像伝送が可能なヘリサットを装備した消防庁ヘリコプターを配備するなど、緊急消防援助隊の車両・資機材の充実強化を図っている。

特集3-3図 近年の緊急消防援助隊の配備車両等



■(3) 訓練を通じた緊急消防援助隊の充実強化

これらの車両・資機材の充実を含む体制整備等の運用面への定着、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上、関係機関との連携強化や被災都道府県等の受援体制の強化などを一層推し進めるため、緊急消防援助隊基本計画に基づき、平成8年度から全国6ブロックにおいて、地域ブロック合同訓練を毎年実施している。また、広域的な部隊進出の検証、国家的な非常災害に対する緊急消防援助隊の出動計画等を定めるアクションプランの検証等を目的に、全都道府県が参加する最大規模の訓練として、全国合同訓練を概ね5年ごとに実施している。令和4年11月には、南海トラフ地震を想定した、緊急消防援助隊発足から6回目となる全国合同訓練を静岡県において実施し、緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図っている。



救助活動の様子（全国合同訓練）



自衛隊輸送機による部隊進出訓練の様子
（全国合同訓練）



トンネル内車両孤立救出訓練の様子
（地域ブロック合同訓練）



毒劇物災害対応訓練の様子
（地域ブロック合同訓練）

4 令和6年能登半島地震等を踏まえた取組

令和6年能登半島地震では、52日間で述べ5万9,000人が出動し、捜索・救助活動を中心として、孤立地域からの救助や物資搬送、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送、被災消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動に従事し、緊急消防援助隊と地元消防本部等により、64日間で295人を救出した。

これまでの実災害や訓練等の積み重ねを踏まえ、迅速に出動し、発災翌日の1月2日の朝までに石川県内に進出することができた一方で課題も明らかになった。道路損壊や土砂崩落等により、大型車両による奥能登地域への進出が困難で、普通車クラスの一部の消防車両で人員・資機材を積載して進出するとともに、自衛隊等とも連携して空や海から進出することとなった。また、積雪寒冷地等であったことにより、活動及び宿営において過酷な環境であったことを踏まえ、隊員の活動環境改善が求められた。これらの課題や教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の更なる充実に向け、以下の取組を図っていく。



陸路進出の様子



宿営地の様子

▶(1) 応援部隊の被災地への迅速な進出

小型軽量化された車両・資機材の整備や、空路・海路での被災地進出に向けた関係機関との実践的な輸送・進出訓練等により、部隊の機動性を高め、道路状況が悪い場合でも被災地へ迅速に進出できるようにする。また、狭隘な道路でも人員輸送や資機材搬送が可能な車両、関係機関の航空機や船舶を活用した進出が可能な車両、悪路等の悪条件でも救助可能な車両を組み合わせた部隊編成にしてい



悪路走行可能な小型車両



航空機で輸送可能な車両

▶(2) 関係機関との一層の連携強化

自衛隊や海上保安庁と連携した輸送機や船舶等での進出が有効であったことから、部隊の空路・海路進出が迅速に行えるよう、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等の様々な機会を捉えて、自衛隊等と連携強化を図り、関係機関と連携した実践的な輸送・進出訓練を実施していく。



自衛隊輸送機との連携

▶(3) 航空運用調整の強化

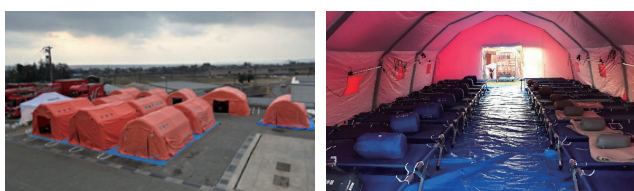
ヘリコプターによる救助活動等を迅速かつ効果的に行うためにも、都道府県災害対策本部に設置され、ヘリコプターに関する任務の集約・調整を行う「航空運用調整班」が十分に機能するように、航空運用調整班の運営方法の確認や緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練をはじめとする各種訓練を通じて、航空運用調整班の災害対応能力を向上させる。



災害対策本部（航空運用調整班の状況）

▶(4) 緊急消防援助隊の活動環境の整備

積雪寒冷地等の過酷な状況においても、緊急消防援助隊の隊員が救助活動等に集中して従事できるよう、高機能エアートントや暖房器具等の資機材等の整備による隊員の活動環境改善に資する取組を推進する。また、緊急消防援助隊として出動した隊員の処遇の改善を図る。



高機能エアートント

▶(5) おわりに

緊急消防援助隊の発足から間もなく30年を迎える中、緊急消防援助隊の災害対応力の充実強化に向けた様々な取組を行い、多くの大規模災害等において人命救助活動等に多大なる成果を上げてきた。今後も、緊急消防援助隊基本計画に基づく、関係機関との訓練等を通じた連携強化に資する取組を中心として、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図っていく。

特集

4

増大する救急需要への対応

1 救急業務の現況

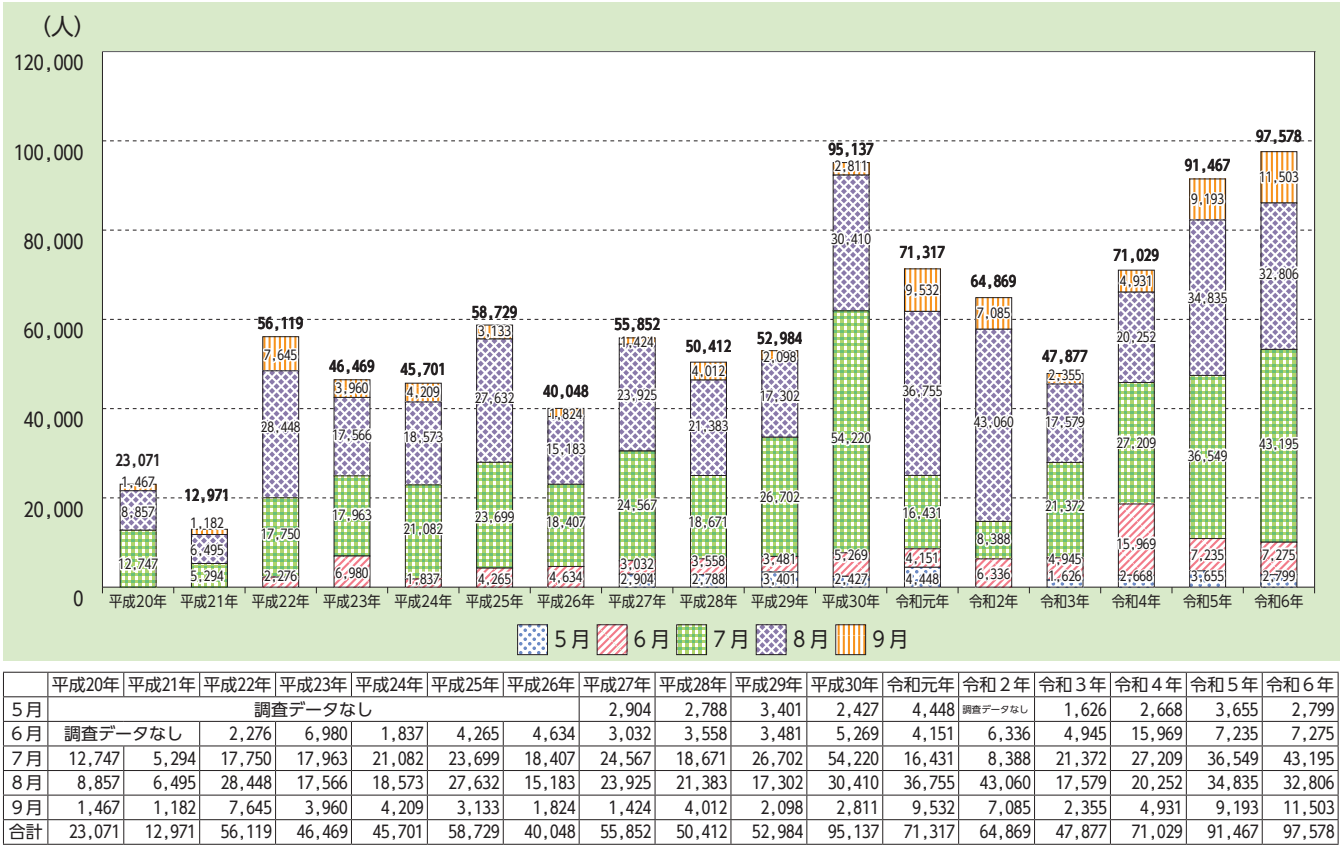
令和5年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、763万8,558件となっており、1日平均では約2万928件で、平均すると約4.1秒に1回の割合で救急自動車が出動したことになる。また、救急自動車による搬送人員は、664万1,420人となっている。これは国民の延べ19人に1人が救急自動車によって搬送されたことになる。令和5年の救急自動車による全国の救急出動件数や搬送人員は集計を開始した昭和38年以降、最多となった。さらに、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）の平均は約10.0分（前年約10.3分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本特集において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.3分延伸している。また、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に

引き継ぐまでに要した時間）の平均は約45.6分（前年約47.2分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約6.1分延伸している。

救急需要増大の要因の一つとして、高齢化の進展が挙げられる。令和5年中の搬送人員に占める高齢者の割合は61.6%となっており、高齢者の約9人に1人が搬送されていることになる。

また、熱中症患者が増加する夏季には、特に救急需要の高まりが見られ、令和6年は、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は9万7,578人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となった（特集4-1図）。

特集4-1図 平成20年～令和6年の熱中症による救急搬送人員の推移



2 救急業務に係る取組

■(1) 増大する救急需要への対応

救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供することは、近年の大きな課題となっている。消防庁では、課題への対策について、救急自動車の適時・適切な利用の推進（「求める側」）、救急需要への適切な対応（「応じる側」）、そしてこれらを支える「基盤」に分けて整理し、検討を進めている。

「求める側」の対策としては、救急需要予測の精緻化、救急安心センター事業（以下、本特集において「#7119」という。）の全国展開や利用促進、医療との連携についての検討を進めている。

「応じる側」の対策としては、緊急性の低い転院搬送等における病院救急車や患者等搬送事業者等の活用の検討、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（以下、本特集において「マイナ救急」という。）をはじめとする救急DXの推進などに取り組んでいる。

また、これらを支える「基盤」として、救急ひっ迫時の緊急度判定（トリアージ）の活用の検討や、緊急性の考え方を明確化する場合の論点整理などを行っている。

次項以降においては、代表的な施策であるマイナ救急や#7119の取組状況について記載する。

■(2) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）の全国展開の推進

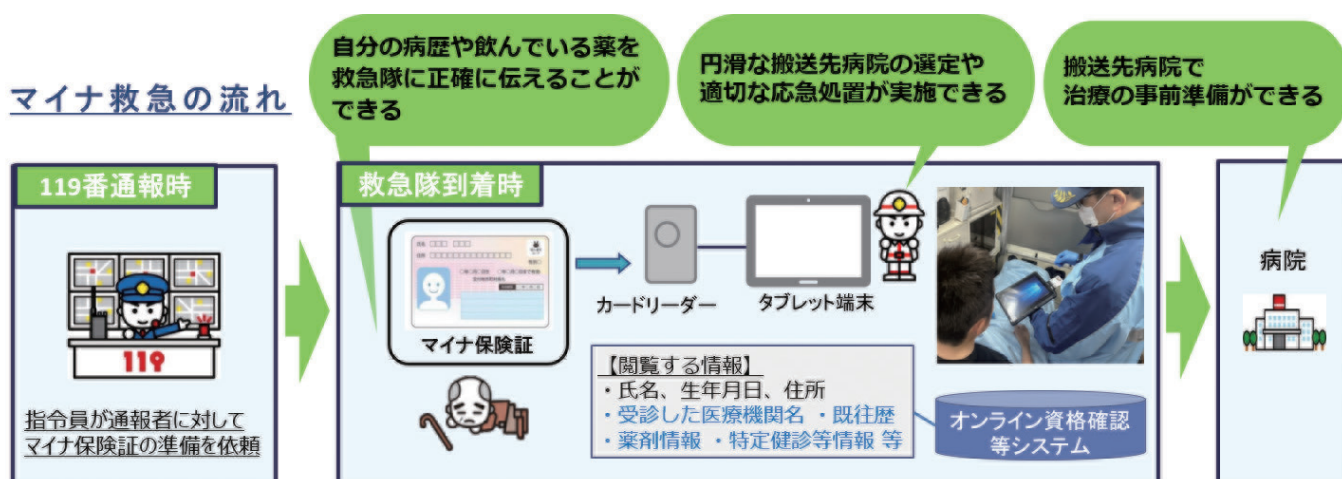
ア マイナ救急の概要

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者の健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード（以下、本特集において「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組のことである（**特集4-2図**）。オンライン資格確認等システムを通じて救急隊が救急搬送する傷病者の過去の受診歴や薬剤情報などの医療情報等を閲覧する。

令和3年10月からマイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能とする「オンライン資格確認」の本格運用が開始され、令和5年4月から導入が原則義務化されるなど、全国の医療機関等において、オンライン資格確認等システムを活用して、レセプト情報に基づく患者の医療情報等を医師等が閲覧できる仕組みが構築された。

こうした状況を踏まえ、救急現場において、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用し、オンライン資格確認等システムから傷病者の医療情報等を取得し、救急業務の円滑化を図るための事業の検討を令和4年度から開始している。

特集4-2図 マイナ救急事業イメージ図



イ 事業の効果

現状の救急活動における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われているが、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機関名などの情報を、症状に苦しみ傷病者本人から聴取せざるを得ないことも多い。また、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するに当たり、課題となっている。

マイナ救急では、救急現場において救急隊がタブレット端末に付属した汎用カードリーダーでマイナ保険証を読み取り、オンライン資格確認等システムを通じて救急隊が傷病者の過去の受診歴や薬剤情報などの医療情報等を閲覧することが可能となる。

これにより、傷病者は救急隊に情報を正確に伝えることができる、救急隊は病院選定や搬送中の応急処置を適切に行うことができる、医療機関は治療の事前準備ができる、といったメリットが期待され、傷病者、救急隊及び医療機関それぞれにとって有用性が高いと考えられる。

令和6年度の実証事業に参加した消防本部の救急隊員向けに実施したアンケートでは、「高齢者夫婦のみで、情報収集が困難だったが、マイナ保険証で情報が取得できた。」「傷病者が認知症を患っており、病歴や服薬情報収集に役に立った。」「外出先での事故で、お薬手帳を所持していなかったため、薬剤情報が分かったことは有益だった。」といった声があり、その有用性が示された。

ウ これまでの取組

令和4年度は、6消防本部30隊による実証実験を行った。実証実験の結果、特に高齢者、聴覚等の障がいがある人など情報提供に困難を伴う傷病者への対応において、傷病者の負担軽減、正確な情報の取得、傷病者の病態把握などの観点から、一定の効果を確認することができた。

令和5年度は、マイナ救急のシステム構築に係る課題等の解決に向けた検討を行い、救急隊が救急現場で効果的に活用できるよう、「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」を作成し、システムの具体的な要件や運用方針等について整理した。

エ 令和6年度の取組

令和6年度は、令和4年度に行われた実証実験の結果を踏まえ、閲覧者を救急救命士のみでなく救急隊員に拡大する、傷病者からの同意取得を書面ではなく口頭で実施する（意識不明等、同意取得困難時は同意不要）、マイナンバーカードの読み取りは汎用カードリーダーによることとし本人確認は救急隊の目視確認に統一する、といった改善を図った上で、67消防本部660隊の参画を得て実証事業を行っており、今後の全国展開に向けて、運用面での課題整理や有効事例の収集等を行っている（**特集4-3図**）。

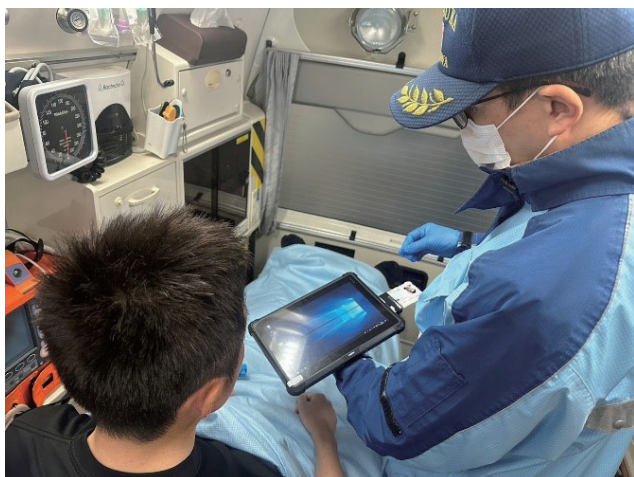
また、並行して救急隊専用のシステム構築にも取り組んでいる。現行のオンライン資格確認等システムは、主に医療機関の待合室や診察室等で用いられているため、救急現場においてタブレット端末を用いて操作することを想定した画面設計にはなっていない。そのため、救急隊員が救急現場において簡易かつ迅速に操作できるよう、ボタンを大きくする、画面遷移数を削減するなど、救急隊が使いやすいシステム構築に向けて、オンライン資格確認等システムの改修を進めている。

さらに、「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会」及びその下に設置されるワーキンググループにおいて、有識者や消防本部の意見を伺いながら、システムの運用方針等に係る具体的な内容について検討を進め、消防本部での運用開始に向けてシステムの導入手順書や運用要領等について整理している。

オ 今後の取組方針

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）等に基づき、令和6年度実証事業の結果を踏まえ、令和7年度に全国展開を推進することとしている。

特集4-3図 マイナ救急のイメージ（マイナ救急実証事業参加消防本部によるデモンストレーション）



■(3) 救急安心センター事業（#7119）の推進

ア 救急安心センター事業（#7119）の概要

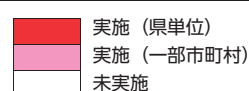
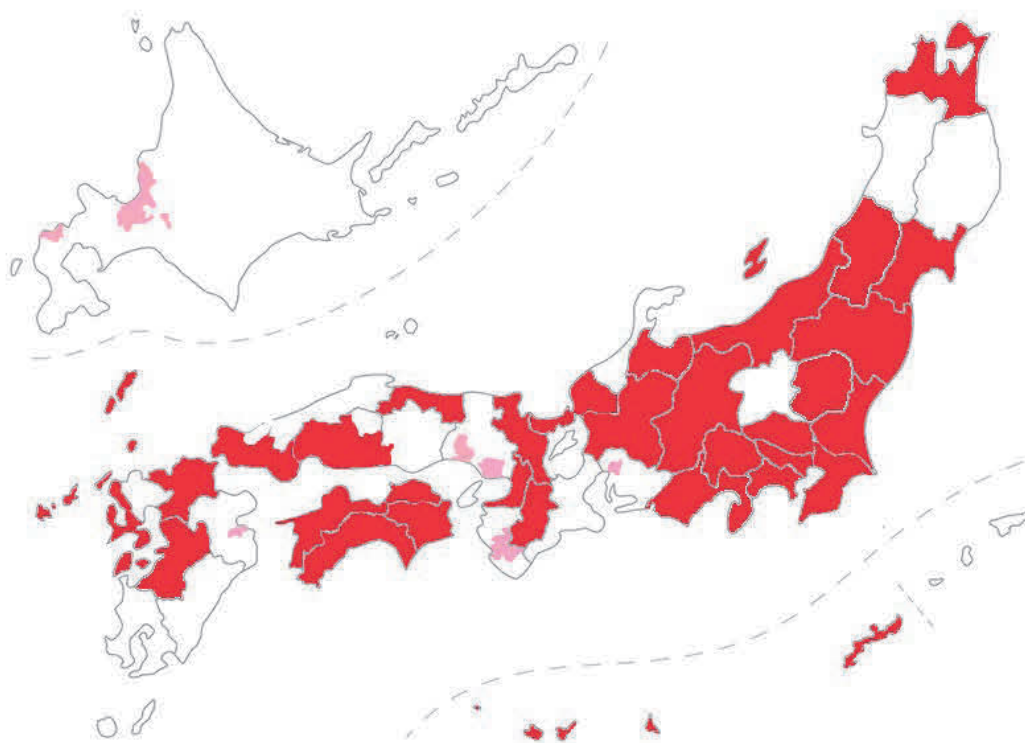
#7119は、住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・相談員から電話でアドバイスを受けることができる仕組みで、住民に安心・安全を提供するとともに、年々救急需要が増大する中において、救急自動車や医療機関など地域の限られた資源を有効に活用することを目的とした事業である。

実際に住民から受けた相談内容をもとに、緊急性が低いと判断した場合は、応急手当の方法についての助言や適切な受診医療機関の案内を行うほか、緊急性が高いと判断した場合は、119番通報への転送やかけ直しを要請する等、相談者の状況に応じた対応を行っている。

令和6年11月現在、以下の36地域で実施されている（特集4-4図）。

特集4-4図 救急安心センター事業（#7119）の普及状況

令和6年11月現在



○ 都府県内全域：31地域

青森県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都^{*1}、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県^{*2}、山口県^{*3}、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、沖縄県^{*4}

○ 道県内一部：5地域

札幌市周辺^{*5}、名古屋市、神戸市周辺^{*6}、田辺市周辺^{*7}、大分市

イ 事業の効果

#7119は、①救急自動車の適時・適切な利用（軽症者の割合の減少、不急の救急出動の抑制、潜在的な重症者の発見）、②救急医療機関受診の適正化（医療機関における時間外受診の減少）、③住民への安心・安全の提供（実施地域のアンケートでは約9割から肯定的評価）、④新興感染症や大規模災害の発生による救急需要急増時の受け皿の役割などについて効果があると考えられる。

ウ 導入促進及び全国展開に向けた取組

消防庁では、未実施地域における#7119の導入促進及び全国展開に向け、以下の取組を行っている。

#7119を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行う「#7119普及促進アドバイザー」を、令和6年11月末までに、延べ31地域に対して、58人派遣した。

また、有識者による検討部会での議論を踏まえ、外部委託方式も含めた円滑な事業導入や事業実施団体における効果的な事業の運営、底上げ等に向けた参考となるよう、「事業導入・運営の手引き／マニュアル」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」を策定した。

さらに、#7119の実施に要する経費については、令和3年度から財政措置の見直しを行い、都道府県又は市町村の財政負担に対して特別交付税措置（措置率0.5）を講じることとした。

こうした取組を改めて周知する累次の通知を通じて、特に、管内に#7119の未実施地域を有する道県においては、管内全域での#7119の早期実現に向け、各消防本部をはじめとする関係者と連携した検討に速やかに着手するよう依頼している。

エ 令和6年度取組

「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会」において、#7119の普及促進、認知度向上に向けた広報策、事業効果の検証等について検討することとしている。

オ 今後の取組方針

高齢化の進展、熱中症患者の増加、新興感染症の流行等により、今後も救急需要の増大及び多様化が懸念される中、不急の救急出動の抑制や、救急医療機関の受診の適正化につながるなど#7119の重要性はますます高まっている。管内に#7119の未実施地域を有する道県に対しては、アンケート調査を通じて、救急需要の現状や#7119の導入に向けた課題等について具体的に把握した上で、導入に向けて積極的に働きかけることとしている。

3 おわりに

今後も救急需要は高まることが予想される中、救急需要対策や救急活動の質の向上を図り、傷病者が迅速に適切な医療を受けられる環境を整備していくことが重要である。消防庁として、引き続き関係省庁と連携し、救急業務を取り巻く様々な課題解決に向けた検討を行っていく。

*1 島しょ部を除く

*2 【広島県】庄原市・大崎上島町を除く県内市町以下を広島県がカバー 【岡山県】井原市・笠岡市 【山口県】岩国市・和木町

*3 萩市・阿武町を除く

*4 伊江村・与那国町・北大東村・南大東村を除く

*5 札幌市・石狩市・北広島市・栗山町・島牧村・新篠津村・当別町・南幌町

*6 神戸市・姫路市・芦屋市

*7 田辺市・上富田町

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

火災の発生に加え、気象災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生も切迫する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増している。

消防庁では、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下、本特集において「消防団等充実強化法」という。）（特集5-1図）を踏まえ、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

特に消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.4倍）
- ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を有しており、地域防災力の中核として、更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

1 消防団の現状

▶(1) 消防団員の減少

消防団員数は年々減少しており、令和6年4月1日現在、前年に比べ1万5,989人減少し、74万6,681人となった（特集5-2図）。

▶(2) 入団者数の増加・退団者数の減少

消防団員数は依然として減少傾向にある一方で、入団者数については、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性団員や機能別団員の増加等に伴い、2年連続で増加となっている。年齢階層別に入団者数をみると、若年層については、2年連続の増加となっているものの、消防団員の平均年齢は毎年少しずつ上昇しており、令和6年4月1日現在、前年に比べ0.4歳上昇し、平均44.0歳となっている。

また、退団者数については3年ぶりに減少となった。

特集5-1図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

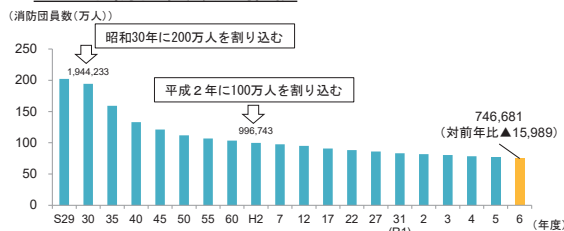
(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

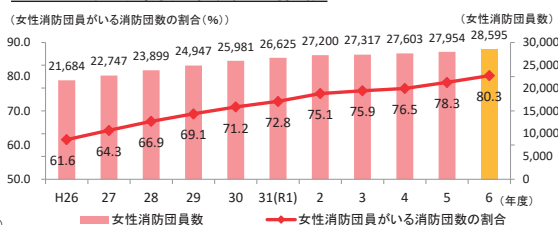
特集5-2図 消防団員数の現状

- R6.4.1時点の消防団員数は746,681人 (▲15,989人 (▲2.1%)。入団者数：40,082人、退団者数：56,071人)
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。
 - ・ 女性団員 28,595人 (+641人 (+2.3%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,746団 (+41団)
 - ・ 学生団員 7,122人 (+560人 (+8.5%)) ※ 学生団員がいる消防団数は862団 (+32団)
 - ・ 機能別団員 37,580人 (+2,890人 (+8.3%)) ※ 機能別団員制度750市区町村で導入済 (+45市町村)

1 消防団員数の推移



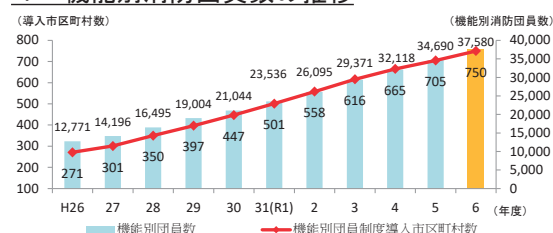
2 女性消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



4 機能別消防団員数の推移



▶(3) 被用者である消防団員の割合の増加

被用者である消防団員の全消防団員に占める割合は高い水準で推移しており、令和6年4月1日現在、前年に比べ若干上昇し、73.2%となっている。

▶(4) 女性消防団員の増加

消防団員数が減少する中、女性消防団員数は年々増加しており、令和6年4月1日現在、前年に比べ641人増加し、2万8,595人となっている。また、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、80.3%となっている。

▶(5) 学生消防団員の増加

大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下、本特集において「学生消防団員」という。）の数は令和6年4月1日現在、前年に比べ560人増加し、7,122人となっている。消防団員数が減少する中、学生消防団員の数は増加傾向にある。

▶(6) 機能別消防団員の増加

機能別消防団員とは、全ての災害対応・活動に参加する基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員である。例えば、基本団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り出動する「大規模災害団員」や、高齢者宅訪問等の火災予防、広報活動等のみに従事する団員などが

挙げられる。

基本団員の数が減少する中、機能別消防団員の数は年々増加しており、令和6年4月1日現在の機能別消防団員の数は、前年に比べ2,890人増加し、3万7,580人となっている。

2 消防団の充実強化の取組

▶(1) 消防団の充実に向けた大臣書簡

地域防災力の一層の充実強化のため、制定から10年を迎えた消防団等充実強化法及び能登半島地震を踏まえ、令和6年2月6日に、各都道府県知事及び市区町村長に対し、総務大臣から書簡を発出した。その中で、消防団の更なる充実に向けた一層の取組をお願いするとともに、併せて「消防団を中核とした地域防災力の充実強化事例集」（以下、本特集において「事例集」という。）を送り、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、各地域の先進的・特色のある取組を紹介した。

▶(2) 処遇改善の推進

ア 報酬等の処遇改善

消防団員の報酬等について、消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下、本特集において「基準」という。）を策定している。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出動報酬の2種

類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出動報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給することなどを定めた。

令和4年度から地方交付税措置において、各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、算定方法の見直しを行い、処遇改善を推進してきた。

その結果、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が令和4年4月1日は69.1%であったところ、令和6年4月1日には90.5%まで増加し、着実に改善が図られてきた（特集5-1表）。

加えて、令和6年度からは「班長」階級以上の年額報酬に係る経費について、実績に応じた特別交付税措置を新たに講じ、処遇改善に向けて更なる取組を進めている。

一方で、未だ基準を満たしていない市町村もあることから、今後も、様々な機会を捉えて、年額報酬額や災害に関する出動報酬額、消防団員個人への報

酬等の直接支給について、基準に沿った対応が行われるよう、各地方公共団体に対し働き掛けを行っていくこととしている。

イ 退職報償金の勤務年数「35年以上」区分の導入

退職報償金は、市町村が、消防団員が退職した際にその労苦に報いるため、慰労金の性格として団員の階級及び勤務年数に応じ、条例により支給している。

消防団員数が年々減少している中、地域防災力を確保するためには、入団促進のみならず、既に在籍している消防団員にできる限り長く在籍していただくことが重要である。特に、高齢化が進む地方においては、シニア層の消防団員の個々の能力に応じた活躍促進が不可欠となっている。

このため、現在勤務年数「30年」区分で頭打ちとなっている退職報償金制度に、新たに「35年以上」区分を導入することとし、消防団員の処遇改善を図っている。

特集5-1表 都道府県別の消防団員の処遇改善に係る対応状況

都道府県		年額報酬		出動報酬		直接支給			
						年額報酬		出動報酬	
						対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
都道府県	団体数	36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
北海道	179	178	99.4%	178	99.4%	179	100.0%	179	100.0%
青森県	40	40	100.0%	38	95.0%	32	80.0%	34	85.0%
岩手県	33	31	93.9%	31	93.9%	29	87.9%	30	90.9%
宮城県	35	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	17	68.0%	21	84.0%	23	92.0%	22	88.0%
山形県	35	34	97.1%	29	82.9%	35	100.0%	35	100.0%
福島県	59	53	89.8%	54	91.5%	55	93.2%	54	91.5%
茨城県	44	31	70.5%	34	77.3%	39	88.6%	37	84.1%
栃木県	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%
群馬県	35	32	91.4%	28	80.0%	24	68.6%	21	60.0%
埼玉県	63	63	100.0%	59	93.7%	63	100.0%	62	98.4%
千葉県	54	39	72.2%	45	83.3%	51	94.4%	48	88.9%
東京都	40	40	100.0%	32	80.0%	40	100.0%	40	100.0%
神奈川県	33	32	97.0%	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%
新潟県	30	28	93.3%	28	93.3%	29	96.7%	29	96.7%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%
福井県	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	10	37.0%	20	74.1%	25	92.6%	23	85.2%
長野県	77	69	89.6%	74	96.1%	71	92.2%	67	87.0%
岐阜県	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	34	97.1%	34	97.1%	34	97.1%	34	97.1%
愛知県	54	52	96.3%	48	88.9%	51	94.4%	51	94.4%
三重県	29	24	82.8%	28	96.6%	27	93.1%	26	89.7%
滋賀県	19	18	94.7%	16	84.2%	19	100.0%	19	100.0%

都道府県		年額報酬		出動報酬		直接支給			
						年額報酬		出動報酬	
						対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
都道府県	団体数	36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
京都府	26	24	92.3%	23	88.5%	25	96.2%	25	96.2%
大阪府	43	42	97.7%	40	93.0%	41	95.3%	41	95.3%
兵庫県	41	24	58.5%	36	87.8%	40	97.6%	38	92.7%
奈良県	39	32	82.1%	21	53.8%	31	79.5%	27	69.2%
和歌山県	30	23	76.7%	27	90.0%	29	96.7%	28	93.3%
鳥取県	19	19	100.0%	18	94.7%	14	73.7%	13	68.4%
島根県	19	18	94.7%	18	94.7%	17	89.5%	18	94.7%
岡山県	27	18	66.7%	17	63.0%	22	81.5%	19	70.4%
広島県	23	19	82.6%	22	95.7%	22	95.7%	22	95.7%
山口県	19	13	68.4%	14	73.7%	19	100.0%	19	100.0%
徳島県	24	24	100.0%	22	91.7%	10	41.7%	11	45.8%
香川県	17	17	100.0%	17	100.0%	16	94.1%	16	94.1%
愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
高知県	34	34	100.0%	29	85.3%	26	76.5%	28	82.4%
福岡県	60	60	100.0%	58	96.7%	56	93.3%	56	93.3%
佐賀県	20	9	45.0%	14	70.0%	10	50.0%	14	70.0%
長崎県	21	21	100.0%	21	100.0%	15	71.4%	16	76.2%
熊本県	45	45	100.0%	41	91.1%	36	80.0%	36	80.0%
大分県	18	15	83.3%	17	94.4%	18	100.0%	18	100.0%
宮崎県	26	24	92.3%	23	88.5%	16	61.5%	19	73.1%
鹿児島県	43	43	100.0%	41	95.3%	41	95.3%	41	95.3%
沖縄県	41	35	85.4%	32	78.0%	41	100.0%	41	100.0%
全国計	1,720	1,557	90.5%	1,554	90.3%	1,578	91.7%	1,564	90.9%
(参考)R5	1,720	1,479	86.0%	1,448	84.2%	1,506	87.6%	1,473	85.6%
(参考)R4	1,720	1,188	69.1%	1,113	64.7%	1,274	74.1%	1,229	71.5%

■(3) 消防団に対する理解の促進

地域の安全・安心に欠くことのできない消防団活動について広く認識・評価されることが、消防団員の処遇改善や、今後の消防団員確保につながるものと考えられることから、消防庁では以下のような消防団への入団促進策や消防団活動の発信・表彰等の取組を実施している。

ア 消防団入団促進広報の全国展開

消防団への入団促進広報を一層充実させるため、年間を通じて広報に取り組んでいる。特に、入団者数の減少が著しい若者に向けた広報を推進するため、女性や若者からの知名度が高い著名人を「消防団入団促進サポーター」に任命し、制作した消防団員募集ポスターやPR動画などを全国の都道府県、市町村、消防本部等に配布・周知するほか、若者が触れる機会の多いSNSを活用した情報発信を行っている。

また、全国のショッピングモールにおいて、若者や家族連れをターゲットにした入団促進イベントを実施している。

イ 消防団活動のPR

消防庁ホームページにおいて、消防団の特設コーナーを設置し、消防庁における最新施策や最新情報のほか、各消防団における取組事例等を掲載し、消防団活動や入団促進のPRに努めている。

(参照URL:<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/>)

ウ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣

平成19年4月から、消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する「消防団等充実強化アドバイザー」を地方公共団体等に派遣し、消防団への入団促進をはじめ、消防団の充実強化を図るための具体的な助言や情報提供を行っている。

令和6年4月1日現在、30人のアドバイザー（うち女性10人）が全国で活躍している。

エ 総務大臣による表彰

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団に対し、平成25年度より、総務大臣から感謝状を贈呈していたが、消防団等の功績をより一層称えるため、令和5年度に総務大臣が表彰を行う消防団地域貢献

表彰を創設した。令和5年度には、平常時の活動により地域防災力の向上や消防団員の確保等に特に積極的に取り組む38団体が受賞した。

オ 消防庁長官による表彰

自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、防災功労者消防庁長官表彰を行っており、令和5年度には4団体が受賞した。さらに、令和6年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰を行い、能登半島地震において、顕著な活動実績が認められた石川県内の12団体が受賞した。

また、平常時の活動により地域防災力の向上に寄与し、全国の模範となる消防団や、消防団員確保について特に力を入れている消防団、更には、消防団員である従業員を雇用しているなど、消防団活動に特に深い理解や協力を示している事業所等に対し、消防団等地域活動表彰を行っており、令和5年度には、消防団表彰を53団体、事業所表彰を19事業所が受賞した。

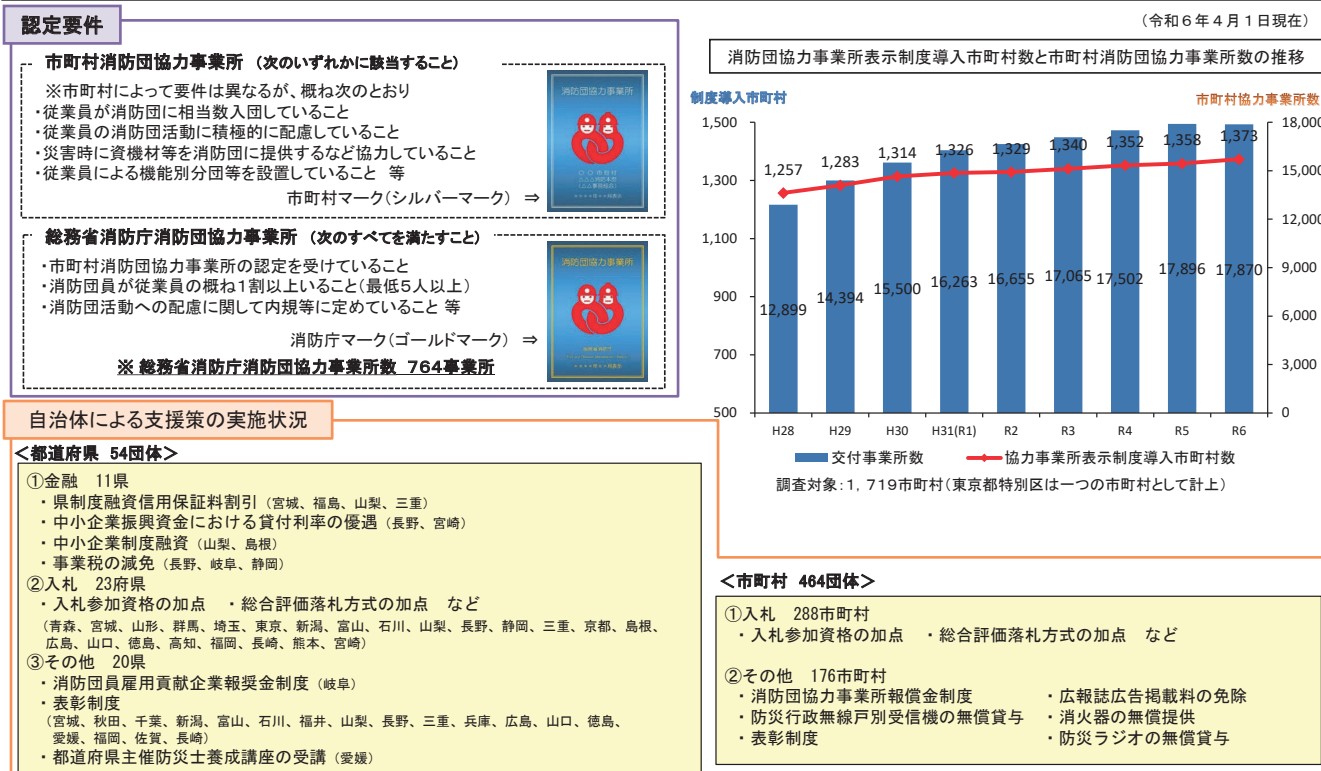


入団促進PR動画



駅構内デジタルサイネージ

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。



▶(4) 幅広い住民の入団促進

ア 社会環境の変化等に対応した制度等の導入

多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各消防団員の得意分野を活かせる機能別消防団員や機能別分団の創設が有効である。また、定年制度の見直しや、居住者だけでなく通勤・通学者も加入対象とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

令和6年2月6日には、消防庁長官から各都道府県知事等に通知(以下、本特集において「令和5年度消防庁長官通知」という。)を发出し、機能別消防団員・機能別分団の導入について積極的に検討するよう働き掛けている。

また、高齢化が進む地方におけるシニア層の消防団員の活躍を推進するため、定年制の撤廃や消防吏員OBの活用を含む大規模災害時に特化した機能別団員制度の導入促進等と併せて、地域の実情に応じた対応を検討するよう働き掛けている。

イ 被用者の入団促進と企業等との連携

被用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力

を得ることが不可欠となっている。そのため、平成18年度から、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている(特集5-3図)。令和6年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は1,373、市町村消防団協力事業所の数は1万7,870となっている。令和5年度消防庁長官通知では、未導入の市町村においては、本制度の活用により、企業等の消防団活動への理解を促し、被用者の消防団への入団促進につなげるよう周知している。

市町村消防団協力事業所のうち、特に顕著な実績が認められる事業所を「総務省消防庁消防団協力事業所」として認定しており、令和6年4月1日現在、認定事業所数は764となっている。なお、消防庁認定に当たっては、複数の事業所を持つ企業等は、企業等全体での認定も可能である。

また、消防団活動に特に深い理解を示し、消防団に協力している事業所等に対し、消防庁長官による表彰も行っている。

さらに、就業規則や社内文書等で、勤務時間中の消防団活動を特別休暇とするなどの業務上の配慮を行っている企業の取組や、企業との連携による入団促進の取組について、事例集に掲載し周知すると

もに、「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について」（令和6年10月15日付け通知）を発出し、企業等へ消防団活動の周知・理解促進等を行い、地方公共団体と企業等の更なる連携強化について働き掛けている。

ウ 女性の入団促進

消防団活動が多様化する中で、女性消防団員には広範囲にわたる活躍が期待されることから、今後更に女性の入団促進に取り組む必要がある。

令和5年度消防庁長官通知において、女性消防団員数の増加に向けた取組の継続を働き掛けている。

また、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、「全国女性消防団員活性化大会」を毎年度開催している。

さらに、女性の入団促進や、女性の目線を活かした消防団運営などの取組について助言できる知識や経験豊かな「消防団等充実強化アドバイザー」（詳細は(3)ウを参照）を全国に派遣している。

エ 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団活動の担い手として期待されることから、積極的な入団促進に取り組む必要がある。

消防団に所属する大学生、大学院生、専門学校生等に対する就職活動支援の一環として、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした学生消防団員に対し、市町村がその実績を認証するものである。

令和6年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は395となっている。令和5年度消防庁長官通知においても、大学等を訪問し、学生消防団活動認証制度の活用を働き掛けることなどにより大学生等の消防団への積極的な入団を促進するように各市町村に対して呼び掛けており、今後も導入に向けた働き掛けを行っていく。

オ 将来の担い手等の育成

自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育の取組に地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わることは、消防団の活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手

を育成するためにも有効である。

このため、消防庁では、文部科学省と連携し、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け通知）を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請した。

また、在住外国人・訪日外国人の増加に鑑みれば、外国人に対する防災教育や訓練、円滑な情報発信や避難誘導等が重要となってきたことから、消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育の推進についても要請している。

カ 新たな社会環境に対応する団運営

災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、消防団に求められる役割が多様化していることや、共働き世帯が年々増加していること、全消防団員に占める被用者の割合が増加していることなど、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の運営に当たり、消防団内部での幅広い意見交換や、市町村・地域住民との連携がより重要となっている。消防庁では、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進に向け、令和4年度から「消防団の力向上モデル事業」を実施している。「消防団DXの推進」「免許取得環境の整備」「災害現場で役立つ訓練の普及」「企業・大学等と連携した消防団加入促進」「子供連れでも活動できる消防団の環境づくり」といった様々な分野における地方公共団体の取組をモデル事業として支援しており、令和6年度は97件を採択している。なお、本事業を活用して実施された各地方公共団体の取組は、横展開を図るため、消防庁ホームページにおいて紹介を行っている。引き続き、優良事例を横展開するとともに、今後は女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援していく。

■(5) 消防団の働き方改革

令和6年度は、女性や若年層をはじめとする幅広い住民の入団促進に向けた取組の参考となるよう、消防団員の確保や負担軽減など、働き方改革につながるノウハウ等が記載された「消防団員の確保に向けたマニュアル」を作成している。

様々な業種・世代との交流や地域への貢献、防災に関する知識・スキルが習得できるといった消防団

の魅力を明確化し、機能別消防団員制度等の活用や、企業等との連携を通じた新規消防団員確保に向けた働き掛け、女性・若年層が活動しやすい環境づくり等について紹介を行っている。また、優良事例の横展開を図ることで、消防団の更なる充実に向けた取組を進めている。

■(6) 平時の消防団活動のあり方

ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた住民の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

消防庁では、救助用資機材等の整備に対する国庫補助や、救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付け事業（詳細は(7)を参照）を行い、消防団の訓練等を支援している。

一方で、様々な訓練を実施することが消防団員にとって過大な負担となるおそれがあることから、消防団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図ることが必要である。

イ 操法訓練・操法大会

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、全国（(ア)と(イ)を隔年で開催）、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されている。全国大会については、パフォーマンス的、セレモニー的な動作を審査対象としないなど、実施要領や審査要領において訓練の負担軽減などのための工夫がなされている。

(ア) 全国消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国消防操法大会」を開催している。令和6年度は10月12日に、宮城県利府町において第30回大会を開催した。

(イ) 全国女性消防操法大会の開催

女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国女性消防操法大会」を開催しており、令和5年度は10月21日に、東京都江東区において第25回大会を開催した。

■(7) 装備等の充実

ア 消防団の装備の充実強化

消防団等充実強化法の成立を契機として、消防庁では、消防団の装備等の充実強化に向け、平成26年の「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示）の改正のほか、以下の取組を行っている。

(ア) 消防団の救助用資機材等の整備に対する国庫補助

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に引き続き、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、本特集において「5か年加速化対策」という。）として、消防団の災害対応能力の向上を図るため、消防団設備整備費補助金を創設し、令和6年度から新たに、補助対象資機材に可搬消防ポンプを追加している。本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を図っている。



可搬消防ポンプ

(イ) 救助用資機材等を搭載した多機能消防車両の無償貸付

同じく5か年加速化対策として、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した多機能消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している。

(ウ) 消防団へのドローン講習の実施

近年、災害が激甚化・頻発化している中、消防団の災害対応能力の向上、特に早期の情報収集能力の向上が求められており、ドローンの活用が急務となっている。そこで、令和5年度から「消防団災害対応高度化推進事業」として、消防学校に講師を派遣し、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を基にした災害対応講習を実施し、消防団の災害対応能力の高度化を図る取組を行っている（詳細は特集6を参照）。ドローン講習を受講できることは、特に若年層における消防団への入団促進の効果も期待できることから、今後、全国において積極的に展開していく予定である。



ドローンを用いた災害対応講習の様子

(エ) 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることを要する施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、緊急防災・減災事業債をはじめとする財政措置の活用により整備を促進している。

イ 準中型自動車免許の取得に対する支援

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から、準中型自動車免許が新設されるとともに、同日以後に取得した普通自動車免許で運転できる普通自動車の範囲は車両総重量3.5トン未満等とされた。これに伴い、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している消防団において、当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となる。

そこで、消防庁では、平成30年1月25日、各地方公共団体に対し、消防団員の準中型自動車免許の取得に係る公費助成制度の創設及び改正道路交通法施行後の普通自動車免許で運転できる消防自動車の活用（消防車両の小型化）を依頼した。当該公費助成を行った市町村に対しては、平成30年度から特別交付税措置を講じている。

また、「消防団の力向上モデル事業」（詳細は（4）カを参照）により、地方公共団体が実施する準中型免許等の取得環境を整備する取組を支援している。

これらを踏まえ、消防庁では、「消防団員の準中型免許の取得促進等について」（令和6年9月26日付け通知）を発出し、準中型免許の取得促進に向けた環境整備により一層取り組むよう要請した。

消防防災分野におけるDXの推進

1 消防防災分野におけるDX

消防庁では、常備消防や消防団の効果的な活動や緊急消防援助隊の迅速・的確な活動を実現するため、DXを推進している。また、消防防災分野における国民の利便性向上、事業者の業務効率化に資するDX施策も進めている。

以下、消防防災分野におけるDXの代表的な施策について、概要を説明する。

■(1) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）の全国展開の推進

ア 背景

現状の救急活動における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われているが、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機関名などの情報を、症状に苦しむ傷病者本人から聴取せざるを得ないことも多い。また、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するに当たり、課題となっている。

こうした背景を踏まえ、救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握することで、救急業務の円滑化を図るマイナ救急の取組を進めている（詳細は特集4を参照）。

イ 現在の取組

令和6年度は、67消防本部660隊の参画を得て実証事業を行い、今後の全国展開に向けて、効果の検証や改善すべき課題の整理、有効事例の収集等を行っている。また、オンライン資格確認等システムを改修し、救急隊員が救急現場において簡易かつ迅速に端末を操作できるよう、救急隊専用のシステム構築に取り組んでいる。

ウ 期待される効果

マイナ救急の普及により、傷病者本人の情報を正確に伝えられる、病院の選定や搬送中の応急処置を適切に行える、搬送先病院で治療の事前準備ができるといったメリットが期待される。

エ 今後の取組方針

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、令和6年度実証事業の結果を踏まえ、令和7年度に全国展開を推進することとしている。

■(2) 災害時の映像情報共有手段の充実

ア 背景

消防庁へ共有される災害現場の映像情報は、映像伝送装置を持った緊急消防援助隊が撮影した災害現場の映像、都道府県の消防防災ヘリコプターによる上空からの映像、高所監視カメラ映像などがあるが、被害の早期把握による迅速な対応には、より多くの災害発生直後の映像情報を必要としており、消防庁と地方公共団体との間における災害時の映像情報共有手段の一層の充実を図る必要がある。

イ 現在の取組

消防庁と地方公共団体との間で災害現場の映像情報を共有できる手段として、投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」を新たに整備し、令和6年9月から運用を開始している。令和6年能登半島地震においては、先行運用として消防庁の災害対策本部内や緊急消防援助隊で活用し、現地の災害状況に係る映像情報を共有したほか、投稿された映像については、報道機関への映像提供にも利用した（特集6-1図）。

ウ 期待される効果

消防庁映像共有システムを通じて、災害現場に最も早く駆けつける消防職団員からの映像情報を、地

特集6-1図 消防庁映像共有システムの運用例（令和6年能登半島地震での活用）



方公共団体や消防関係機関が早期に共有することにより、被害の概況の早期把握や、広域的な支援体制の早期確立など迅速な対応に有効である。さらに、関係府省庁への情報共有も行うことで、政府の迅速かつ的確な意思決定に寄与することも期待される。

エ 今後の取組方針

消防庁映像共有システムを利用する消防関係機関と意見交換を行いながら、当該システムの機能、運用方法などの使い勝手の向上を進めるとともに、多くの消防関係機関に利用してもらえよう周知を進めていく。また、令和6年度中に、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との接続により、災害映像を関係府省庁とも共有していく。

（3）緊急消防援助隊の指揮支援体制の強化

ア 背景

緊急消防援助隊の活動に当たっては、被災状況により素早く把握し、指揮につなげることが重要である。特に被害が大規模に発生した場合には、被害情報や活動に係る情報も膨大になり、効率的な処理と判断が求められる。

このため、指揮支援部隊がDX資機材を用いて映像等のデジタル情報を含めた豊富なリアルタイムの情報を収集、整理、共有するとともに、指揮の判断基礎となる情報整理を速やかに行い、指揮支援体制の強化を図っていく（特集6-2図）。

イ 現在の取組

令和4年度後半から部隊のあり方について議論し、部隊の活動内容についても検討を行ってきた。その上で、デジタル作戦卓等のDX資機材を都道府

県庁等へ搬送する車両の予算を確保し、令和6年度中に各地方公共団体へ配備することとしている。

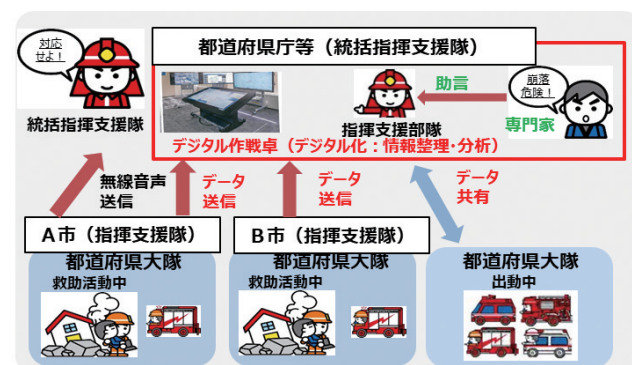
ウ 期待される効果

被災都道府県庁等において、無線等の情報に加え、被災現場で活動する部隊からタブレット等により送信された災害情報を収集し、DX資機材を活用して収集した情報を整理・分析することで、緊急消防援助隊の増隊判断や効果的な救助活動等につなげていく。このことにより、統括指揮支援隊の指揮支援体制の強化を図ることができる。また、整理した情報を活動部隊にリアルタイムで共有することで、効果的な活動を担保する。

エ 今後の取組方針

令和6年度中にデジタル作戦卓等のDX資機材を緊急消防援助隊統括指揮支援隊が属する9都道府県の消防本部に配備し、効果的な運用に向け、習熟訓練などを行っていく。

特集6-2図 緊急消防援助隊（指揮支援部隊）におけるデジタル作戦卓等のDX資機材の活用イメージ

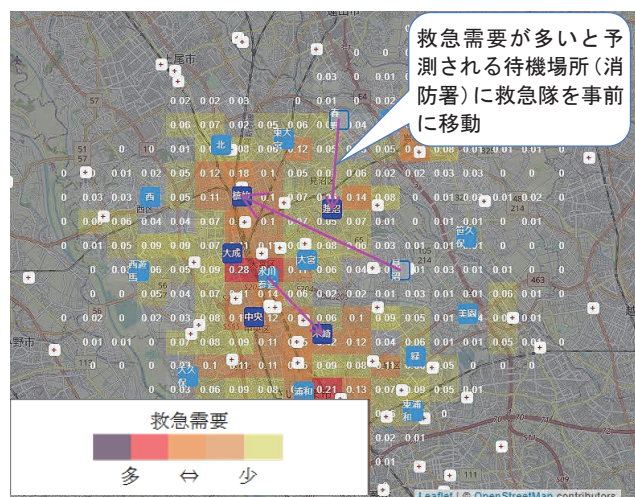


■(4) AIを活用した救急隊運用最適化

ア 背景

令和5年中の救急自動車による現場到着所要時間の平均は約10.0分（前年約10.3分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本特集において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.3分延伸している。また、病院収容所要時間の平均は約45.6分（前年約47.2分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約6.1分延伸している。こうした状況を踏まえ、新しい取組としてAIを活用した救急隊の効率的な運用手法の研究開発を行っている（特集6-3図）。

特集6-3図 AIを活用した救急隊運用最適化の例



イ 現在の取組

令和5年度までに、さいたま市消防局において、コンピュータによるシミュレーション及び実際に救急隊を移動配置する実証実験により、平均現場到着所要時間が短縮されることを確認した。

令和6年度は実用化を見据えて汎用性を高めた手法とするために、地形の特徴が異なる複数の消防本部を対象とした研究開発を行い、検証を完了する予定である。

ウ 期待される効果

救急需要を予測して救急隊の最適配置を図ることにより、現場到着所要時間の短縮が期待される。

エ 今後の取組方針

今後は、救急隊運用最適化の手法を公開し、消防本部による活用を予定している。

■(5) 消防指令システムのインターフェイスの標準化・消防業務システムのクラウド化

ア 背景

多くの消防本部では、119番通報の入電から消防署所への出動指令までの一連の消防指令業務を支援する「消防指令システム」と、警防や予防、水利、要援護者情報といった様々なデータの管理や消防本部の業務に必要な各種機能を一括して提供する「消防業務システム」が整備されており、これらのシステムにより消防職員の活動が支えられている。

従来、各々の消防本部では、パッケージ製品をベースとしつつも、必要に応じて機能が追加された独自のシステムを整備・運用しているため、調達・維持コストがベンダーロックイン^{*1}により高止まりしているほか、外部システムやサービスとの接続等が困難などの課題がある。

令和6年度から令和8年度にかけて迎えるシステム更新のピークを機に、前述の課題や近年のICT環境の変化に対応する必要がある。

イ 現在の取組

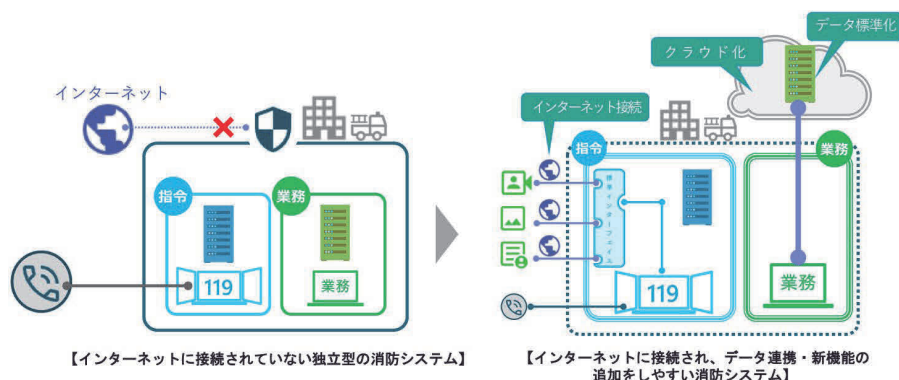
こうした背景を踏まえ、消防庁では、令和3年1月以降、「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」を開催し、消防指令システムの基本的な機能の整理、音声電話以外の緊急通報手段・サービスを消防指令システムに接続するための標準インターフェイスの要件などについて検討を行ってきた。令和5年10月には、消防指令システムの標準インターフェイスに係る仕様案などを作成し、令和6年3月には、消防指令システムの標準仕様書を作成した（特集6-4図）。

ウ 期待される効果

119番通報について、音声のみならず画像、動画、データ等の活用が可能となるほか、消防指令システム及び消防業務システムの整備や維持管理におけるベンダーロックインの解消により調達時の競争性向上やコストの低減が図られ、さらに、他の消防本部から通報が転送されたときの位置情報の共有や外部システム・サービスとの接続が容易になるといった効果が期待される。

*1 ベンダーロックイン：ここでは、現行の事業者に依存する傾向が強く、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返す状態のことをいう。

特集6-4図 消防指令システムのインターフェイスの標準化・消防業務システムのクラウド化のイメージ



エ 今後の取組方針

令和6年度は消防業務システムの詳細な技術面等の検討を進め、令和6年10月に消防業務システムの標準仕様書を作成した。今後、各消防本部におけるシステムの更新時に、標準仕様書を踏まえたシステムが導入されるよう、各消防本部に対して普及・啓発の取組を行い、全国的なシステム標準化の進展を図っていく。

（6）消防団活動におけるデジタル技術の活用促進 ア 背景

近年、災害が激甚化・頻発化する中、消防団活動においては火災のみならず、様々な災害への対応能力の向上が不可欠であるが、消防団員数が減少傾向にある中で、消防団員一人ひとりの負担は増加しつつある。こうした中、消防庁では、消防団員の活動環境の向上、災害対応時の安全確保などを図るため、消防団DXを推進していくこととしている。

消防団の地域密着性という特性を踏まえ、情報収集能力の向上が求められており、災害時等にいち早く安全に現場の状況を把握するだけでなく、若年層の消防団員確保のためにも、消防団におけるドローンの配備や消防団員のドローン操縦技術の習得、消防団員の出動連絡や被災状況の迅速な情報共有を可能とするアプリケーション（以下、本特集において「消防団アプリ」という。）の導入などを促進することが必要である。

イ 現在の取組

消防庁では、消防団への救助用資機材等の整備を促進するため、消防団設備整備費補助金により支援を行っているが、令和4年度から同補助金の対象にドローンを追加し、消防団におけるドローン配備を推進している。

また、消防団員がドローンの操縦技術を習得し、実際の消防団活動においてドローンを活用できるよう、令和5年度から、消防学校に講師を派遣し、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を基にした災害対応講習を実施している。令和5年度は12府県で約300人の消防団員が講習を受講した。

加えて、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及促進のため、地方公共団体の先進的な取組を支援する「消防団の力向上モデル事業」においても、ドローンの操縦技術を習得する取組や消防団アプリの導入など、デジタル技術を活用した地方公共団体の取組を支援している。なお、令和5年度は9団体が本事業を活用してドローン操縦技術習得のための講習等を実施した（特集6-5図）。令和6年度も、消防団DXの推進や免許取得等の整備に関する地方公共団体の先進的な取組を支援している。

ウ 期待される効果

消防団活動においてドローンを活用することで、広範囲にわたる火災や土砂災害、遭難者の捜索等の際に、消防団員の安全を確保しながら、上空から被害状況等を早期に把握し、当該状況を踏まえて的確に消火・救助等の活動を行うことが可能となる。

さらに、ドローンの配備だけでなく、操縦技術の習得や映像情報を基にした災害対応の講習もあわせて実施することで、消防団活動を安全かつ円滑に進め、災害対応能力の向上を図ることが期待される。

また、消防団アプリを活用することで、出動状況の迅速な把握など消防団活動の効率化にもつながる。

エ 今後の取組方針

災害時という非常時においてドローンを安全に飛行させるためには、消防団員がドローンを正確に操

縦できる技術を習得することが不可欠である。このため、引き続き、消防学校においてドローンの操縦技術習得講習を実施していく。

また、「消防団の力向上モデル事業」を活用したドローン操縦技術習得講習や消防団アプリの導入等のモデル事例を全国に横展開することで、更なる消防団DXの推進を図ることとしている。

特集6-5図 ドローンを用いた災害対応講習の様子



▶(7) ガソリンスタンドにおけるAIの活用等

ア 背景

セルフ式ガソリンスタンドでは、顧客が行う給油作業について、安全上支障がないか等を従業員が確認した上で、顧客が自ら給油を行える状態にしている。従業員が行う安全確認等にAIを活用することで、セルフ式ガソリンスタンドにおける業務の効率化を図ることが期待されている。

イ 現在の取組

令和6年度は、AIを活用することにより、一定の条件下において、従業員に代わって自動的に安全確認等を行い、顧客が給油を行える状態にするシステムについて、実証実験を行っている。

ウ 今後の取組方針

令和6年度の実証実験の結果を踏まえ、引き続き社会実装に向けた検討を進めていくこととしている。

国民保護施策の推進

1 我が国周辺の安全保障環境等

「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）においては、「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とされたうえで、「ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいつも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない」とされている。

また同時に、北朝鮮に関しては、「近年、かつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、急速にその能力を増強している」ことや、「核戦力を質的・量的に最大限のスピードで強化する方針であり、ミサイル関連技術等の急速な発展と合わせて考えれば、北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている」ことが挙げられている。

2 安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の進展

平成16年の「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、本特集において「国民保護法」という。）の施行以来、我が国において武力攻撃事態等^{*1}及び緊急対処事態^{*2}が認定され、国民保護法に基づく国民の保護のための措置（以下、本特集において「国民保護措置」という。）が実際に行われたことはいまだ一度もない。

他方、前述のとおり我が国を取り巻く安全保障環境はその厳しさを増しており、諸情勢を踏まえた国民保護の取組の推進が急務となっている。

（1）避難実施要領のパターンの作成促進

ア 避難実施要領の策定

国民保護法において、住民の避難に関して国から避難措置の指示が出され、それを受けて都道府県知事から避難の指示が発出された場合、市町村長は避難実施要領を定め、住民を誘導する必要があるが、国民保護事案発生後の短時間のうちに避難実施要領を一から策定することは困難であることから、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下、本特集において「基本指針」という。）では、市町村は複数の避難実施要領のパターン（以下、本特集において「パターン」という。）をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

イ 避難実施要領の複数パターン作成促進の取組

「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」の実施などにより作成支援の取組を進めた結果、少なくとも1パターン作成済みの市町村の割合は令和6年4月1日時点では99.4%（1,730団体）となっている。

複数のパターンを作成している市町村の割合は、令和5年4月1日に64.3%（1,119団体）であったところ、令和6年4月1日時点で71.2%（1,239団体）と増加はしているものの、一層の作成促進に取り組む必要がある。

そのため、消防庁では複数パターンの作成促進を目的に、「複数の「避難実施要領のパターン」作成の徹底について（通知）」（令和6年3月12日付け通知）を発出し、作成に向けた取組を依頼している。

さらに、令和6年度は複数パターンの作成率を重点的に考慮して研修会実施都道府県を決定するとともに、新たにパターンの複数化への支援を希望する市町村に対して知見を有する地方公共団体の職員等を派遣してアドバイスを行う取組を開始し、作成を促進している。

*1 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

*2 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

ウ 沖縄県・先島5市町村からの避難に係る検討

基本指針において、沖縄県の住民避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要であるとされている。

こうしたこと等を踏まえ、令和4年度以降、消防庁を含む国の関係省庁、沖縄県、先島諸島の5市町村（石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町及び与那国町。以下、本特集において「先島市町村」という。）等が協力し、武力攻撃予測事態に至る状況を想定した、先島諸島から九州・山口各県への住民の広域避難に係る図上訓練を実施している。

消防庁としては、先島諸島からの避難の検討支援を行うとともに、図上訓練で得られた避難手段や避難経路等の考え方について、既に作成済みの先島市町村のパターンに反映してもらうなど、各市町村の住民避難の実効性向上に向けた取組支援を進めている。

加えて、沖縄県に所在する離島市町村のうち、先島市町村以外の市町村については、沖縄県国民保護計画、沖縄本島への避難が想定されていることから、先島市町村における訓練を通じて得られた避難のノウハウを活用するなど、これらの市町村における沖縄本島への避難の実効性向上に向けた取組支援を県とともに検討していく。

■(2) 避難施設の指定促進等

国民保護法において、都道府県知事及び指定都市の長は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、公園、広場その他の公共施設や、学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設を、あらかじめ避難施設として指定しなければならないこととされている。

また、基本指針において、避難施設の指定に当たっては、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を緊急一時避難施設として指定するよう配慮することとされている。

このことから、政府としては、令和3年度からの5年間に緊急一時避難施設の指定に係る集中取組期間とすることとし、消防庁としても、関係省庁と連携して都道府県及び指定都市への働き掛け等を進めているところである。このため、公共施設のみなら

ず民間施設の指定を進めるべく、大規模商業施設や地下施設を管理する事業者に対して、経済産業省や国土交通省を通じ、働き掛けを行うことにより、指定の円滑化を図っている。また、指定に際して課題等を抱える都道府県及び指定都市に対し、知見を蓄積した地方公共団体職員等を派遣し、アドバイスを行う取組を通じて、都道府県及び指定都市への支援に努めている。

これら避難施設については、国民保護制度に関する概要や弾道ミサイル飛来時の行動等について掲載している内閣官房国民保護ポータルサイトにおいて、地図や地方公共団体ごとの一覧表により、緊急一時避難施設の場所、その施設類型（堅ろうな施設、地下施設）などを参照することが可能である（特集7-1図）。

特集7-1図 緊急一時避難施設（地下施設）の例
（福岡市天神地下街）



■(3) 特定臨時避難施設の整備

「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）においては、国民保護に関して、「武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現」すべく、武力攻撃の状況や地域の実情等に応じて、「様々な種類の避難施設の確保」等に取り組むことが示された。

これを踏まえ、令和5年度末には、政府として、「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」等がとりまとめられ、武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る具体的取組として、「特定臨時避難施設の整備」が、政治経済の中枢を含む都市部や、地下施設等の重点取組分野での「緊急一時避難施設の指定促進」及び緊急一時避難施設の実態を調査した上で、地域の実情に応じて、その充実を含めてあり方を検討する「緊急一時避難施設の充実」と併せて位置付けられた。

「特定臨時避難施設の整備」について、具体的には、必要時には武力攻撃より十分に先立って、住民等の広域避難（市町村の区域を越えた避難）を開始し、完了することが最も重要であるとの認識の下、広域避難の際に輸送手段が航空機や船舶に限られるといった避難の困難性等に鑑み、先島市町村に一定期間避難可能で堅ろうな避難施設である「特定臨時避難施設」の整備を進めていくこととされた。

消防庁としては、竹富町及び多良間村における特定臨時避難施設の整備について、関係省庁と連携して、地域の実情に応じた取組の推進を図っている。

■(4) 国民保護共同訓練の充実強化

国民保護法において、国や地方公共団体は国民保護措置に関する訓練を行うよう努めることとされており、消防庁は内閣官房とともに、都道府県や市町村との共同訓練を実施してきた（特集7-2図）。

ア 国重点訓練

(ア) 地域ブロック検討会

国と地方公共団体の間で最新の情勢認識を共有するとともに、国民保護関連の各種課題に対する検討や意見交換を実施する。

(イ) 実動及び図上訓練

複数の都道府県が参加する大規模な訓練など、都道府県単独では実施困難かつ従来よりも高度な訓練を国の主導の下に実施し、国、都道府県、市町村及び関係機関相互の連携を強化するとともに、国民保護措置への理解の促進を図る。

イ 県主導訓練

主に都道府県が訓練内容等を企画・立案し、消防庁や内閣官房等が支援を行い、訓練を実施している（特集7-3図）。

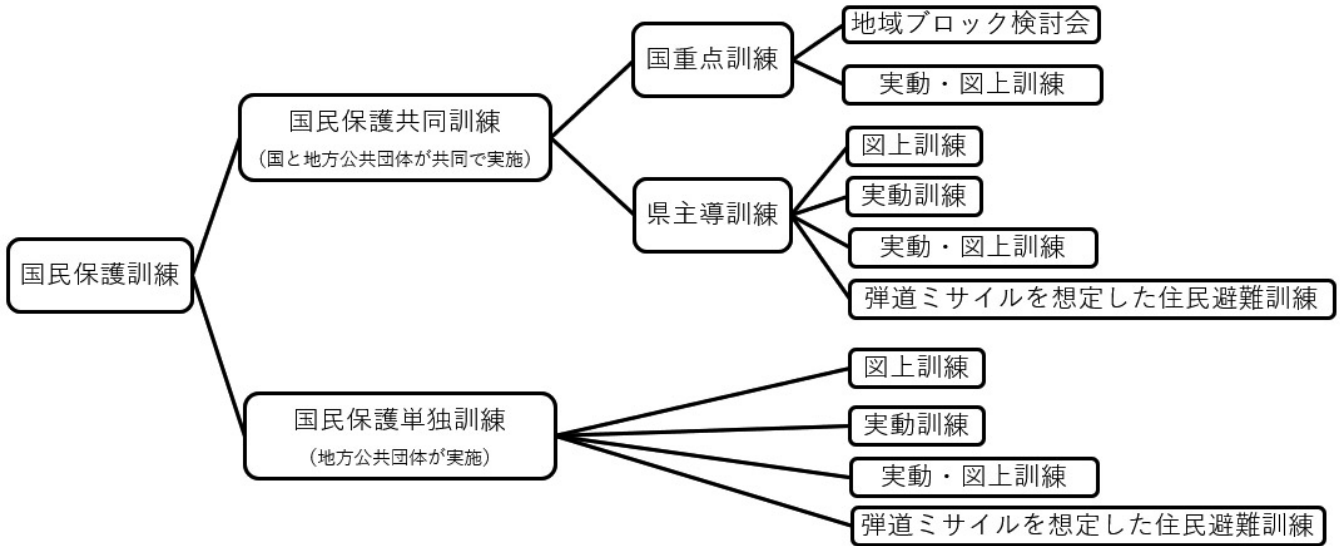
また、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていること等を踏まえ、令和4年9月から弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を再開している。訓練では、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとして判明した場合にどのような行動をとるべきかについて、住民の理解を深めるため、近くの建物の中や地下への避難を実施している（特集7-4図）。

引き続き、全国各地の多くの地域で効果的な訓練が実施されるよう取り組んでいく。

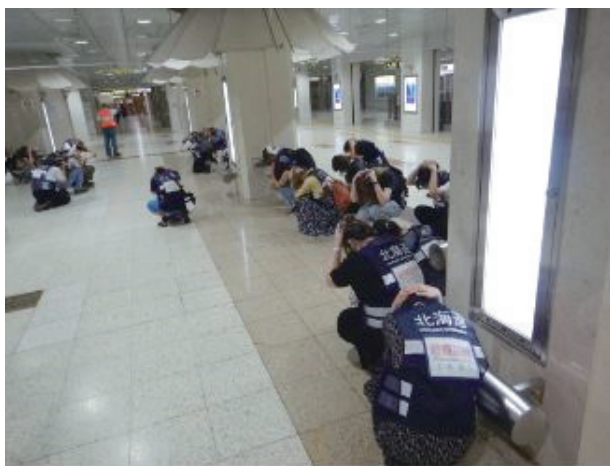
特集7-3図 県主導訓練の例（図上訓練）



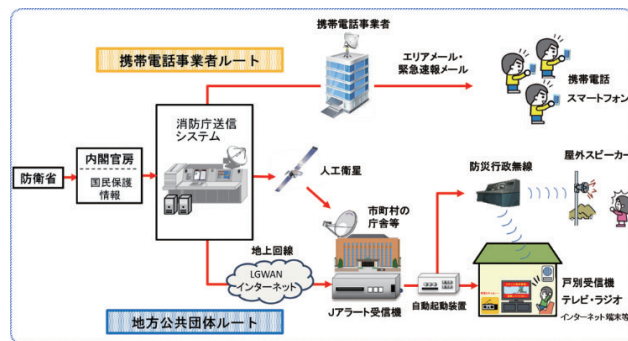
特集7-2図 国民保護訓練の分類



**特集7-4図 県主導訓練の例
(弾道ミサイルを想定した住民避難訓練)**



特集7-5図 弾道ミサイル発射時の「Jアラート」による情報伝達



**特集7-6図 弾道ミサイル飛来時の行動について
(内閣官房作成資料)**



3 最近の北朝鮮によるミサイル発射の動向と発射に対する消防庁の対応

▶(1) 全般

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、頻繁にミサイルの発射を繰り返している。

これを受け、消防庁では、弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国の領土・領海の上空を通過する可能性があるとして判明した場合には、全国瞬時警報システム^{*3}（以下、本特集において「Jアラート」という。）を使用して都道府県・市町村を通じた住民への迅速な情報伝達を行っている（**特集7-5図**）。

また、北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返している状況を踏まえ、地域住民の安全・安心の確保を図るため、緊急一時避難施設の指定を促進するとともに、内閣官房国民保護ポータルサイトにおいて、緊急一時避難施設の場所や弾道ミサイル飛来時の行動等を掲載している（**特集7-6図**）。

▶(2) 令和6年5月27日の弾道ミサイル技術を使用した発射事案

ア 事案の概要

北朝鮮は、令和6年5月27日22時43分頃、北朝鮮北西部沿岸地域の東倉里（トンチャンリ）地区から、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。

弾道ミサイル技術を使用して発射された物体が我が国の領域に落下する又は上空を通過する可能性があったことから、同日22時46分、ミサイル発射情報・避難の呼びかけに関する情報を対象地域の全市町村に対してJアラートにより伝達し、緊急速報メールを含むいずれかの情報伝達手段により、住民への伝達が行われた。

その後、領域への落下や上空通過の可能性がないことが確認されたため、Jアラートにより避難の呼びかけの解除に関する情報の配信が行われた。

^{*3} 全国瞬時警報システム：内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報や気象庁より発出される緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム

イ 消防庁の対応

(ア) 発射通報を受けた際の関係機関との連携

令和6年5月27日の事案の際には、北朝鮮から我が国に対し、衛星を打ち上げることについての通報がなされている。これらを受け、消防庁は内閣官房と連携の上、地方公共団体及び消防機関における住民に対する情報伝達体制の確保やJアラートによる情報伝達の際の対応等に係る通知を発出し、地方公共団体の危機管理体制の確保に万全を期した。

(イ) 弾道ミサイル技術を使用した発射事案への対応

令和6年5月27日の事案において、消防庁は、Jアラートによる情報伝達とあわせて、消防庁長官を長とする消防庁緊急事態調整本部から全国の地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、対象地域に対して適切な対応及び被害報告について要請を行っている。

なお、落下物情報や被害状況等を確認した結果、対象地域の全ての地方公共団体から、被害なしとの報告を受けている。

■(3) 情報伝達の確実性向上に向けた取組

消防庁では、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験や、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を実施し、Jアラートが正常に動作することを定期的に確認している。

今後も、Jアラート関連機器点検チェックシート等に基づく機器の設定確認や再点検を徹底するとともに、支障のあった団体に対し、その都度その原因を調査し早急に改善を図るための支援体制を強化するなど、国民に対する速やかな情報伝達を図っていく。

4 おわりに

今後も、パターンの作成促進や避難施設の指定促進、国民保護共同訓練の充実強化、国民保護情報の一層確実な情報伝達や弾道ミサイル飛来時の住民避難行動の周知に取り組み、国民保護体制の強化に努めていく。

新技術の進展を踏まえた消防防災行政の対応

科学技術の発展は、新たな技術や製品の開発・導入を通じて、国民生活に様々な便益をもたらし、社会的な課題の解決に貢献するものである。消防防災行政においても、消防の使命である国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、新技術を積極的に活用していく必要がある。消防庁では、消防研究センターを中心に、消防機関や民間企業、他の研究機関等の関係者と連携を図り、消防防災の現場への実装を重点とした科学技術の研究開発を推進している。

一方、科学技術の発展は、多くの成果をもたらすと同時に、消防防災行政において対応すべき新たな課題をもたらしている。特に、我が国では「グリーントランスフォーメーション」（以下、本特集において「GX」という。）を加速させる観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの主力電源化や、幅広い分野における水素の導入促進、蓄電池の国内製造基盤の確立、次世代自動車の普及などを進めているが、このような新エネルギーへの転換に伴い、従来とは異なる消防活動が求められるとともに、安全性の確保を前提として、消防法令における規制のあり方についての検討が必要とされている。

1 新技術の活用による消防力の向上

▶(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、政府の災害応急対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の対策に反映する観点から、政府においては「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」が開催され、令和6年6月に「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」及び「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」(以下、本特集において「自主点検レポート等」という。)が取りまとめられた。

消防防災分野においては、以下の新技術等が自主

点検レポート等に取りまとめられており、今後、より一層の活用を推進していく必要がある。

ア ドローンによる災害事象の早期覚知・被災状況把握

ドローンによる災害事象の早期覚知・被害状況の把握により、消防活動の時間短縮と消防隊員の安全を確保した活動が可能となる。

また、強風・豪雨などの悪条件下においても使用可能な全天候型ドローンを活用することにより、迅速な情報収集が可能となる。



消防隊が所有するドローン

イ 小型化・軽量化された消防車両等の活用

機動性が高い小型車両を活用することで、狭小・狭隘な道路の通行が可能となり、迅速な救助活動等が期待できる。

また、車両の小型化・軽量化により、自衛隊輸送機への積載が可能となり、被災地への進出が可能となる。



悪路等の悪条件下でも救助活動可能な小型車両

ウ 安定的な衛星通信を活用した活動部隊の通信環境の整備

衛星通信が可能な資機材等の整備を進めることに

より、被災地における通信が安定化し、被災状況の伝達・共有や部隊運用の連絡調整を迅速・円滑に行うことが可能となり、活動部隊等のパフォーマンスが格段に向上する。



緊急消防援助隊における衛星通信の活用状況

▶(2) 官民連携による研究開発

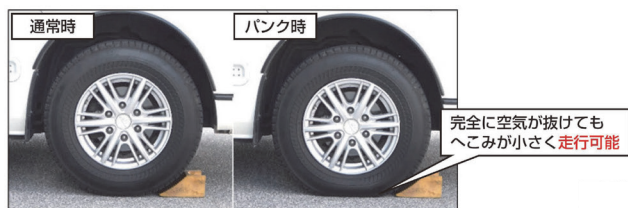
ア 救急車・指揮車用パンク対応タイヤ

消防研究センターは、全国消防長会からの「平成28年熊本地震に関する緊急要望」を受け、株式会社ブリヂストンと共同で救急車・指揮車用パンク対応タイヤを研究開発した。

パンク対応タイヤは、パンクした状態であっても、傷病者の病院搬送やタイヤ交換場所までの走行ができるよう、時速40kmで少なくとも距離50km走行可能なことが確認されている。令和4年10月から消防本部向けの製品として販売されている。



普通のタイヤのパンク状況



パンク対応タイヤ

イ 木造密集市街地及び伝統的建造物の延焼防止のための高粘度液体放射装置

消防防災科学技術研究推進制度^{*1}により、学校法人工学院大学、学校法人東京理科大学及び能美防災株式会社は、長野市消防局や糸魚川市消防本部の協力を得て、木造密集市街地及び伝統的建造物の延焼防止のための高粘度液体放射装置を研究開発した。

開発した高粘度液体は、力を加えると粘度が低下し、力を取り除くと粘度が回復する性質がある。そのため、圧力を加えることで水と同様に放射でき、また、対象物に保水した状態で付着するため、少量の放水で飛び火などによる延焼拡大を抑制する効果が期待できる。本研究は、日本火災学会技術賞（令和6年度）を受賞している。



高粘度液体放射装置

▶(3) 新技術の実用化に向けた今後の対応

消防防災科学技術研究推進制度においては、自主点検レポート等を踏まえ、新技術の実用化に向けた研究開発を推進するため、令和7年度の研究開発課題として以下の研究テーマ等を公募した。今後、外部有識者による評価会の審議結果を踏まえ令和7年度の研究開発課題を採択し、委託研究を実施する予定としている。

ア テーマ①：令和6年能登半島地震の検証を踏まえた新技術の開発

消防庁では、令和6年能登半島地震により石川県輪島市において発生した大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討するため「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催した。この検討会において、津波警報発令下における浸水想定区域内での消防活動が課題として取り上げられた。

*1 消防防災科学技術研究推進制度：消防庁の重要施策推進のため、消防庁の調査検討事業等に資する研究・開発で、特に緊急性・迅速性が求められるものを民間企業等に委託する事業。

そこで、地震や津波発生時の大規模な火災現場など、消防隊員の進入が困難な区域で消防隊員の安全を確保した上で消火活動を継続するため、次の研究開発課題を募集した。

- ・無人走行放水ロボットの研究開発
- ・消火用ドローンの研究開発



無人走行放水ロボット

イ テーマ②：現場活用検証

消防庁では、指令・業務システムの高度化や新たな情報収集システム（消防映像共有システム）の構築、ドローンの配備・活用等、AIやDXを推進する技術の導入を推進している。

そこで、消防防災の現場に既に導入、又は試験導入（予定も可能）しているAIやDX技術について、現場運用において検証し、必要となる機器の改良や消防機関等における実運用に必要なマニュアル等を作成すること等を目的に次の研究開発課題を募集した。

- ・消防防災分野におけるAIやDXを推進する技術の現場活用検証 等

ウ テーマ③：施策関連

消防庁の施策に関連して特に必要と考えられる次の研究開発課題を募集するとともに、研究者がテーマを設定するテーマ自由型研究開発を募集した。

- ・ICT技術等を活用した救急業務の効率化等に関する研究
- ・設置及び原状回復が容易な感震ブレーカーの開発
- ・デジタル技術を活用した危険物施設の定期点検に係る点検方法の研究 等

2 新たな課題への対応

新エネルギーを利用する発電施設や製品等における火災事例の発生により、消防機関において従来とは異なる消防活動が求められる場面が増えてきている。こうした中、消防庁として、各消防機関で適切な消防活動が行われるよう対策を講じる必要がある。

また、危険物規制など消防法令に基づく規制のあり方についての検討も求められている。

■(1) 新エネルギーへの転換に伴う新たな消防活動 ア 太陽光発電施設における火災への対応

2050年カーボンニュートラルに向けて、太陽光発電の導入拡大が進められており、事業所や住宅における普及が推進されている。

一方で、令和6年3月27日に鹿児島県伊佐市内におけるメガソーラー発電施設に併設された大容量のリチウムイオン蓄電池設備のある建屋内での爆発により、消防活動中の消防隊員4人が負傷する事案が発生するなど、太陽光発電施設における火災事例が各地でみられている。



火災後の蓄電池設備建屋

太陽光発電施設を含めた電気施設の火災は、感電危険や絶縁被覆等の燃焼による有毒ガスの発生など消防活動上の困難性・危険性が高く、安全管理上特段の注意を払う必要がある。

消防庁としては、「電気施設等における警防活動時等の留意事項について」（令和6年4月26日付け通知）を発出し、消防本部の消防活動における安全対策を周知している。

イ 次世代自動車事故等への対応

近年、電気自動車等の環境性能に優れた次世代自動車の普及が進んでおり、国内の自動車全体に占める割合は令和6年3月末時点で15%（一般財団法人

自動車検査登録情報協会)を超え、更なる普及が予想されている。

このような中、次世代自動車に関連した事故等に消防隊員が対応する機会の増加が見込まれることから、消防庁では、こうした社会インフラの進化に対応した安全かつ確実な消防活動を行っていくための取組を行っている。

令和3年3月には、「次世代自動車事故等における消防機関の活動要領」を策定し、以下のような各車両の特性に応じた標準的な活動要領として各消防本部等へ助言し、各消防本部等における教育・訓練等を支援している。



次世代自動車事故への救助対応訓練

(ア) ハイブリッド自動車 (HV:Hybrid Vehicle)、電気自動車 (EV:Electric Vehicle)

高電圧バッテリーを搭載していることを踏まえた消防活動が必要となる。具体的には、感電や回路短絡による火災といった二次災害を防ぐため、回路遮断や絶縁保護具等の安全対策を図った上で救助活動を行うことや、火災発生時には高電圧バッテリーの冷却や再発火防止のために大量の水で消火活動を行うこととしている。

(イ) 燃料電池自動車 (FCV:Fuel Cell Vehicle)

高電圧バッテリーに加えて、高圧ガスタンクを搭載しており、タンクが加熱された際、安全弁が作動して高圧の水素ガスが放出されること等を踏まえた消防活動が必要となる。具体的には、水素ガス及び水素火災は目に見えないことから、風上側からタンク付近を避けて近づくとともに、ガス漏れ音の確認や水素ガス測定器等を用いた測定、送排風機等を用いたガスの拡散等を行いながら活動することとしている。

(ウ) 天然ガス自動車 (NGV:Natural Gas Vehicle)

燃料電池自動車と同じく高圧ガスタンクの搭載等を踏まえた活動が必要となるが、天然ガス自動車には、ガソリンを搭載した「バイフューエル車」があることから、ガソリン車と勘違いしてガス漏れ等を

見落とすことのないよう留意することとしている。

■(2) 新たなエネルギー技術に対応するための危険物規制のあり方の検討

ア 水素エネルギーへの対応

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」こととされた。このことを踏まえ、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の諸課題を把握するため、消防庁では、水素等の製造・輸送・利用に関連する業界団体、関連企業が立地する地方公共団体に対してヒアリング調査を実施した。その結果、主に以下の課題が明らかになった。

① 危険物規制の技術基準について

危険物施設と高圧ガス施設の間に設ける安全のための距離や、危険物の長距離配管の厚さについて、リスクに応じた柔軟な対応が可能な基準の整備。

② 危険物規制の手続について

更新手続や立会いによる検査等の簡略化。

③ その他

消防本部の審査・検査業務における高度な専門性の支援。

こうした課題を踏まえて、消防庁では、「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、危険物規制のあり方について検討している。

イ リチウムイオン蓄電池への対応

リチウムイオン蓄電池は、携帯電話、パソコン、電気自動車などの様々な用途に使用され、広く国民生活に普及している。

リチウムイオン蓄電池が発火源となる火災件数は増加傾向にあり、消防庁として、ホームページやSNS等を活用し、誤った使用方法に関する注意喚起や正しい廃棄方法の広報活動などを行っている。

また、リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液は、石油類と同様の火災危険性を有する危険物(引火性液体)であり、物流倉庫や電気自動車の製造工場など、一定量以上のリチウムイオン蓄電池の貯蔵等を行う施設については、消防法により危険物施設として一定の安全対策を求めている。

消防庁では、令和4年度及び令和5年度に「リチ

ウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」（以下、本特集において「検討会」という。）を開催し、リチウムイオン蓄電池の火災危険性や貯蔵等を行う施設の実態を踏まえた特例基準等について検討を進めるとともに、順次、消防法令で規定する危険物規制の技術基準の改正を行ってきた。

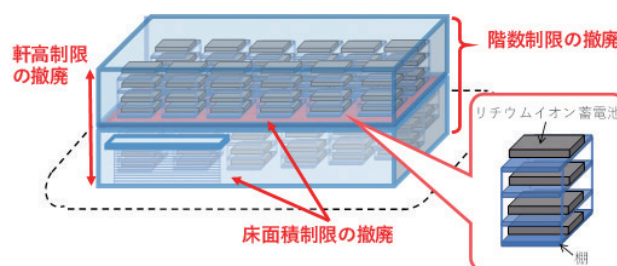
(ア) 屋外に設けるリチウムイオン蓄電池設備に係る特例基準

屋外に設けるリチウムイオン蓄電池設備のうち、一定の安全基準に適合するなどの条件を満たすものについては、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いことから、令和5年9月に「危険物の規制に関する規則」の一部を改正し、周囲に設ける空地等の規制を適用しないこととした。

(イ) リチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫（屋内貯蔵所）に係る特例基準

検討会で実施した消火実験等の結果から、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫（屋内貯蔵所）のうち、所要の性能を有するスプリンクラー設備を設ける等の安全対策を講じたものについては、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いことから、令和5年12月に「危険物の規制に関する政令」の一部を改正し、階数、面積等を制限する規制を適用しないこととした（特集8-1図）。

特集8-1図 リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所



(ウ) リチウムイオン蓄電池の組立て等を行う工場等（一般取扱所）に係る特例基準

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされた。また、「リチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするための必要な措置を講ずる。」とされた。

検討会では、電気自動車工場等の実態を踏まえ、リチウムイオン蓄電池の組立て等を行う工場等（一般取扱所）について、リチウムイオン蓄電池の集積方法や充電率に応じた安全対策を講じる場合には、建物周囲に設ける空地等の規制や泡消火設備の設置等の規制を適用しない旨の特例基準について一定の結論を得た。この結論を踏まえ、今後、所要の法令改正を行うこととしている。



着火前

火災最盛期



スプリンクラー作動

鎮圧状態

スプリンクラー設備による
リチウムイオン蓄電池の消火実験



トピックス

- 1 消防の広域化及び連携・協力
- 2 消防における女性の活躍推進に向けた取組
- 3 感震ブレーカーの普及推進
- 4 地方公共団体の受援計画の策定促進
- 5 大規模災害時における情報の収集・広報
- 6 国際協力・国際交流

Topics 1 消防の広域化及び連携・協力

トピックス1-1図 おおいた消防指令センター



- ・総事業費約65億円（プロポーザル方式）
 - ・指令台9台（災害輻輳時には機能分割により最大36件の通報に対応可能）
 - ・1当勤務員14名、2交代制（全勤務員49名、うち日勤者7名）
- ※大分県：面積約6,341平方キロメートル、人口約110万人。県土の約7割が山地であり、豊後水道に沿ってリアス海岸が続く複雑な地形を有している。

■全国初の全県一区の共同消防指令センター

令和6年10月1日、大分県内全18市町村14消防本部による「おおいた消防指令センター」の本格運用が開始された。

平成31年3月に大分県と各市町村共同による指令業務の共同運用に係る勉強会が開始され、その後、双方による共同運用の実施に向けた具体的な検討が行われた。令和3年には各市町村において大分市への消防指令業務に係る「事務の委託」が議決され、この度、指令システムの整備等が完了し、本格運用開始に至った。

全国で初めてとなる全県一区での指令センターの共同運用により、一元的な災害情報の把握が可能となり、相互応援について迅速な判断が可能となるほか、通報者との映像の送受信が可能な映像通報システムが新たに導入されたことで、通報時の詳細な災害状況等の把握が県内全域で可能となるなど、住民サービスの向上につながる効果が期待される。

■広域化及び連携・協力の推進状況

消防の広域化は、2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同で行うことをいい、平成18年に消防組織法に位置付けられて以降、消防本部の規模拡大による体制の強化を目的として、消防庁が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下、本トピックスにおいて「広域化基本指針」という。）を示し、推進してきた。平成18年には811あった消防本部数は、広域化に伴う消防組織の統合により、令和6年4月1日現在では、720となった。

トピックス1-1表 近年の広域化の実績

広域化年月日	広域化後の消防本部	広域化前の消防本部等（参画団体）
H31.4.1	あぶくま消防本部	・岩沼市消防本部（岩沼市） ・亘理地区行政事務組合消防本部（亘理町・山元町）
H31.4.1	久留米広域消防本部	・久留米広域消防本部 （久留米市・小郡市・うきは市・大井町・大木町） ・大川市消防本部（大川市）
R3.4.1	高岡市消防本部	・高岡市消防本部（高岡市） ・氷見市消防本部（氷見市）
R3.4.1	堺市消防局	・堺市消防局（堺市・高石市） ・大阪狭山市消防本部（大阪狭山市）
R4.4.1	茅ヶ崎市消防本部	・茅ヶ崎市消防本部（茅ヶ崎市） ・寒川町消防本部（寒川町）
R5.4.1	上尾市消防本部	・上尾市消防本部（上尾市） ・伊奈町消防本部（伊奈町）
R6.4.1	大阪南消防局	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 （柏原市・羽曳野市・藤井寺市） ・富田林市消防本部 （富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村） ・河内長野市消防本部（河内長野市）

また、消防の連携・協力は、一部の消防事務を共同で行うことをいい、平成31年4月1日以降に広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、連携・協力を進めていくことで、広域化を実現するための下地が作られることが期待される。

消防庁では、連携・協力について、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）を示して推進しており、連携・協力の中でも特に、高機能消防指令センターの共同運用は、現場要員の充実や高度な運用により区域内の消防力を大きく向上させることが可能となるほか、財政面でのメリットも大きいといえる。令和6年4月1日現在では、50地域212本部で指令の共同運用が実施されている。

■基本指針の改正

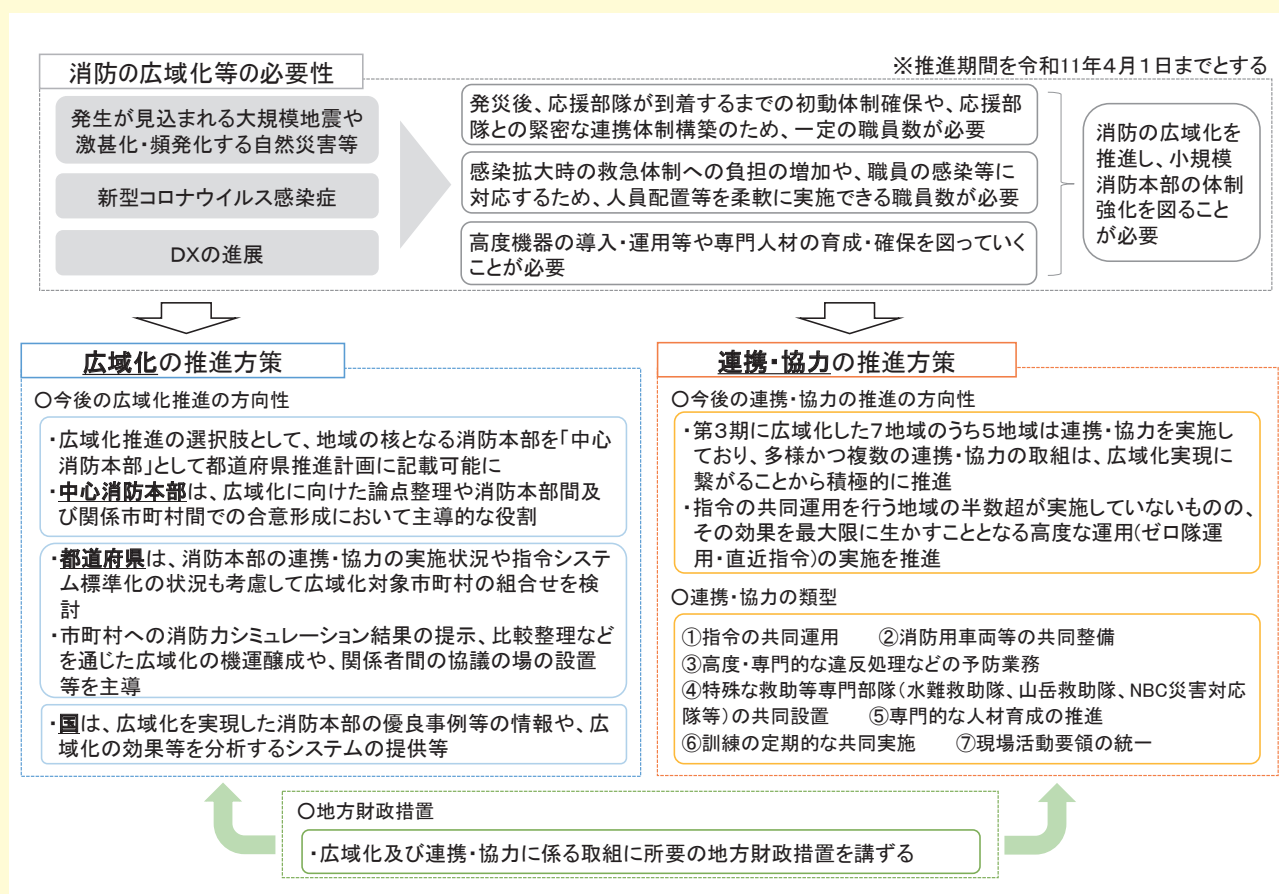
大規模な地震、風水害といった激甚化する自然災害や新たな感染症の拡大への備え、DXの進展に伴う人材確保の必要性などを踏まえると、消防本部規模の拡大等によるスケールメリットを活かし、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが必要である。

これらのことから、引き続き、広域化等の取組を推進するため、消防庁では、令和6年4月1日に推進期限を迎えた広域化基本指針及び連携・協力基本指針を改正した。新しい基本指針においては、どちらも推進期限を令和11年4月1日まで延長した。

広域化基本指針の主な改正ポイントは、次のとおりである。

- ① 中心となる消防本部の積極的な取組が広域化の実現に寄与していたため、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を、都道府県が定める消防広域化推進計画に新たに位置付けられるようにした。
- ② 広域化につながった連携・協力の事例を基に、連携・協力の類型を七つに見直した。
- ③ 広域化や連携・協力に関する地方財政措置を拡充した。

トピックス1-2図 広域化基本指針の改正のポイント



Topics 2 消防における女性の活躍推進に向けた取組

消防庁では、消防分野において活躍する女性を知ってもらい、消防を目指す女性を増やすため、消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を開設し、PR動画等の広報制作物を公開しているほか、男性育休の取得促進や、消防団入団促進広報等に取り組んでいる。さらに、令和6年4月1日には、消防庁での取組を包括的かつ分野横断的に推進するため、消防庁内にWPS（Women, Peace and Security）推進専門官を設置し、女性活躍推進のための体制を強化している。

■女性消防吏員の活躍推進

全国の消防吏員に占める女性の割合は、3.7%（令和6年4月1日現在）であり、全国で活躍する女性の消防吏員は年々増加している。消防庁では、まずは「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け通知）で示した、令和8年度当初までに女性の割合を5%に引き上げることを目標に、消防を自らの職業として選択する女性の増加に向け、以下のような取組を行っている。

《女性消防吏員活躍推進モデル事業》

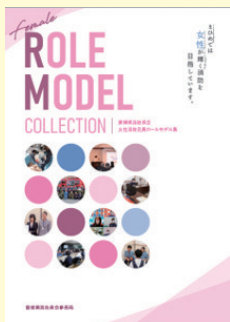
全国の消防本部にとって参考となる先進事例を構築し、取組の横展開を図っていくことを目的に、国の委託事業としてモデル事業を実施している。



女性消防職員募集のためのPR動画制作及び放映
西宮市（兵庫県）



女性の働き方に関する民間企業とのタイアップ研修
松江市（島根県）



女性消防吏員のロールモデル集の作成
松山市（愛媛県）



幅広い層へのPRを目的としたメタバースを用いた消防署見学
京都市（京都府）

《PRポスター、パンフレットの作成》

女性消防吏員をより身近に感じてもらうため、様々な業務で活躍する現役の女性消防吏員をモデルとして起用したポスター及びパンフレットを作成し、これまで消防が将来の職業の選択肢になかった女性をターゲットとした広報に取り組んでいる。



PRポスター



パンフレット

《女性救急隊員の職務環境の整備促進》

消防庁では、「救急業務のあり方に関する検討会」において、女性救急隊員の職務環境の整備促進に係る取組として、身体的負担軽減が期待される電動ストレッチャーの導入や救急現場に持参する酸素ボンベの軽量化などの先進的な事例をとりまとめ、各消防本部へ周知している。

また、電動ストレッチャーの導入については、令和6年度からは緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象として新たに追加し、女性救急隊員の更なる活躍につながる取組を促進している。

《女性消防吏員同士の交流》

女性消防吏員が自主的に集まり、勉強会や情報交換を行うとともに、消防本部の枠を超えて相互に親睦を深める場としてJFFW（Japan Fire Fighting Women's Club）交流会が開催されており、令和6年度は横浜市で開催された。



JFFW交流会

《男性消防職員の育児休業の取得促進》

女性活躍推進のためには、男性も含めて仕事と家庭の両立支援に取り組むことが重要である。消防庁では、育児休業取得率に関する政府目標である令和7年までに50%、令和12年までに85%（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定））を達成するため、男性消防職員の育休取得率が高い消防本部が実施している取得促進策の横展開等に取り組んでいる。

《緊急消防援助隊を受け入れる環境の整備》

令和6年能登半島地震においても緊急消防援助隊として女性隊員が出動するなど、災害が激甚化・頻発化する中、男女問わず被災地へ派遣されることが想定される。そのため、緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備について、令和6年度から緊急防災・減災事業債の対象に加えるなど、女性のための宿営環境の整備を促進している。

■女性消防団員の活躍推進

消防団員に占める女性の割合は、3.8%（令和6年4月1日現在）であり、全国で活躍する女性の消防団員は年々増加している。

消防庁では、消防団員に占める女性の割合について、10%を目標としつつ、当面、令和8年度までに5%（第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定））とする目標を掲げており、女性消防団員の入団促進に向けて、以下のような取組を行っている。

《消防団入団促進広報》

女性タレントを起用したポスター・PR動画を作成するなど女性が活躍できる場としての消防団の認知度向上を図っているほか、夏休みなどの長期休暇期間に、全国のショッピングモールにおいて、入団促進イベントを実施するなど、様々な取組を行っている。



入団促進イベント

《消防団の力向上モデル事業》

女性や若者をはじめとする幅広い住民の入団促進のため、社会環境の変化に対応した消防団運営の促進に向け、地方公共団体の先進的な取組を支援している。

令和5年度は、大阪府において女性消防団員の認知度向上と入団促進を目的に、女性消防団員によるワークショップ形式によるイベントを実施したほか、北茨城市では災害現場における活動内容の確認と団員間の連携強化を目的に、女性消防団員による傷病者等の応急手当訓練を実施するなど、多くの地方公共団体で女性団員の確保や活動活性化の取組が行われている。

引き続き、優良事例を横展開するとともに、今後は女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援していく。



ワークショップイベント
(大阪府提供)



応急手当訓練
(北茨城市提供)

《女性消防団員の活動環境の整備促進》

女性消防団員が活動しやすい環境を構築できるよう、緊急防災・減災事業債の活用を通じて、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設置等を推進している。

また、消防団設備整備費補助金において、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型化・軽量化された救助用資機材等の整備を推進していく。

Topics 3 感震ブレーカーの普及推進

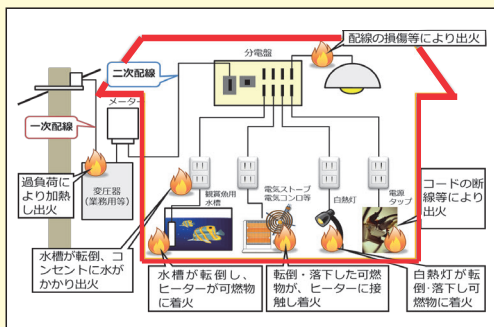
■感震ブレーカーの普及推進の背景・目的

令和6年能登半島地震により輪島市の朝市通り周辺で発生した火災は、半島沿岸部にある木造密集地域で発生したもので、焼失面積約4万9千平方メートル、約240棟焼損という大規模災害となった。この教訓を踏まえ、消防庁では国土交通省と共同で「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後の対応策として感震ブレーカー（以下、本トピックスにおいて「感震ブレーカー」は感震遮断機能付きの分電盤のほか、コンセントタイプや簡易タイプを含むものとする。）の普及推進を含む地震火災対策をとりまとめた。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和6年6月28日修正）においても、感震ブレーカーの普及推進が盛り込まれた。

これらを踏まえ、消防庁では、有識者、感震ブレーカー製造業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、経済産業省等の関係省庁により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」（以下、本トピックスにおいて「対策会議」という。）を開催し、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な取組を進めている。

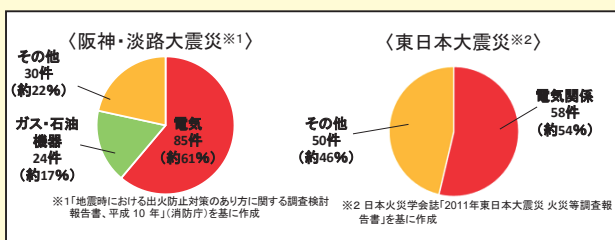
トピックス3-1図 電気に起因する出火の可能性のある主な部位（感震ブレーカーの設置により赤枠内（二次配線を除く）の火災を防ぐことが可能）



■感震ブレーカーの普及に関する現状と課題

過去の大規模地震時に発生した火災において、電気原因とする火災は半数以上を占めており、感震ブレーカーの設置を推進する必要がある一方で、感震ブレーカーの設置率は低位にとどまっており、普及推進の加速化が求められる。

トピックス3-2図 過去の大規模地震時における火災の発生状況



内閣府及び消防庁が地方公共団体に対するアンケート調査を行った結果、

- ・感震ブレーカーの認知度が低い
 - ・電気火災を防止する効果が知られていない
 - ・各戸の状況に合わせた感震ブレーカーのどの製品を選べばよいかわからない
 - ・感震ブレーカーの取付けが難しい
 - ・取扱店が少ない
 - ・感震ブレーカーに対する補助制度の認知度が低い
- 等が普及推進を図る上での課題として挙げられた。

■多様な媒体を通じた広報活動の展開

まずは感震ブレーカーの認知度の向上が必要であることを踏まえ、消防庁では、感震ブレーカーの普及に向けて、各消防本部等での普及啓発の際に使用できる動画の制作や、関係省庁と連携したチラシの作成・配布といった広報活動を展開している。



感震ブレーカー普及啓発用チラシ

■今後の対応の方向性

- ・普及推進体制の構築

各地域において、着実に普及を進めるためには、地方公共団体や消防関係者のみならず、電気関係事業者や住宅関係事業者、地域住民による自主防災組織や女性防火クラブ等と連携して取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に即した普及推進体制を構築することが必要である。

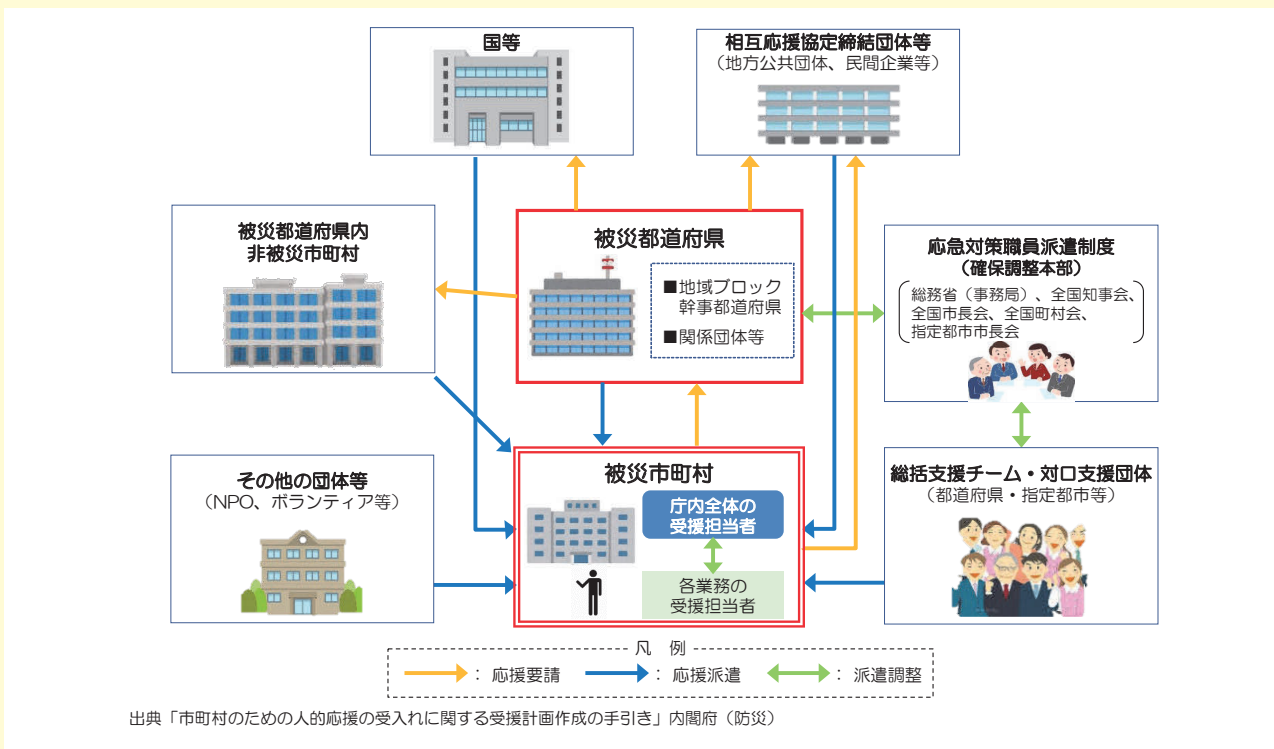
- ・普及に向けた具体的な計画の作成

防災基本計画において感震ブレーカーの普及が位置付けられたことを踏まえ、都道府県及び市町村において地域防災計画の見直しを実施することが必要である。また、当該取組の実効性を確保するため、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定（普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等）することが重要である。

消防庁においては、感震ブレーカーについて普及推進状況に関する実態把握を行った上で、対策会議における議論も踏まえ、各地域における取組を推進するため、令和6年度中にモデル計画等を通知する予定である。

Topics 4 地方公共団体の受援計画の策定促進

トピックス4-1図 災害時応援受援体制のイメージ



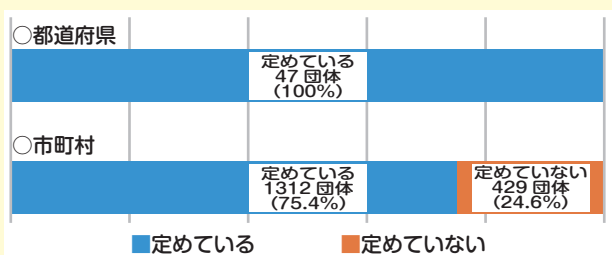
大規模災害時には、人命救助だけではなく、避難所運営、支援物資の供給、罹災証明などの膨大な業務が発生することから、被災地方公共団体のみで災害対応を全て実施することは極めて困難である。

そこで、地方公共団体においては、国、他の地方公共団体、関係機関等との相互連携のもと、人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）を構築することで、災害対応力を強化することが求められている。

■地方公共団体の受援計画の策定状況

地方公共団体は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体等から受援できるよう、あらかじめ受援計画を策定することが重要である。消防庁及び内閣府では、地方公共団体に対して、毎年、受援計画の策定状況について調査を実施しており、令和5年6月1日現在で、都道府県は全ての団体で策定済みである一方、市町村は策定済みの団体が約75%であり、未策定の団体が約25%の状況にある。

トピックス4-2図 地方公共団体の受援計画の策定割合（令和5年6月1日時点）



■受援計画の策定促進

消防庁においては、令和6年能登半島地震における対応等も踏まえ、地方公共団体における受援体制の構築に向けて、内閣府と連携した研修会の実施などにより、引き続き、受援計画を策定していない市町村に対する策定の要請を行っていく。

また、受援計画を策定した地方公共団体に対しても、庁内全体の受援担当者や受援対象業務ごとの担当者の選定や、応援職員の執務スペース確保の手順・内容、宿泊場所として活用可能な施設のリスト化、民間事業者との協力体制などを当該計画に位置付け、より実効性を高めることにより、災害対応力の強化を図るよう、内閣府と連携し、研修会等を通じて、周知を図っていく。

トピックス4-1表 地方公共団体の受援計画における主な項目の記載割合（令和5年6月1日時点）

項目	都道府県	市町村
庁内全体の受援担当者選定	100.0%	72.3%
受援対象業務の整理	91.5%	58.1%
各業務の受援担当者選定	85.1%	55.9%
応援職員等の受け入れ環境確保	89.4%	49.7%

※各項目の割合は、全ての都道府県又は市町村に対するもの

■消防本部の受援能力の向上について

大規模災害時、被災地消防本部は、消火、救助、救急活動に追われる中、緊急消防援助隊を始めとした応援隊を円滑に受け入れる役割を担い、連携して活動を行う必要がある。

しかし、多くの消防本部では、大規模災害に被災した経験が少ないため、応援要請の遅れや応援隊の受入れ等、受援に課題が生じる場合がある。このことから、消防本部の受援能力向上のため、消防機関等の受入れに係る受援計画の策定や見直し、訓練の実施等、平時からの準備が重要である。

消防庁では、令和元年度に消防本部に対し、上記受援計画の策定例を提示し、要請の基準、要請判断の方法、受援業務の分担など、受援計画に定めるべき内容を明確化したほか、実災害を踏まえて、随時、内容を見直し、補強してきた。また、受援能力の向上には日々の受援訓練が重要であるため、令和5年度には、訓練の企画から実施までのポイントをまとめた動画を作成し、全国の消防本部等に共有した。

さらに、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練では、地域特性を反映した災害想定のもと、消防本部に災害対策本部等を設置し、受援体制の構築、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び部隊活動調整等について、ロールプレイング方式による図上訓練を実施している。

引き続き、受援計画の策定や見直しの推進、実践的な訓練の実施を通じて、全国の消防本部等の受援能力の向上に取り組んでいく。



緊急消防援助隊の受援訓練の様子



受援図上訓練教養動画



地域ブロック合同訓練での受援訓練の様子

Topics 5 大規模災害時における情報の収集・広報



令和6年能登半島地震における輪島市での
ヘリコプターによる活動状況
(富山県消防防災航空隊提供)

令和6年能登半島地震における土砂ダムの状況
(名古屋市統括指揮支援隊提供)



■大規模災害時における情報収集

災害時に的確な対応を図るためには、被災地の被害情報・孤立情報をはじめとした様々な情報を迅速に収集・集約するとともに、災害対応に当たる関係者間で、緊密に情報共有することが求められる。

消防庁では、大規模災害時に的確かつ迅速な対応を図るため、各消防本部や地方公共団体等から情報収集している。

消防庁が把握する情報には、119番通報や被害者の数等に加え、緊急消防援助隊が撮影した災害現場の映像、都道府県の消防防災ヘリコプターによる上空からの映像や高所監視カメラ映像などがあり、被害状況等の把握のためには、視覚的な情報の収集・共有が重要である。

■「消防庁映像共有システム」の活用

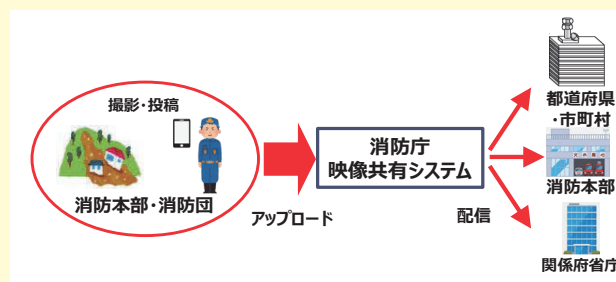
消防庁では、災害現場の映像情報を共有する手段の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」を整備し、令和6年9月から運用を開始している。

本システムは、インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンからアクセスし、映像等の投稿・閲覧・管理などを行うシステムである。災害現場に最も早く駆けつける消防職団員からの映像情報を、消防庁と地方公共団体の間や地方公共団体間で共有することで、被害の早期把握や迅速な対応につなげるものである。

令和6年度中には、本システムと内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を接続することとしており、映像等を関係府省庁とも共有し、国としての迅速かつ効果的な災害対応につなげていく。

消防団を含めた各消防機関においては、発災時に本システムを活用して、映像等の情報を関係者と共有できるように、普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、本システムの積極的な活用に向けた取組を進めることが重要である。

トピックス5-1図 消防庁映像共有システム



■消防庁現地広報員の活動

消防庁では、大規模災害が発生し、緊急消防援助隊の出動が決定した場合等に、状況により消防庁現地広報員を派遣している。

消防庁現地広報員は、被災地における被害の状況や緊急消防援助隊・地元消防本部・消防団の活動等を記録し、正確かつ適切に報道されるよう情報共有を行うとともに、厳しい状況下における消防職員や消防団員の働きを広く伝えること等により、現地で尽力している部隊の士気向上等を図っている。



現地広報員による活動

Topics 6 国際協力・国際交流

■国際消防防災フォーラムの開催

アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では平成19年度から、主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」（以下、本トピックスにおいて「フォーラム」という。）を開催しており、令和5年度は、カンボジアにて実施した。



フォーラムの様子（令和5年度 カンボジア）

令和5年度に開催したフォーラムには、消防・救助を担当する内務省のみならず、自衛防災組織、空港消防隊、消防防災関連企業など、カンボジアの様々な層から約250名の参加を得ることができ、日本からも、消防庁以外に在カンボジア日本国大使館、13の消防防災関連企業等が出席した。

2日間にわたる開催期間中、我が国の火災予防制度、消防団制度等の説明に加え、日系企業等による製品紹介が行われた。



展示ブースにおける日系企業の製品紹介
（令和5年度 カンボジア）

令和5年度に開催したフォーラムへの参加企業等は、フォーラムで築いたネットワークを基に、海外展開に取り組んでいる。

■開発途上国からの研修員受入れ

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修の2コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施している。



救急救助研修（令和5年度 大阪）

■中古消防車両等の海外寄贈

消防本部や消防団の中には、開発途上国からの要請に応じて、不用となった消防車両等を無償で寄贈しているところもあり、令和5年度は26の国へ111台が寄贈されている。また、一部では消防車両等の寄贈に併せて、車両のメンテナンスや使用要領に関して技術指導も行っている。

このような寄贈は、開発途上国の災害対応能力向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として効果が大きく、消防庁では関係省庁等とも連携しながら、これを推進している。



車両寄贈時における技術指導
（令和6年3月 ブータン）

■ベトナム消防防災展への参加

例年、ベトナムからの招待を受けて、ベトナム消防防災展に消防庁関係者、消防用機器等の製造を行う企業や検査を行う機関等の団体に参加している。

令和5年度は、日越外交関係樹立50周年の年であることを記念し、総務大臣政務官が参加した。また、消防庁から、日本の火災予防制度に関する講演を行うとともに日本の消防用機器等のメーカー等が出展し、製品のPRを行った。このほか、参加各国による、消防用機器等の展示が行われた。



総務大臣政務官の挨拶



基本項目

火災予防

- ～出火件数・火災による死者数～
- ～主な出火原因別の出火件数～
- ～住宅火災件数・死者数、住宅用火災警報器設置状況～

救急体制

- ～救急業務の実施状況～
- ～事故種別救助活動件数～
- ～事故種別救助人員～

消防体制

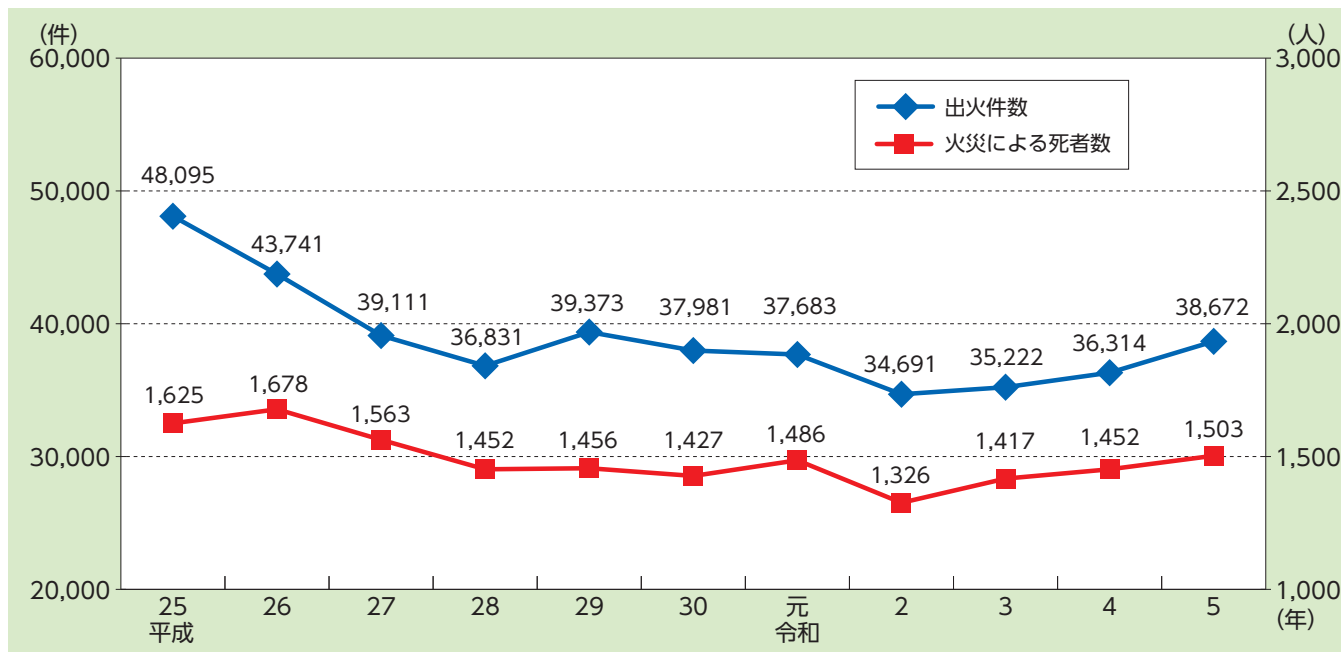
- ～消防組織～
- ～女性消防吏員数・割合の推移～

火災予防 ～出火件数・火災による死者数～

- この10年間の出火件数と火災による死者数は減少傾向であったが、令和3年からは増加に転じている。
- 令和5年中の出火件数は3万8,672件（前年比2,358件増加）であり、10年前の80.4%。
- 火災による死者数は1,503人（前年比51人増加）であり、10年前の92.5%。

【出火件数・火災による死者数の推移】

(各年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

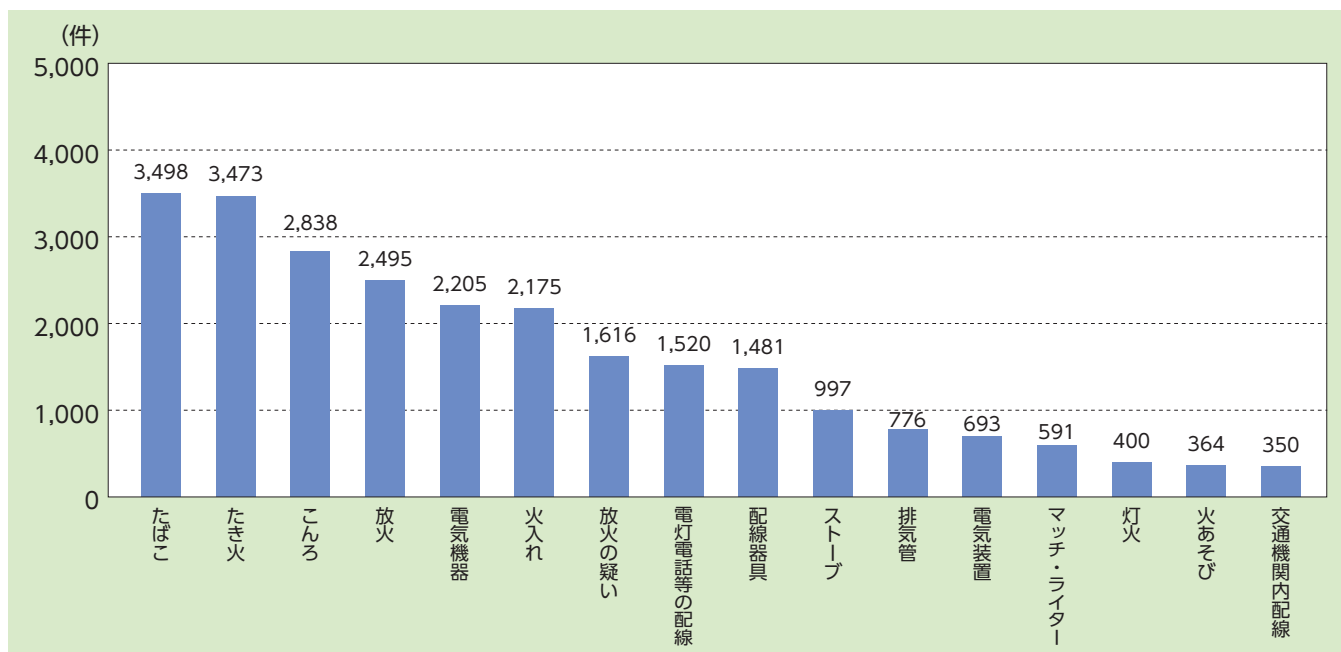
2 「出火件数」については左軸を、「火災による死者数」については右軸を参照

火災予防 ～主な出火原因別の出火件数～

- 令和5年中の主な出火原因別の出火件数をみると、たばこが3,498件と最も多く、次いでたき火、こんろとなっている。

【主な出火原因別の出火件数】

(令和5年中)



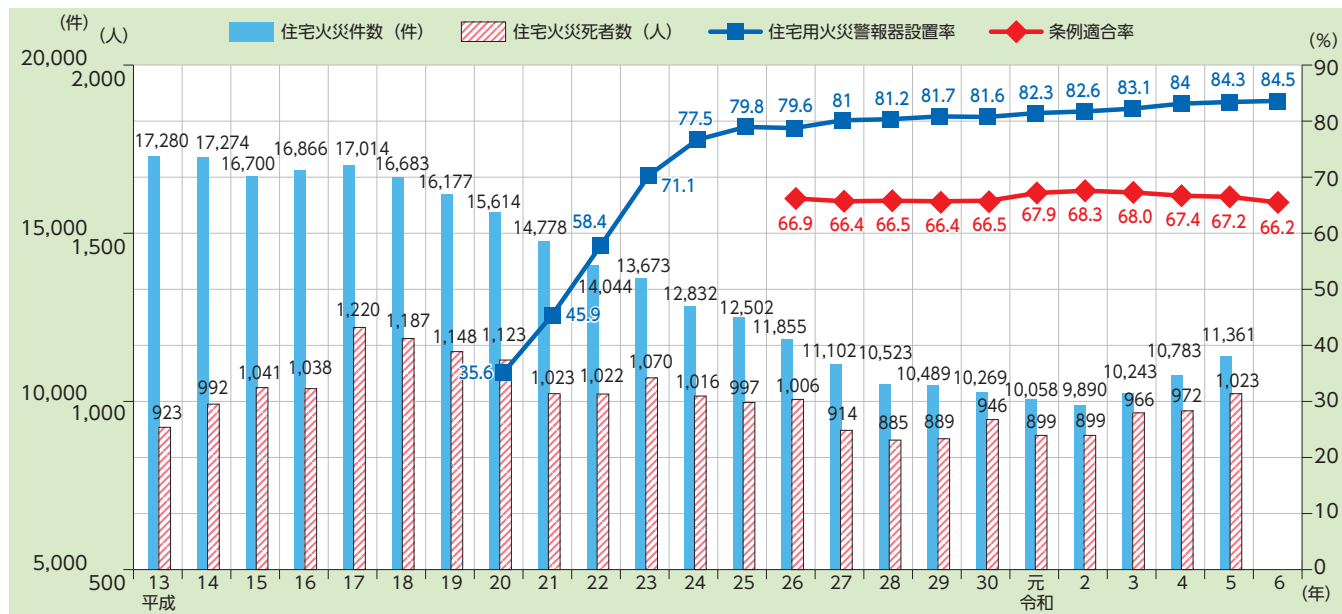
(備考) 「火災報告」により作成

火災予防 ～住宅火災件数・死者数、住宅用火災警報器設置状況～

- 火災による死者の多くが住宅火災により発生。
- 令和5年中の住宅火災件数は1万1,361件（前年比578件増加）、死者数は1,023人（前年比51人増加）。
- 住宅用火災警報器の設置率は年々上昇しており、令和6年6月1日時点で全国の設置率は84.5%、条例適合率は66.2%となっている。

【住宅火災件数（放火を除く）・死者数（放火自殺者等を除く）、住宅用火災警報器設置状況の推移】

（各年中）



（備考）1 「火災報告」及び「住宅用火災警報器の設置状況等調査結果」により作成

2 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合である。

3 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合である。

4 令和6年の住宅火災件数及び住宅火災死者数は、未確定。

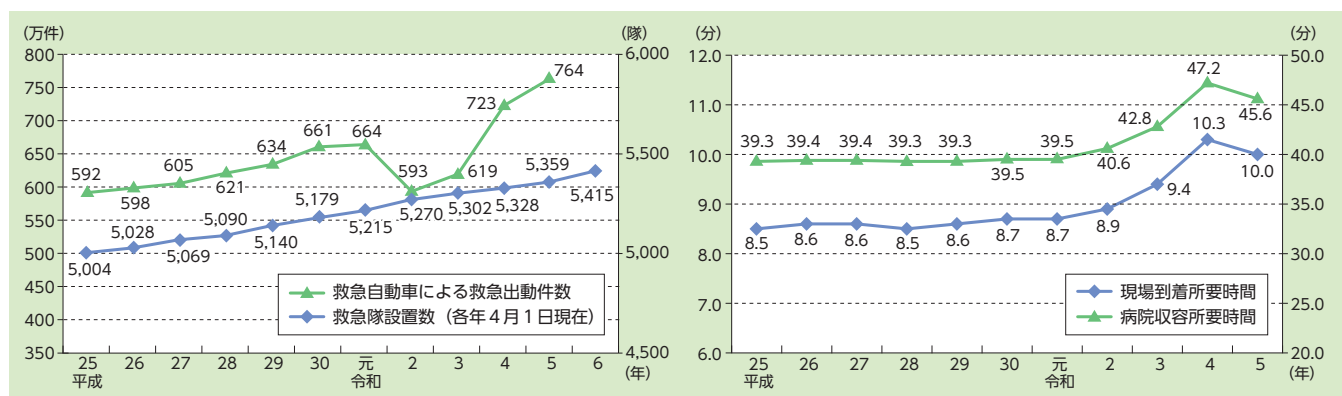
救急体制 ～救急業務の実施状況～

- 令和5年中の救急自動車による救急出動件数は、約764万件（前年比約41万件増加）。
- 令和6年4月1日現在の救急隊設置数は、5,415隊（前年比56隊増加）。
- 令和5年中の現場到着所要時間の平均は約10.0分（新型コロナウイルス感染症禍（以下「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ約1.3分延伸）。
- 令和5年中の病院収容所要時間の平均は約45.6分（新型コロナ禍前の令和元年と比べ約6.1分延伸）。

【救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移】

【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】

（各年中）



（備考）1 「救急年報報告」により作成

2 左のグラフは、「救急自動車による救急出動件数」については左軸を、「救急隊設置数（各年4月1日現在）」については右軸を参照

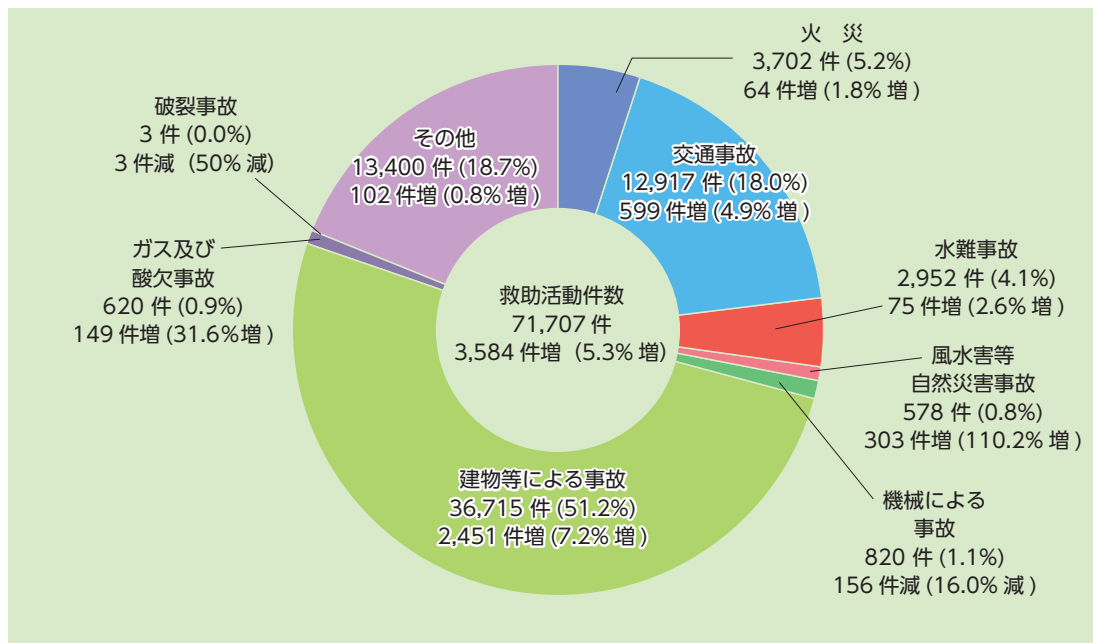
3 右のグラフは、「現場到着所要時間」については左軸を、「病院収容所要時間」については右軸を参照

救助体制 ～事故種別救助活動件数～

- 令和5年中の救助活動件数は7万1,707件（前年比3,584件増加）。
- うち、建物等による事故は3万6,715件（前年比2,451件増加）、全体の51.2%で、交通事故は1万2,917件（前年比599件増加）、全体の18.0%となっており、この2つが大きな割合を占めている。

【事故種別救助活動件数の状況】

(令和5年中)



(備考) 1 「救助年報報告」により作成

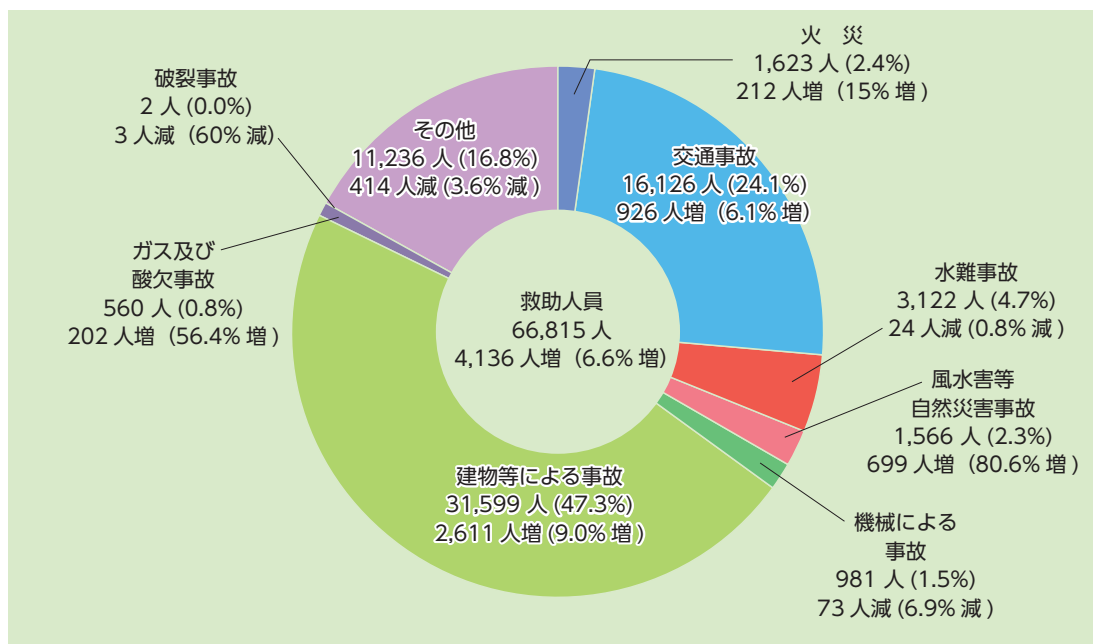
2 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

救助体制 ～事故種別救助人員～

- 令和5年中の救助人員数は6万6,815人（前年比4,136人増加）。
- うち、建物等による事故は3万1,599人（前年比2,611人増加）、全体の47.3%で、交通事故は1万6,126人（前年比926人増加）、全体の24.1%となっており、この2つが大きな割合を占めている。

【事故種別救助人員の状況】

(令和5年中)



(備考) 1 「救助年報報告」により作成

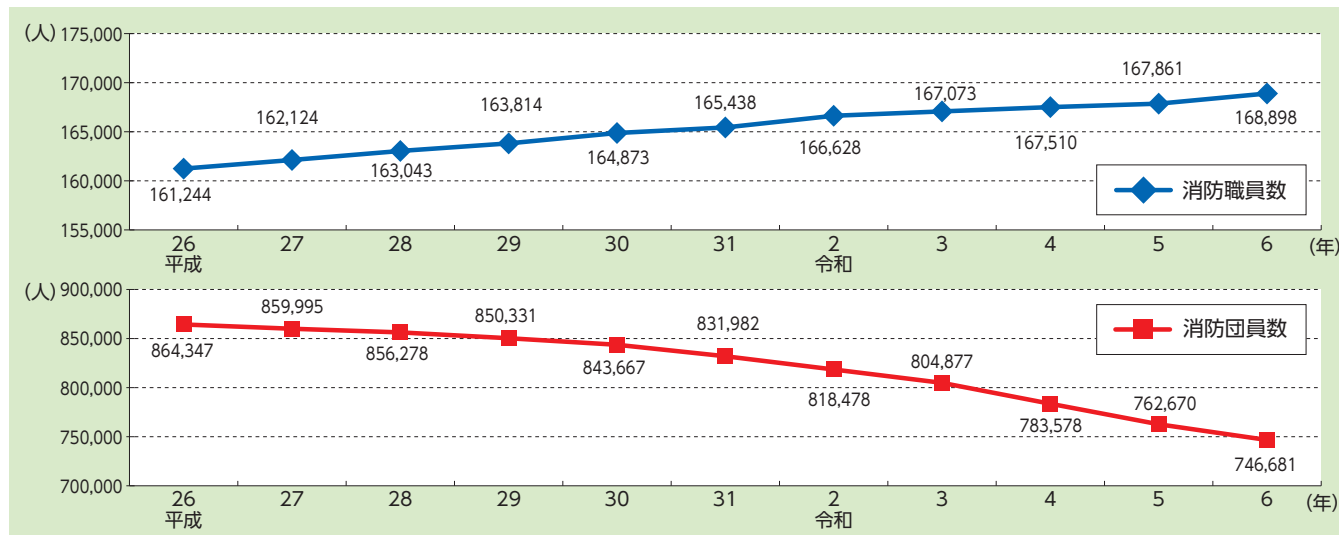
2 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

消防体制 ～消防組織～

- 消防本部（令和6年4月1日現在）
 - ・ 720消防本部、1,716消防署を設置。消防職員数は16万8,898人（前年比1,037人増加）。
- 消防団（令和6年4月1日現在）
 - ・ 消防団数は2,174、消防団員数は74万6,681人（前年比1万5,989人減少）。
 - ・ 消防団は市町村の非常備の消防機関。全ての市町村に設置。

【消防職員数、消防団員数の推移】

（各年4月1日現在）



（備考）1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成

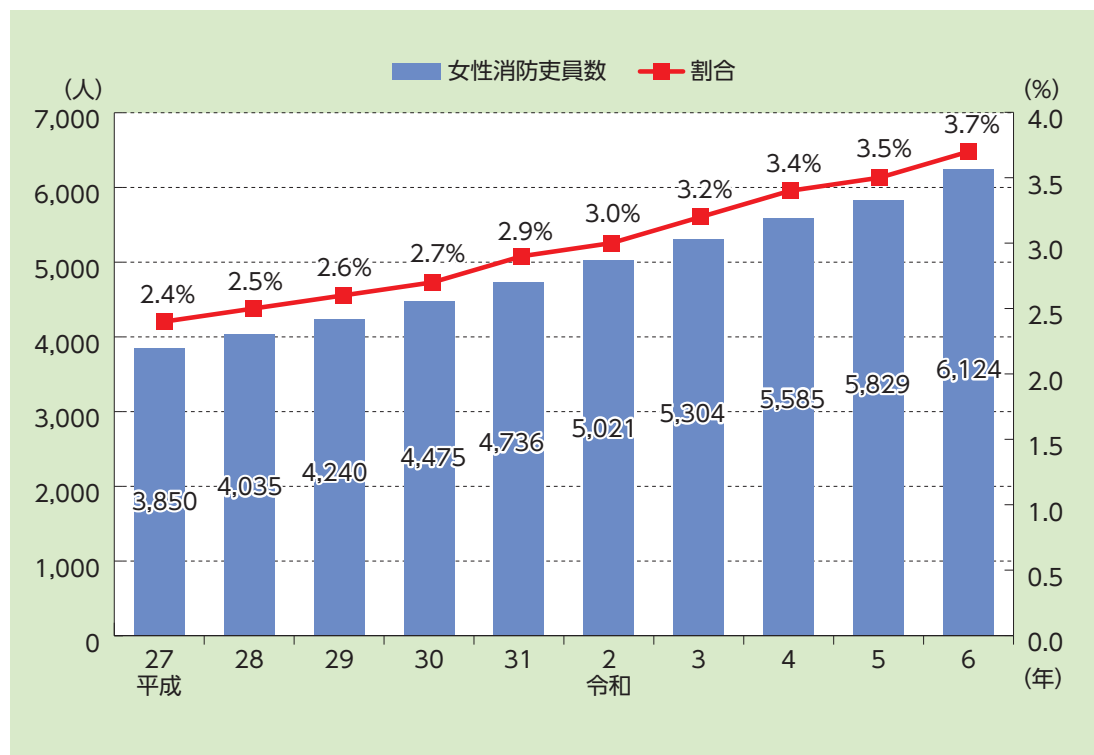
2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

消防体制 ～女性消防吏員数・割合の推移～

- 令和6年4月1日現在、女性消防吏員数は6,124人（前年比295人増加）。
- 全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は3.7%であり、近年増加傾向。

【女性消防吏員数・割合の推移】

（各年4月1日現在）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

図表索引

特集 1

特集 1 - 1 表	令和 6 年能登半島地震（マグニチュード 7.6）による市町村別震度一覧	3
特集 1 - 1 図	令和 6 年能登半島地震震度分布図	3
特集 1 - 2 表	被害状況（人的・住家等被害）（令和 6 年 11 月 21 日現在）	4
特集 1 - 3 表	緊急消防援助隊の活動実績	6
特集 1 - 4 表	被害状況（人的・住家被害）（令和 6 年 11 月 21 日現在）	13
特集 1 - 5 表	政府の主な動き	14

特集 2

特集 2 - 1 表	政府の主な動き	19
特集 2 - 2 表	消防庁の対応	19
特集 2 - 3 表	政府の主な動き	21
特集 2 - 4 表	消防庁の対応	21
特集 2 - 5 表	台風 10 号による被害状況（令和 6 年 11 月 21 日現在）	23
特集 2 - 6 表	政府の主な動き	23
特集 2 - 7 表	消防庁の対応	23

特集 3

特集 3 - 1 表	緊急消防援助隊の出動実績	26
特集 3 - 1 図	土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成	29
特集 3 - 2 図	NBC 災害即応部隊の基本的な編成	30
特集 3 - 3 図	近年の緊急消防援助隊の配備車両等	30

特集 4

特集 4 - 1 図	平成 20 年～令和 6 年の熱中症による救急搬送人員の推移	34
特集 4 - 2 図	マイナ救急事業イメージ図	35
特集 4 - 3 図	マイナ救急のイメージ（マイナ救急実証事業参加消防本部による デモンストレーション）	37
特集 4 - 4 図	救急安心センター事業（＃7119）の普及状況	37

特集 5

特集 5 - 1 図	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要	39
特集 5 - 2 図	消防団員数の現状	40
特集 5 - 1 表	都道府県別の消防団員の処遇改善に係る対応状況	41
特集 5 - 3 図	消防団協力事業所表示制度	43

特集 6

特集 6 - 1 図	消防庁映像共有システムの運用例（令和 6 年能登半島地震での活用）	48
特集 6 - 2 図	緊急消防援助隊（指揮支援部隊）におけるデジタル作戦卓等の D X 資機材の 活用イメージ	48
特集 6 - 3 図	A I を活用した救急隊運用最適化の例	49
特集 6 - 4 図	消防指令システムのインターフェイスの標準化・消防業務システムのクラウ ド化のイメージ	50
特集 6 - 5 図	ドローンを用いた災害対応講習の様子	51

特集 7

特集 7 - 1 図	緊急一時避難施設（地下施設）の例（福岡市天神地下街）	53
特集 7 - 2 図	国民保護訓練の分類	54

特集 7-3 図	県主導訓練の例（図上訓練）	54
特集 7-4 図	県主導訓練の例（弾道ミサイルを想定した住民避難訓練）	55
特集 7-5 図	弾道ミサイル発射時の J アラートによる情報伝達	55
特集 7-6 図	弾道ミサイル飛来時の行動について（内閣官房作成資料）	55

特集 8

特集 8-1 図	リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所	61
----------	----------------------	----

トピックス 1

トピックス 1-1 図	おおいた消防指令センター	65
トピックス 1-1 表	近年の広域化の実績	65
トピックス 1-2 図	広域化基本指針の改正のポイント	66

トピックス 3

トピックス 3-1 図	電気に起因する出火の可能性がある主な部位（感震ブレーカーの設置により赤枠内（二次配線を除く）の火災を防ぐことが可能）	69
トピックス 3-2 図	過去の大規模地震時における火災の発生状況	69

トピックス 4

トピックス 4-1 図	災害時応援受援体制のイメージ	70
トピックス 4-2 図	地方公共団体の受援計画の策定割合（令和 5 年 6 月 1 日時点）	70
トピックス 4-1 表	地方公共団体の受援計画における主な項目の記載割合（令和 5 年 6 月 1 日時点）	70

トピックス 5

トピックス 5-1 図	消防庁映像共有システム	72
-------------	-------------	----

基本項目

出火件数・火災による死者数の推移	77
主な出火原因別の出火件数	77
住宅火災件数（放火を除く）・死者数（放火自殺者等を除く）、	
住宅用火災警報器設置状況の推移	78
救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移	78
救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移	78
事故種別救助活動件数の状況	79
事故種別救助人員の状況	79
消防職員数、消防団員数の推移	80
女性消防吏員数・割合の推移	80